

Sustainability Report

サステナビリティ
レポート
2024

Brightening the Future



新光電気工業株式会社

Contents

Contents	1
編集方針・お問い合わせ先	2
トップメッセージ	3-4
新光電気グループ概要	5-8
SHINKO Way	9

サステナビリティマネジメント

Sustainability Management

サステナビリティ推進活動の進め方	11
サステナビリティ活動推進体制	11
重要課題(マテリアリティ)	12
重要課題活動目標	13-17
SDGsへの取り組み	18-19
RBA行動規範への取り組み	20
ステークホルダーとのコミュニケーション・外部評価	21

環境課題への取り組み

Environment

環境方針	23
環境ビジョン2050	23
中長期環境目標	24-26
環境行動計画	27
環境マネジメント	28-32
気候変動	33-39
資源循環	40-46
自然共生	47-50
海外拠点の取り組み	51

社会課題への取り組み

Social

人権の尊重	53-54
ダイバーシティの尊重	55-56
活力ある企業風土づくり	57-59
人材の育成と活用	60-61
労働安全衛生	62-64
地域社会への貢献	65-68
品質による信頼性の向上・お客様への貢献	69-72
サプライチェーンによる社会的責任の推進	73-77

ガバナンス

Governance

コーポレート・ガバナンス	79-82
コンプライアンス	83-85
リスクマネジメント	86-92
知的財産	93-95

財務・非財務データ

Data

業績・財務データ(連結)	97
社員関連データ	98
ガバナンス関連データ	99
環境データ	100-105
第三者保証報告書	106
GRIスタンダード対照表	107-110

編集方針

本報告書は、新光電気グループにおける「環境」「社会」「ガバナンス」を中心とした活動について、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことを目的として、毎年発行しています。

【対象期間】

2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや直近の活動を含みます。

【対象範囲】

原則として新光電気グループ全体について掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。

なお、本報告書における表記は以下の通りとしています。

- ・新光電気工業株式会社を含む全グループ会社：新光電気グループ
- ・新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社：新光電気グループ(国内)
- ・新光電気工業株式会社：当社

【発行日】

2024年9月(次回発行予定：2025年9月 前回発行：2023年9月)

【参考ガイドライン】

- ・GRI Sustainability Reporting Standards
- ・環境省 環境報告ガイドライン(2018年版)

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

〒381-2287 長野県長野市小島田町80

サステナビリティ推進室 CSR推進部

トップメッセージ

先進的なテクノロジーをもとに
暮らしを豊かに彩るものづくりに取り組むとともに
輝かしい未来の創造に貢献します

新光電気工業株式会社
代表取締役社長 倉嶋 進

私たちを取り巻く環境は、AIの急速な活用拡大やDX（Digital Transformation）の進展をはじめとするテクノロジーの進化が、人々の暮らしやビジネス等に大きな恩恵を与えると同時に社会や経済のしくみを劇的に変化させる一方で、気候変動や貧困・格差の拡大、地政学リスクの高まりなど、多様な課題が深刻化する厳しい局面にあります。こうした環境のもと、グローバル化・深刻化する社会課題に対し、企業が果たすべき役割もさらに高まる状況にあります。

こうした環境にあって、新光電気グループは、グループの存在意義や価値観、行動の原理原則を具現化したSHINKO Wayに沿い、先進的なテクノロジーをもとに製品やサービスの開発・提供を通じて社会における新たな価値創出に寄与するとともに、多様なサステナビリティ課題の解決に向けた活動を通じて企業としての社会的責任を果たすことにより、輝かしい未来の創造に貢献することを目指しています。多様化・複雑化するサステナビリティ課題への取り組みにあたっては、当社グループとして優先的に注力すべき重要課題を明確化したうえで、全社において重要課題への活動を効果的に推進しています。

地球環境と企業活動の調和を目指して

新光電気グループは、豊かな環境に貢献することを経営における最重要課題の一つと位置づけ、環境負荷低減に注力してまいりました。2022年に「環境ビジョン2050」を定め、2050年に向けて「気候変動」「資源循環」および「自然共生」の3分野についてグループの目指す姿や基本的なスタンスを明確化するとともに、各分野について中長期目標に沿った活動を展開しています。

「気候変動」への対応においては、最優先で取り組むべき喫緊の課題との認識のもと、国内・海外の全生産拠点において推進体制を整備のうえ、製造プロセスや工場ユーティリティ設備等における省エネルギー化・効率化推進や、再生可能エネルギーの創出および導入によるグリーン電力への切り替え等の施策を中心とした脱炭素化の取り組みを展開しています。また、生産体制強化を目的として新たに建設する工場や建屋については、使用する電力を100%再生可能エネルギーでまかなうなどにより、環境負荷を可能な限り低減した工場を目指した取り組みを進めています。「資源循環」の活動においては、地球における限られた資源の有効活用・リサイクルの最大化をはかるべく、廃棄物の発生抑制やリサイクル等によりゼロエミッションの取り組

みを継続的に展開するとともに、製造プロセス等で使用する水資源について使用量の削減と循環利用を全工場において進めています。「自然共生」の活動においては、事業活動による生物多様性への影響を低減することを目的として、社内施設を利用した生物多様性保全活動や全社員への教育・啓発活動を実施するとともに、地域の自治体とも協働した活動を展開しています。

環境課題がグローバルな規模でさらに深刻化する危機的な状況をふまえ、当社グループはものづくりを行う企業の責務として、地球環境と企業活動の調和をはかるべく、さまざまな活動をさらに加速してまいります。

多様性を持った社員の成長支援のために

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて、社員の多様性を尊重し成長を支援することを企業指針として定めており、多様な個性や考え方をもった社員がその能力を発揮するとともに自己の成長を実現できる環境を整備することにより、社内においてイノベーションを起こし、企業としての持続的成長を実現することができると考えています。

社員の多様性が尊重されると同時に、さまざまなバックグラウンドや環境を持った社員が働きやすい組織風土づくりの一環として、仕事と個人生活・家庭の調和に継続的に取り組んでいます。育児や介護、治療等の事情を持った社員を支援する制度の整備・拡充をはじめとする各施策の充実を通じて、多様で柔軟な働き方によるワークライフバランスの実現と生産性向上の両立を目指しています。

また、社員の能力や専門性向上をはかるべく、人材育成方針を定め、教育体系を整備のうえ、教育プログラムの運用・充実に注力しています。製造業務に従事する社員向けの教育機関として2021年に「新光テクノアカデミー」を開設し、製造現場において基礎となる技能実践やリスク体感研修等、製造部門に特化した教育を実施しています。本アカデミーでは、製造現場の中核となる人材の育成を目指し、受講対象者の拡充や研修プログラムの充実に継続的に取り組んでいます。

今後も、企業成長の基盤となる社員が、その能力や多様性を如何なく発揮し、誇りとやりがいを持って働くことができる組織風土づくりを進めてまいります。

新たな成長ステージに向けて

ステークホルダーの皆様から信頼され、国際社会・地域社会において必要とされる企業であり続けるため、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスの強化、SHINKO Wayに沿った各種施策の実践を通じて企業価値の向上に取り組んでいます。また、国内・海外における新光電気グループ全社員がベクトルを合わせ、高い目標にも失敗を恐れずに果敢に挑戦できるチャレンジングな企業風土の醸成にも注力しています。

なお、今後、当社株式については、J I C キャピタル株式会社を中心に構成される公開買付者による公開買付けの実施が予定されています。中長期的な成長が見込まれる半導体市場にあって、当社は、本公開買付けおよびその後の一連の取引の実行による当社株式の非公開化を通じて、新たな成長ステージに向けて、次世代半導体ビジネスの推進や次世代製品における市場競争力の強化、ならびに柔軟かつ強靱な企業基盤の構築等に取り組むことにより、企業としての持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

皆様におかれましては、ここに紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いです。

新光電気グループ概要

(2024年3月31日現在)

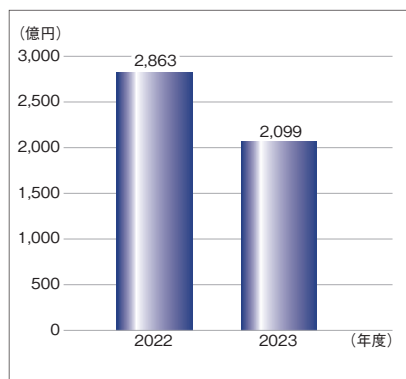
商号	新光電気工業株式会社 (SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.)
設立	1946年(昭和21年)9月12日
本社所在地	長野県長野市小島田町80番地
資本金	242億2千3百万円
従業員数	4,808名(連結 5,553名)
主な事業内容	プラスチック・ラミネート・パッケージ/リードフレーム/ガラス端子/ ヒートスプレッダー/セラミック静電チャックなどの製造・販売、ICアセンブリ

決算概要 (連結)

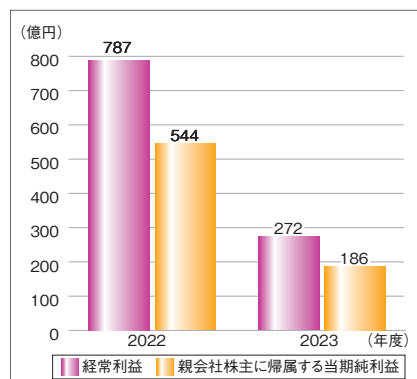
(単位：百万円)

科目	2022年度	2023年度
売上高	286,358	209,972
経常利益	78,755	27,257
親会社株主に帰属する当期純利益	54,488	18,609
純資産	251,014	264,977
総資産	386,934	393,750
設備投資	25,758	63,693
減価償却費	34,511	27,435

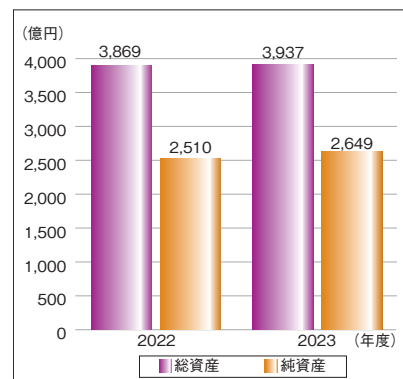
【売上高】



【経常利益/親会社株主に帰属する当期純利益】



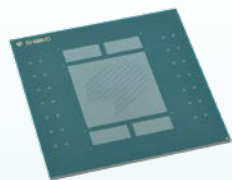
【総資産/純資産】



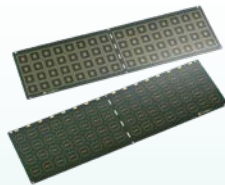
セグメント別概況

プラスチックパッケージ

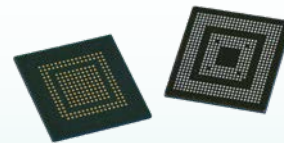
プラスチックパッケージは、フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板、IC組立から構成されています。



フリップチップタイプパッケージ



プラスチックBGA基板



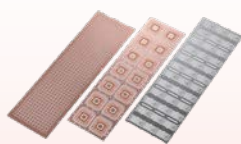
IC組立

主な搭載製品例

パソコン、サーバー、スマートフォン、自動車、民生機器 他

メタルパッケージ

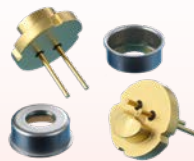
メタルパッケージは、リードフレーム、セラミック静電チャック、ガラス端子およびヒートスプレッダー等から構成されています。



リードフレーム



セラミック静電チャック



ガラス端子

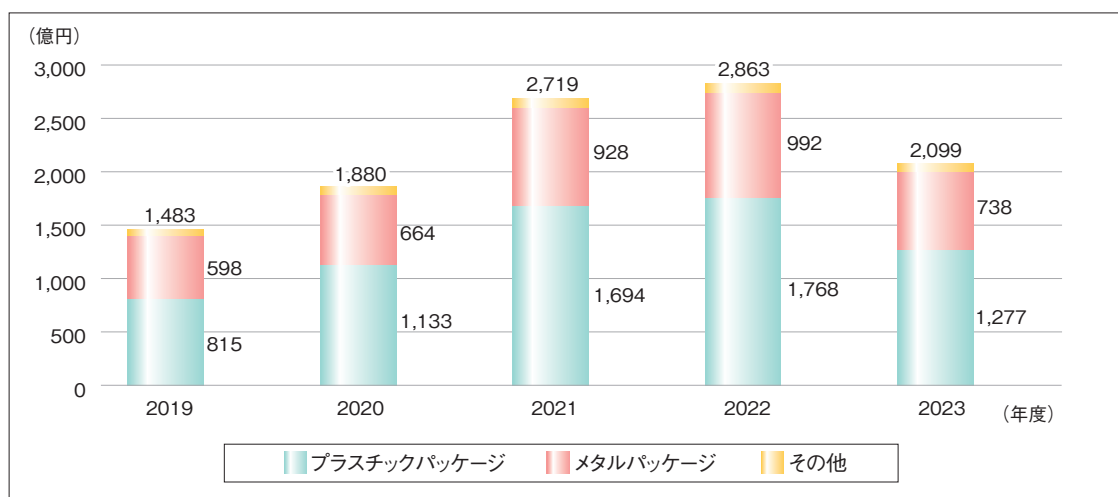


ヒートスプレッダー

主な搭載製品例

自動車、スマートフォン、パソコン、民生機器、半導体製造装置、通信機器 他

【セグメント別売上高（連結）】

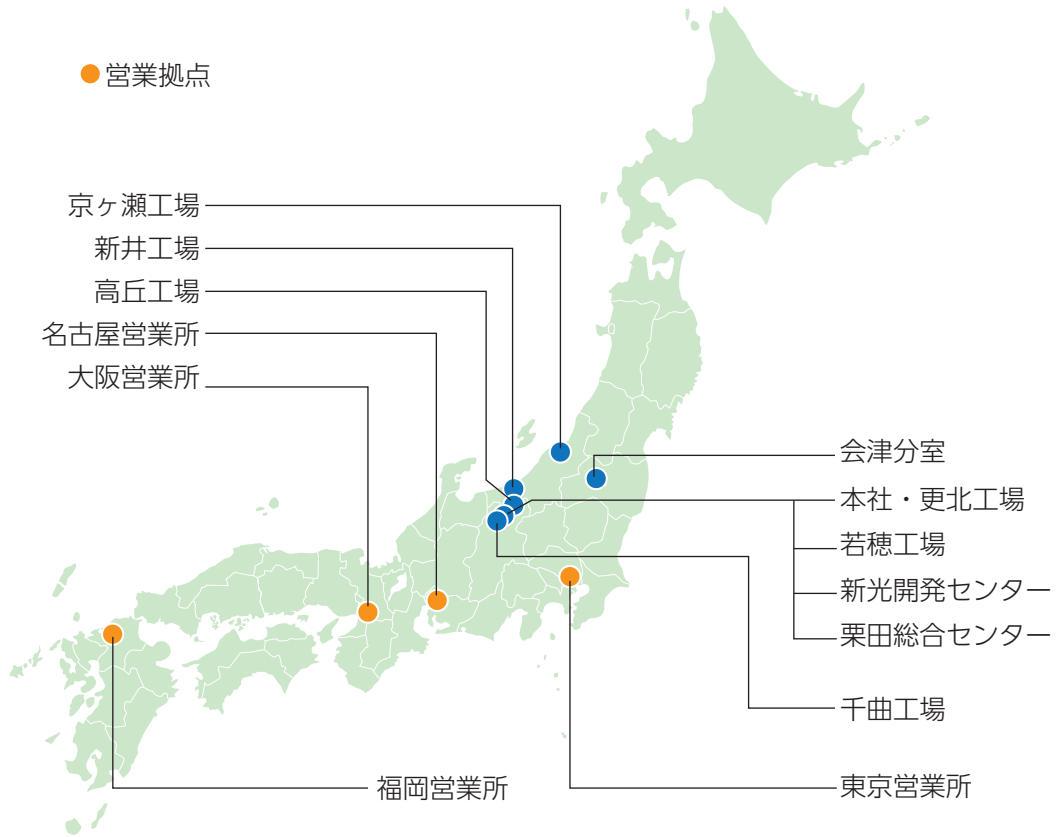


グローバルネットワーク

国内拠点

● 生産拠点

● 営業拠点



主要拠点



本社・更北工場（長野市）



若穂工場（長野市）



千曲工場（長野県千曲市）



高丘工場（長野県中野市）



新井工場（新潟県妙高市）



京ヶ瀬工場（新潟県阿賀野市）



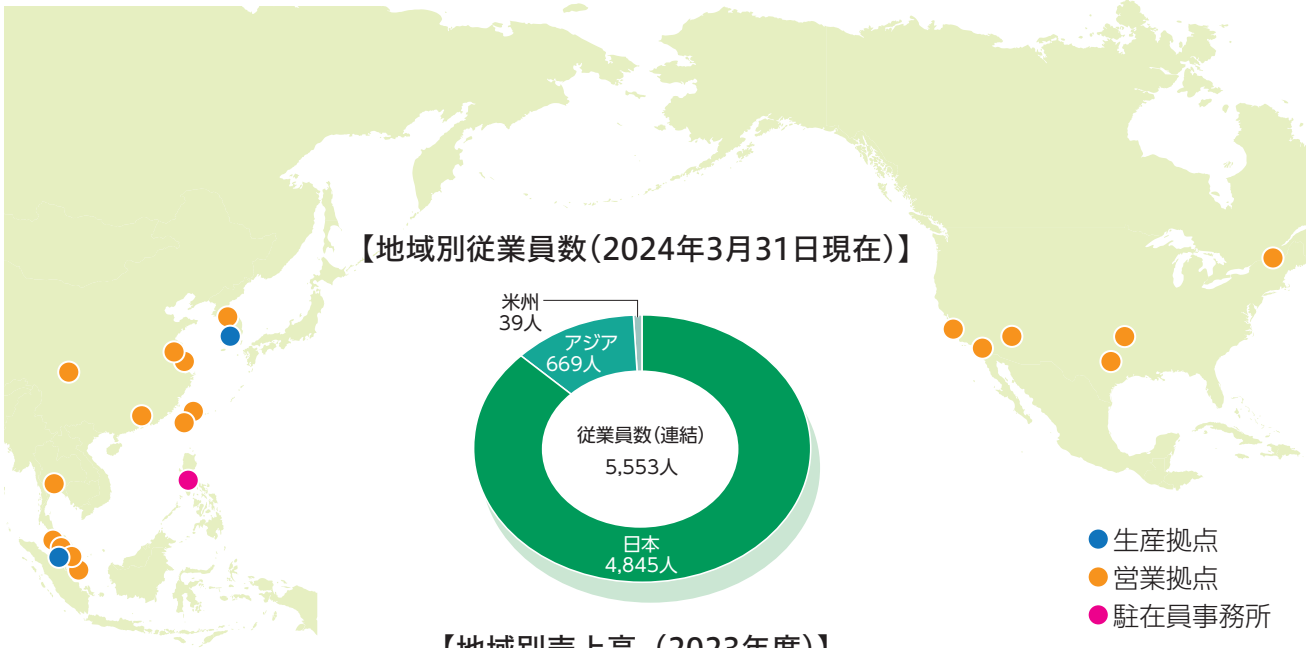
栗田総合センター（長野市）

営業所

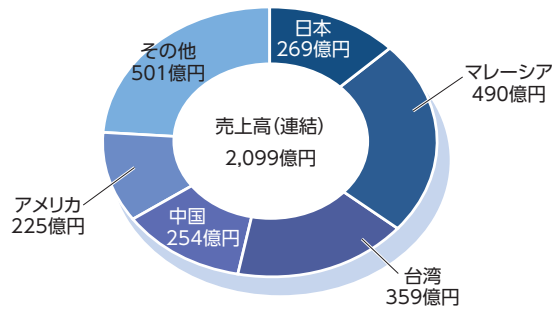
東京・大阪・名古屋・福岡

グループ企業

新光テクノサーブ株式会社（長野市）



【地域別売上高(2023年度)】



アジア地区

グループ企業（製造）

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (大韓民国)



SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)



グループ企業（販売）

SHINKO ELECTRONICS(SINGAPORE)PTE. LTD.
(シンガポール共和国)

KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (大韓民国)

TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (台湾)

SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (中華人民共和国)

SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ王国)

駐在員事務所

マニラ (フィリピン共和国)

北米地区

グループ企業（販売）

SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (アメリカ合衆国)

SHINKO Way

SHINKO Wayは、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観、および日々の活動において全世界の社員がどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。新光電気グループは、SHINKO Wayの実践を通じ、グループとしてのベクトルを合わせ、企業価値を持続的に向上させてまいります。

私たちは、お客様や社会に製品やサービスを提供することを通じて、世界中の人々の豊かな生活の実現に貢献するとともに、社員一人ひとりがSHINKO Wayを実践することにより、企業としての社会的責任を果たし、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

企業理念

技術力

当社は創業以来「技術開発」を経営の最重点指針の一つとして掲げてきました。新しいテクノロジーの開発とその蓄積を原動力として、さらなる飛躍に挑戦します

ものづくり

企業の利益の源泉たる製造現場に、知恵と創意を結集し、世界一のものづくりを目指します

発展性

めざましい進歩を続けているエレクトロニクスの分野で、常に創造への情熱と未来への夢を抱きながら、限りなき発展を目指します

国際性

国際企業の一員として、グローバルに多様化するニーズに応え、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開を図っていきます

温かさ

社会そして企業は人間の集団であり、人間の存在を忘れては成り立ちません。いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進していきます

創業者精神

質素儉約

現場主義

片手にロマン、片手にソロバン

温かさ

企業指針

目指します

社会・環境

社会に貢献し地球環境を守ります

利益と成長

お客様、社員、株主の期待に応えます

株主・投資家

企業価値を持続的に向上させます

グローバル

常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員

多様性を尊重し成長を支援します

お客様

かけがえのないパートナーになります

お取引先

共存共栄の関係を築きます

技術

新たな価値を創造し続けます

品質

お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人

常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します

お客様起点

お客様起点で考え、誠意をもって行動します

三現主義

現場・現物・現実を直視して行動します

チャレンジ

高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します

スピード

目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します

チームワーク

組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

人権を尊重します

知的財産を守り尊重します

法令を遵守します

機密を保持します

公正な商取引を行います

業務上の立場を私的に利用しません

Sustainability Management

サステナビリティ マネジメント

サステナビリティ推進活動の進め方

サステナビリティ活動推進体制

重要課題(マテリアリティ)

重要課題活動目標

SDGsへの取り組み

RBA行動規範への取り組み

ステークホルダーとのコミュニケーション・
外部評価

サステナビリティ推進活動の進め方

当社は、1946年（昭和21年）に、戦後の混乱期にあって地域の雇用を守ることを主な目的として、使えなくなった電球の再生・リサイクルから事業をスタートしました。新光電気グループは、その後も今日に至るまで、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を常に念頭において事業を展開してまいりました。

新光電気グループは、高度化する市場のニーズに対応する先進的な製品の開発・製造・販売によって世界中の人々の豊かな暮らしに寄与するとともに、創業時から受け継いできた精神や、社会における当社グループの存在意義等を具文化したSHINKO Wayを実践することを通じて、多様なサステナビリティ課題に対する活動を推進し、持続可能な社会の実現や輝かしい未来の創造に貢献することを目指しています。

サステナビリティ課題への対応にあたり、新光電気グループのビジネスとステークホルダーの2つの視点より、取り組むべき重要課題を選定し、課題解決に向けた具体的な活動テーマおよび目標を設定した上で、各主管部門を中心に活動を推進しています。

また、気候変動をはじめとして深刻化する環境課題や多様化・複雑化する社会課題への取り組みを通じて、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）の達成にも貢献することを目指しています。

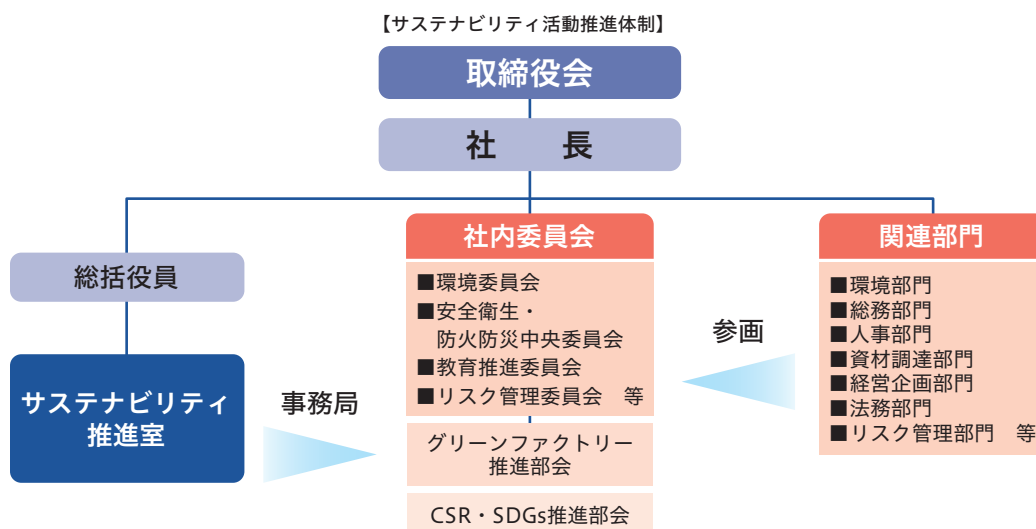
サステナビリティ活動推進体制

新光電気グループのサステナビリティ活動推進にあたり、責任者として代表取締役社長が活動全体を総括し、サステナビリティ推進室が全社横断的な事務局を務める推進体制を整備しています。各サステナビリティ課題への対応については、関連部門によって構成する委員会を分野ごとに設置するとともに、各課題を主管する部門が各種施策を実施することにより、グループ全体のサステナビリティ課題への取り組みを展開しています。

さらに、温室効果ガス排出量削減や廃棄物・水資源使用削減の環境課題への対応にあたり、工場ごとに設置したグリーンファクトリー推進部会により活動を推進、また、社会課題やSDGsへの取り組みにあたっては、関連部門が参加するCSR・SDGs推進部会により活動の強化に取り組んでいます。

また、海外の製造子会社においても、サステナビリティ推進体制を整備のうえ、多様な課題について具体的な目標を設定、対策を実施することにより、サステナビリティ活動の強化をはかっています。

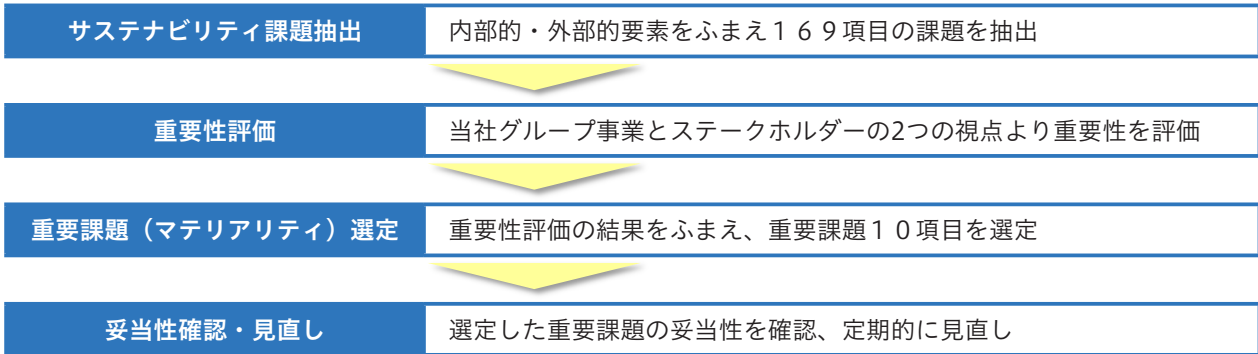
なお、サステナビリティ課題への取り組みに関する進捗状況や実績等については、定期的に取り締り役会へ報告を行っています。



重要課題(マテリアリティ)

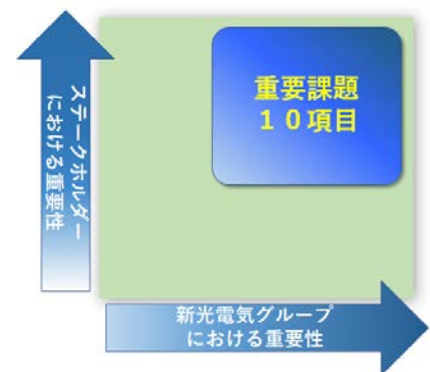
新光電気グループは、SHINKO Wayにおける企業指針や経営方針等の内部的要素と、主要な国際的サステナビリティ関連ガイドラインや社会的要請等の外部的要素をふまえ、多様なサステナビリティ課題の中から優先的に取り組むべき重要課題(マテリアリティ)の選定を行っています。重要課題の選定にあたっては、「新光電気グループの事業における重要性」と「ステークホルダーにおける重要性」の2つの視点から重要性を評価しています。選定した重要課題については、妥当性の確認を行うとともに定期的に見直しを実施しています。

重要課題選定プロセス



●参照した国際的サステナビリティ関連ガイドライン等

- ① GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード
- ② RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範
- ③ ISO26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト
- ⑤ SDGs (Sustainable Development Goals)
- ⑥ SASB (Sustainability Accounting Standards Board)



重要課題(マテリアリティ)

選定した10項目の重要課題(マテリアリティ)について、主管部門が具体的な目標を毎年設定したうえで、各種活動を展開、進捗・課題を確認し、次年度の活動につなげるPDCAサイクルによって取り組みの継続的な向上に努めています。

分野	重要課題(マテリアリティ)	取り組みテーマ
環境課題	1.気候変動	①気候変動への対応
		②エネルギー使用削減
	2.資源循環	①廃棄物削減
		②水使用削減
		③原材料使用削減
	3.自然共生	①生物多様性保全
②汚染防止		
社会課題	4.地域社会への貢献・共生	①地域社会との対話・共生
		①人権の尊重
	5.人権・多様性の尊重	②多様性を持った社員の活用
		③LGBTQへの対応
	6.活力ある企業風土の醸成	①ワークライフバランス
		②人材育成

分野	重要課題(マテリアリティ)	取り組みテーマ
社会課題	6.活力ある企業風土の醸成	③公正な評価
		④労使関係
	7.安全・快適な職場環境の整備	①労働安全衛生
		②緊急時への準備
8.サプライチェーンにおける社会的責任の推進	①グリーン調達推進	
	②責任ある鉱物調達	
9.技術・品質による社会貢献	③サプライチェーンにおける人権尊重	
	①技術・ものづくりによる社会貢献	
ガバナンス	10.ガバナンスの強化	②品質の追求による社会的責任遂行
		①コーポレートガバナンス
	②コンプライアンス	
	③リスクマネジメント	
		④情報保護

重要課題活動目標

当社では、サステナビリティの観点からステークホルダーの皆様のご期待に応えるべく、重要課題を中心に活動目標を毎年設定のうえ、活動を展開しています。

これらの活動によりSDGs（持続可能な開発目標）の達成にも貢献することを目指しています。

2023年度活動目標および実績

■ Environment 環境

重要課題	取り組みテーマ	2023年度目標	2023年度実績
気候変動	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガス排出量削減 <ul style="list-style-type: none"> ・国内全事業所におけるCO₂排出量削減：16.8%以上(2020年度比) ・再生可能エネルギー使用率：34.1%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●温室効果ガス排出量削減 <ul style="list-style-type: none"> ・国内全事業所におけるCO₂排出量削減：29.4%(2020年度比) ・再生可能エネルギー使用率：45.9%
		<ul style="list-style-type: none"> ●主要取引先に対する温室効果ガス排出量調査および実態把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要取引先に対する温室効果ガス排出量調査:25社実施
		<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン調達推進(サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減) <ul style="list-style-type: none"> ・対象取引先100%への調査実施、調査票回収率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●グリーン調達推進(サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減) <ul style="list-style-type: none"> ・対象取引先調査実施：31社(100%)、調査票回収率100%
資源循環	廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物削減:2020年度廃棄物排出量の16.2%相当(970t)以上削減 ●プラスチック材使用量および廃プラスチックの削減施策推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物削減：1,218t削減 ●廃プラスチック削減：74.8 t
	水使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ●水使用量削減：2020年度水使用量の1%相当(38,270m³)以上削減 ●グリーン調達推進(サプライチェーン上流における水資源保全) <ul style="list-style-type: none"> ・対象取引先100%への調査実施、調査票回収率90%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ●水使用量削減：59,166m³削減 ●グリーン調達推進(サプライチェーン上流における水資源保全) <ul style="list-style-type: none"> ・対象取引先調査実施：31社(100%)、調査票回収率100%
自然共生	生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性保全活動推進 <ul style="list-style-type: none"> ・長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参画による森林整備(長野県飯綱町) ・栗田総合センターにおける生物多様性保全 ・生物多様性に関する教育および啓発 ●生態系に対する負の影響低減 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動および資源循環の取り組み推進 ・化学物質適正管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●生物多様性保全活動推進 <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備：2回実施 ・栗田総合センター自然調査・外来種駆除実施 ・生物多様性に関する教育・啓発活動実施 ●生態系に対する負の影響を低減 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動および資源循環の取り組み推進 ・環境関連法規制順守のための測定、漏洩事故を想定した訓練等を実施

■ Social 社会

重要課題	取り組みテーマ	2023年度目標	2023年度実績
地域社会への貢献・共生	地域社会との対話・共生	<ul style="list-style-type: none"> ●各工場における環境美化活動の継続・拡充 ●各工場における工場見学の実施 ●地元行事への参加・協賛、サッカーチームへの協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ●各工場における環境美化活動・各工場：1回実施(6月)(更北工場では2回実施(6月・12月)) ●工場見学：高校生221名・大学生：26名(引率者を含む。) ●地元行事への参加・協賛、サッカーチームへの協賛：計画どおり実施
	ダイバーシティ&インクルージョン	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍推進に向けた就労環境整備 ●海外留学生の採用 ●障がいのある社員が個々の能力を発揮し働きやすい職場環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性リーダー選抜、女性リーダーおよび育成者研修実施 ●海外留学生の採用(2名) ●特例子会社の設立 ●障がい者雇用の促進(雇用率2.56%(2024年6月))
活力ある企業風土の醸成	ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革への取り組み強化による生産性向上とワークライフバランスの実現 ●男性育児参加率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ●働き方改革労使会議実施 ●ワークライフバランスセミナーの実施 ●男性育児取得率の向上に向けたアンケート、取得勧奨の実施
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●将来を担う人材育成のための教育体系整備 ●グローバル人材養成に向けた教育プログラム拡充 ●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●現場リーダー向け能力向上教育 ●ビジネス英語講座のコース拡充および開始時の学習法セミナー導入 ●女性リーダー選抜、女性リーダーおよび育成者向け研修実施 ●階層別教育での女性活躍推進に関する教育実施
安全・快適な職場環境の整備	労働安全衛生緊急時への準備	<ul style="list-style-type: none"> ●法令等を遵守した安全衛生・防火防災活動推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●RBA^{※1}行動規範をベースとした安全衛生管理マニュアルに基づく安全衛生活動推進 ●防火・防災活動実施、全社員対象避難訓練実施
		<ul style="list-style-type: none"> ●社員の安全意識向上と作業手順・作業ルール遵守による災害未然防止 	<ul style="list-style-type: none"> ●全社員対象安全衛生教育、危険体感教育の実施 ●定期的な職場巡回・点検等の実施 ●交通安全立哨活動の実施 ●重篤な災害の発生件数0件
		<ul style="list-style-type: none"> ●重篤な災害の発生件数0件 	<ul style="list-style-type: none"> ●重篤な災害の発生件数0件
		<ul style="list-style-type: none"> ●危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクアセスメント実施(安全週間、非定常作業・新規設備導入時) ●従業員によるリスク抽出・改善、類似災害防止措置の全社展開・推進
		<ul style="list-style-type: none"> ●社員の健康管理意識向上、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくり推進 ●特定保健指導実施率75% ●健康促進のためのウォーキングイベントへの参加者数 前年比10%増 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康経営優良法人認定、長時間残業防止施策実施 ●特定保健指導実施率82.8% ●ウォーキングイベント(11月)の参加者数前年比23%増
サプライチェーンにおける社会的責任の推進	責任ある鉱物調達	<ul style="list-style-type: none"> ●RMI^{※2}テンプレートを使用した原材料の源流調査およびデュー・ディリジェンス推進に向けた改善活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●RMIテンプレートを使用した調査実施 ●調査回答に基づくリスク評価、ヒアリング、RMI適合調達率改善要請実施
	サプライチェーンにおけるCSR推進・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ●お取引先への資材方針の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●資材方針周知：国内709社、海外20社
		<ul style="list-style-type: none"> ●主要お取引先へのCSRアンケート実施 ●構内請負お取引先のCSR状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●主要お取引先へCSRアンケート実施：33社 ●構内請負お取引先へCSRアンケートおよび実地確認を実施：9社

※1 RBA：Responsible Business Alliance ※2 RMI：Responsible Minerals Initiative

■ Governance ガバナンス

重要課題	取り組みテーマ	2023年度目標	2023年度実績
ガバナンスの強化	コーポレートガバナンス強化	●非財務情報における開示への対応	●男女間賃金格差等の多様性や、取締役会における具体的な審議事項等の新規開示
	コンプライアンス強化	●コンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育実施 ・内部通報制度の運用 ・リスク把握のためのモニタリング	●コンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育の実施 ・内部通報窓口運用・対応 ・従業員意識調査の実施
	海外拠点におけるコンプライアンス体制強化	●コンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育実施 ・内部通報制度の周知	●コンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・全社員に対するコンプライアンス教育を実施 ・内部通報システム運用
	お客様との信頼関係構築	●安全保障輸出管理体制および特定輸出申告制度について関係部門への周知・教育実施	●安全保障輸出管理等の教育(営業部門向け、全役員・社員向け等) ●特定輸出申告制度教育(事業部門等)等の実施
	リスクマネジメント強化	●潜在リスク調査によるリスク把握・ヒアリング、重要リスクへの事前対策検討・見直し ●リスク意識向上研修実施 ●全社防災・事業継続マネジメント教育充実・実施	●潜在リスク調査の実施および調査結果報告 ●リスク意識向上研修(対象:執行役員・管理職・現場リーダー)実施 ●全社防災・事業継続マネジメント教育の実施 ●階層別リスクマネジメント教育の実施
		●リスク管理体制の見直し・強化 ●自然災害リスクへの対応力強化	●海外拠点リスク管理体制整備 ●自然災害リスクの外部専門家による診断および診断結果に基づく対策の検討・実施 ●中央対策本部訓練の実施
	情報管理強化	●情報(自社・他社・個人)保護マネジメントシステムの運用 ・定期棚卸実施 ・社員の情報管理に対する意識向上 ・域外適用される海外法制度への対応	●情報保護マネジメントシステムの運用 ・定期棚卸実施 ・情報セキュリティ教育、関連教育の実施 ・英文プライバシーポリシーの改正
他者知的財産の尊重	●技術者への知的財産教育	●知的財産教育実施	

2024年度活動目標

■ Environment 環境

重要課題	取り組みテーマ	2024年度目標
気候変動	気候変動への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 温室効果ガス排出量削減 ・ 国内全事業所におけるCO₂排出量削減：22.4%以上削減(2020年度比) ・ 再生可能エネルギー利用率：49.9%以上
資源循環	廃棄物削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物削減：203t以上の削減施策を実施 ● プラスチック材使用量および廃プラスチックの削減施策推進 ● プラスチック材排出物の有効利用率：99%以上維持
	水使用削減	<ul style="list-style-type: none"> ● 水使用削減：38,270m³以上の削減施策を実施
自然共生	生物多様性保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性保全推進活動 ・ 長野県「森林(もり)の里親促進事業」への参画による森林整備(長野県飯綱町) ・ 栗田総合センターにおける生物多様性保全 ・ 生物多様性に関する教育および啓発 ● 生態系に対する負の影響を低減 ・ 気候変動および資源循環の取り組み推進 ・ 化学物質適正管理

■ Social 社会

重要課題	取り組みテーマ	2024年度目標
地域社会への 貢献・共生	地域社会との対話・共生	● 各工場における工場見学の実施
		● 各工場周辺での交通安全立哨活動実施
		● 地元行事への積極的参加・協賛
		● サッカーチームへの協賛
人権・多様性の 尊重	人権の尊重	● 全社員を対象とする人権教育推進
	多様性を持った社員の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性の活躍推進に向けた教育内容の拡充 ● 障がいのある社員が個々の能力を発揮し働きやすい職場環境づくり
活力ある企業 風土の醸成	ワークライフバランス	<ul style="list-style-type: none"> ● 働き方改革への取り組み強化による生産性向上とワークライフバランスの実現 ● 男性育児参加率の向上
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来を担う人材育成のための教育体系整備 ● グローバル人材養成に向けた教育プログラム拡充 ● 女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援の拡充
安全・快適な 職場環境の整備	労働安全衛生	● 安全衛生・防火防災関連の諸法令、社内規程・ルール等を遵守した安全衛生・防火防災活動の推進
		● 危険・有害要因の特定・分析・評価による継続的リスク低減活動推進
		● 労働災害発生原因となる不注意・不安全行動の撲滅
		● 重篤な災害の発生件数0件
		● 教育・訓練の継続実施による安全意識と管理水準の向上
		● 社員の健康管理意識向上、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくり推進
		・ 特定保健指導実施率75%
		・ 健康促進のためのウォーキングイベントへの参加者数 前年比10%増
サプライチェーン における社会的 責任の推進	グリーン調達推進	<ul style="list-style-type: none"> ● サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減および水資源保全の取り組みの推進 ● 主要お取引先の取組状況確認
	責任ある鉱物調達	● RMIテンプレートを使用した原材料の源流調査およびデュー・ディリジェンス推進に向けた改善活動
	グリーン調達推進／責任ある鉱物調達／サプライチェーンにおける人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> ● お取引先への「調達基本方針」および「調達指針」の周知 ● 主要お取引先へのCSR取組状況確認 ● 構内請負お取引先へのCSR取組状況確認

■ Governance ガバナンス

重要課題	取り組みテーマ	2024年度目標
ガバナンスの強化	コーポレートガバナンス	●非財務情報における開示への対応
	コンプライアンス	●国内拠点におけるコンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育実施 ・内部通報制度の運用 ・リスク把握のためのモニタリング
		●海外拠点におけるコンプライアンスリスク低減のための施策実施 ・コンプライアンス関連各種教育実施 ・内部通報制度の周知 ・リスク把握のためのモニタリング
		●技術者への知的財産教育
		●安全保障輸出管理体制および特定輸出申告制度について、関係部門への周知・教育の実施
	リスクマネジメント	●潜在リスク調査によるリスク把握、関係部門へのヒアリング実施、重要リスクへの事前対策検討・見直し ●全社防災・事業継続マネジメント教育の充実・実施 ●災害リスク対策の強化 ●自然災害リスクへの対応力強化
	情報保護	●情報(自社・他社・個人)保護マネジメントシステムの運用 ・定期棚卸実施 ・社員の情報管理に対する意識向上 ・域外適用される海外法制度への対応

SDGsへの取り組み

2015年に国連本部で開催された「持続可能な開発サミット」において採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれているのが、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）」です。SDGsは、途上国や先進国に関わらず国際社会の共通の課題である17の目標と169のターゲットから構成され、異なる文化や立場等を超えた共通言語として、地球上の誰一人取り残さないことを目指しています。

新光電気グループは、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を念頭に、多様なサステナビリティ課題への取り組みを通じて、SDGsが目指す社会の実現に貢献することを目指しています。

SDGs達成に向けた基本方針

新光電気グループは、企業理念である「SHINKO Way」を実践することによって、多様なステークホルダーの方々との調和をはかるとともに、ものづくりを通じて、世界中の人々の豊かな生活を支え、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。この基本方針は、国連で採択されたSDGsの達成と目的を同じくするものです。当社グループは、お客様や社会にとって価値の高い製品やサービスを提供するとともに、国際社会・地域社会の一員として社会的責任を果たすべく、さまざまなサステナビリティ課題に向けた活動を展開することにより、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

■ 当社グループ重要課題とSDGs目標との関係性

重要課題 (マテリアリティ)	1 平和と正義	2 気候変動	3 健康と長寿な生活	4 質の高い教育	5 ジェンダー平等	6 清潔な水と衛生	7 エネルギー	8 経済成長	9 産業、イノベーションと雇用	10 公平な社会と繁栄	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 消費の責任	13 気候変動	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和と正義	17 パートナーシップ	
環境	気候変動	1.5	2.4				7.2 7.3		9.4				13.1 13.3					
	資源循環					6.4		8.4	9.4		11.6	12.2 12.5 12.4					17.17	
	自然共生		2.4 2.5	3.9		6.3					11.7	12.4		14.1	15.1 15.2 15.4 15.5			
社会	地域社会への貢献・共生			3.6	4.3										15.1 15.4 15.2		17.17	
	人権・多様性の尊重				4.5 4.a 4.7	5.1 5.5	6.2	8.7 8.8		10.2 10.7 10.3								
	活力ある企業風土の醸成				4.2 4.4 4.3 4.7			8.2 8.5										
	安全・快適な職場環境の整備			3.6 3.d				8.8										
	サプライチェーンにおける社会的責任の推進						6.4	7.3	8.7 8.8	9.4	10.7		12.4	13.1 13.3			16.2 16.4 16.3	17.17
	技術・品質による社会貢献								9.4 9.5									
ガバナンス			3.3								11.5						16.3 16.7 16.5 16.10	

長野県SDGs推進企業への登録

長野県は、長野県内に本社や支社等を有する企業等の価値向上と競争力強化をはかるとともに、SDGsへの具体的なアクションを促進する制度として「長野県SDGs推進企業登録制度」を設定しています。当社は、長野県SDGs推進企業への登録を通じて、SDGsの達成に向けた取り組みを一層推進するため、本制度への申請を行い、2022年10月に推進企業として登録されました。登録にあたり、「SDGs達成に向けた宣言書（要件1）」および「SDGs達成に向けた具体的な取組（要件2）」を策定のうえ、温室効果ガス実質排出量の削減、廃棄物の削減、女性管理職比率の引き上げを重点的に取り組む課題と位置づけ、活動を展開しています。

SDGs達成に向けた宣言書（要件1）

SDGs達成に向けた具体的な取組（要件2）



トピックス

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）への協賛について

当社は、このたび、2025年4月13日（日）～10月13日（月）に大阪 夢洲で開催される「2025年日本国際博覧会（以下、大阪・関西万博）」のテーマ事業「シグネチャーパビリオン」のうち、メディアアーティストの落合陽一氏がプロデューサーを務めるパビリオン「null²（ヌルヌル）」（テーマ:いのちを磨く）に、パートナーとして協賛することを決定しました。

大阪・関西万博は、「未来社会の実験場」というコンセプトのもと、人類共通の課題解決に向けて、最先端技術など世界の英知を集め、新たなアイデアを創造・発信する場であるとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献」等の目標を掲げています。

また、「null²」は、「いのちを磨く」をテーマとし、人とAIの融合という新たな未来の体験を通じ、デジタル技術の進展や画期的なサービスの創出を企図しており、より良い社会の構築を目指しています。

当社は、半導体の進化を支え、半導体の優れた機能を人々の生活へと繋ぐテクノロジーをもとに、世界中の人々の暮らしを豊かに彩るものづくりに取り組むとともに、「人と地球環境への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進することにより、社会の健全な発展に寄与し、輝かしい未来の創造に貢献することを目指しています。

SDGs達成への貢献や先端技術の社会実装を通じた新たな価値の創造等、大阪・関西万博や「null²」の理念と当社の取り組みは親和性が高く、このたびの協賛を決定しました。当社は、本協賛を通じ、関西・大阪万博が目指す「いのち輝く未来社会」の実現に貢献してまいります。

©EXPO2025

RBA行動規範への取り組み

新光電気グループでは、SHINKO Wayの企業理念に「国際性」を掲げ、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開をはかっています。また、「良き社会人」としての行動を指針とし、企業の社会的責任を果たすよう努めてまいります。

RBA (Responsible Business Alliance)

RBAは、国際的なエレクトロニクス企業を中心に設立され、共通の行動規範を定め、サプライチェーンの社会的・環境的・倫理的責任の継続的な改善を行っています。顧客企業もメンバーとして参加しており、当社グループはRBAの定める行動規範を尊重し活動を推進しています。

また、お取引先の皆様へ行動規範遵守の協力を要請しています。

[サプライチェーンによる社会的責任の推進 \(P73\) 参照](#)

RBA行動規範

RBA行動規範は世界人権宣言、ILO国際労働基準、OECD多国籍企業ガイドラインなどを参照し定められています。行動規範のなかで、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面が設定され、これを運用するマネジメントシステムがあわせて規定されています。

行動規範の実践

4側面に関し、その責任者と担当組織を明確にし、マネジメントシステムに沿って以下のプロセスを確実に実行しています。



これらの活動については各責任者が経営トップに報告し、レビューを受け、マネジメントシステムの有効性を確認するとともに、その意見を翌年度以降の活動に反映させています。

また、以下の取り組みにより、継続的な改善を進めており、行動規範の実践をより確実なものとしています。

■ 自己評価(SAQ : Self Assessment Questionnaire)の実施

RBAでは、行動規範の4側面の実際の取り組み状況や、企業の社会的責任に関するリスク評価などについて回答を行うことでスコア化される評価ツールが用意されています。これにより年1回、自己評価を行い、自社の取り組みが行動規範に沿ったものであるか、どのようなリスクがあるか、などについて振り返りを実施しています。その結果を参照し、次の活動目標を定めることで、そのスコア改善につなげています。また、その回答とスコアはRBAメンバーであるお客様と共有しています。さらに、お客様から個別にお問い合わせがあった質問票への回答も実施しており、行動規範に沿った要求事項の理解を深めるなどのコミュニケーションをはかっています。

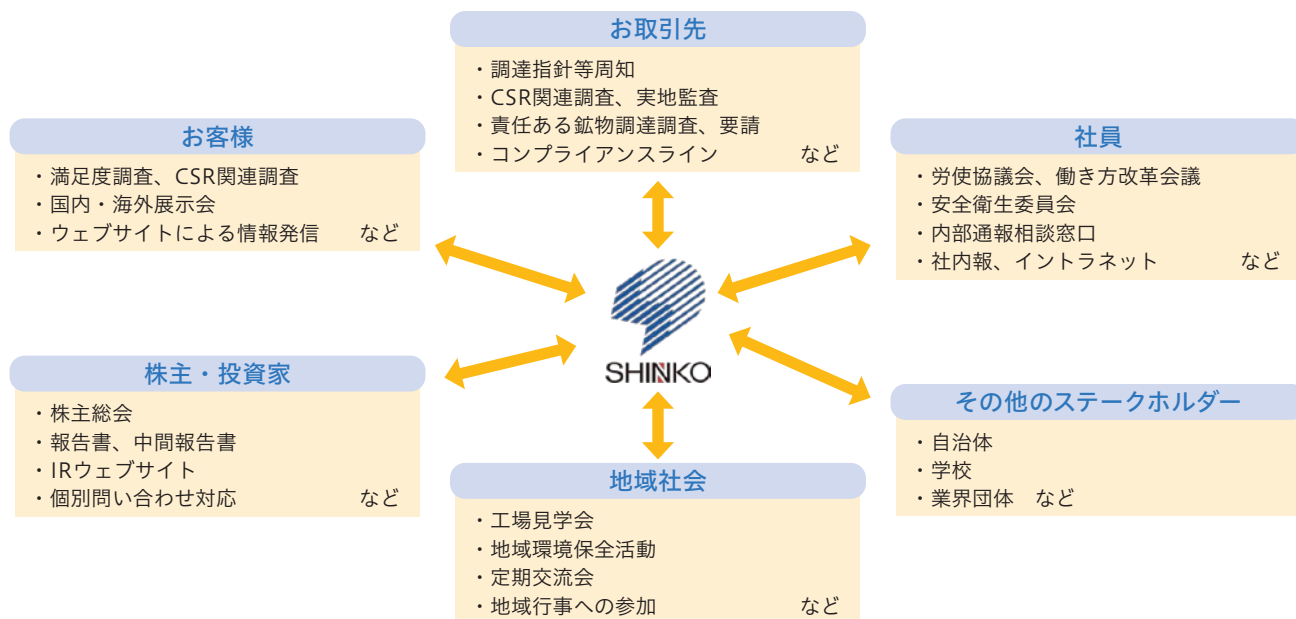
■ 第三者機関による監査 (VAP : Validated Assessment Program) 実施

RBAでは、RBA行動規範の遵守状況を第三者機関が評価するプログラムを設けています。RBAメンバーであるお客様からの要望に対応して、直近では2024年7月に更北工場(長野市)および若穂工場(長野市)にて監査プログラムを実施しました。受審結果をふまえて基準への適合性の向上をはかり、継続的な改善活動を推進してまいります。





ステークホルダーとのコミュニケーション・外部評価

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。

ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、当社グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することなどにより、企業としての社会的責任を果たすとともに、社会の持続的成長への貢献を目指してまいります。



■ 社外からの評価：主要なESGインデックスへの組み入れ状況

FTSE4Good Index Series	グローバルなインデックスプロバイダーであるFTSE Russell社が作成し、環境、社会、ガバナンス(ESG)について優れた対応を行っている企業のパフォーマンスを測定するために設計された代表的なインデックスです。当社は2022年より選定されています。	 FTSE4Good
FTSE Blossom Japan Index	FTSE Russell社が作成し、日本株を対象にESGについて優れた対応を行っている企業のパフォーマンスを測定するために設計されたインデックスで、GPIF ^{*1} が採用しているESG指数の一つです。当社は2021年より選定されています。	 FTSE Blossom Japan Index
FTSE Blossom Japan Sector Relative Index	日本株を対象として、各セクターにおいて相対的に環境、社会、ガバナンスの対応に優れた企業のパフォーマンスを反映するインデックスで、GPIFが採用しているESG指数の一つです。当社は2022年の指数算出当初より選定されています。	 FTSE Blossom Japan Sector Relative Index
MSCI 日本株女性活躍指数 ^{*2}	MSCI社が作成する日本株のインデックスで、性別多様性に優れた取り組みを行っている企業で構成されており、GPIFが採用しているESG指数の一つです。	2024 CONSTITUENT MSCI日本株女性活躍指数 (WIN)
S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数	S&P Dow Jones Indices社と日本取引所グループ(JPX)が共同開発したESG指数で、環境情報の開示状況や炭素効率性を考慮して構成銘柄の比率を決定している指数で、GPIFが採用しているESG指数の一つです。	

※1 年金積立金管理運用独立行政法人

※2 新光電気工業株式会社のMSCI指数への組み入れや、MSCIのロゴ、商標、サービスマークや指数名の使用は、MSCIまたはその関係会社による新光電気工業株式会社の後援、推薦、販売促進ではありません。MSCI指数はMSCIの独占的財産です。MSCIおよびMSCI指数の名称とロゴは、MSCIまたはその関係会社の商標またはサービスマークです。

Environment

環境課題への 取り組み

環境方針

環境ビジョン2050

中長期環境目標

環境行動計画

環境マネジメント

気候変動

資源循環

自然共生

海外拠点の取り組み

環境方針

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて、社会に貢献し地球環境を守ることを企業指針の一つとしています。当該指針に基づき、次世代へと引き継ぐ“豊かな環境”と“豊かな社会”への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。1994年1月に、環境保全に対する基本的な姿勢を明確にするため「環境憲章」を策定し、2002年12月には、環境問題が多様化し、環境経営の重要度が増している状況をふまえ「環境方針」へと改訂しました。

環境方針

SHINKO Wayの実践を通じ、地球環境と企業活動の調和を基本理念とし、「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

【行動指針】

1. 環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する。

この環境方針を達成するために環境目標を設定するとともに、環境方針および環境目標の見直しを年1回以上行う。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

環境ビジョン2050

新光電気グループでは、長期的視点に立ち、環境課題の解決に向けた活動をより一層強化するため、2022年に「環境ビジョン2050」を策定しました。ものづくりを行う企業の責務として環境負荷低減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献するため、「気候変動」「資源循環」「自然共生」の3分野について「目指す姿」を示しました。



中長期環境目標

「環境ビジョン2050」に掲げた3分野における「新光電気グループが目指す姿」を実現するために、新光電気グループ（国内）は中長期環境目標（2030年度、2050年度）を策定し活動しています。



気候変動

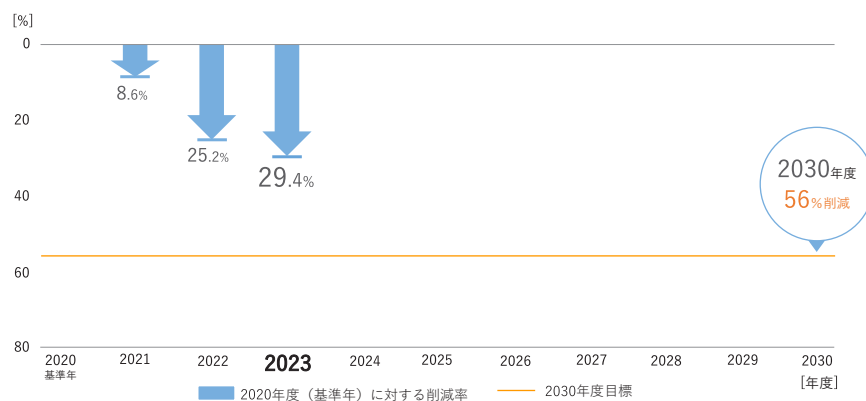
目標

	2030年度	2050年度
温室効果ガス実質排出量	56%削減 (2020年度比)	実質排出量 ゼロ
再生可能エネルギー使用	使用率100%	使用率100%維持

対象：新光電気グループ（国内）

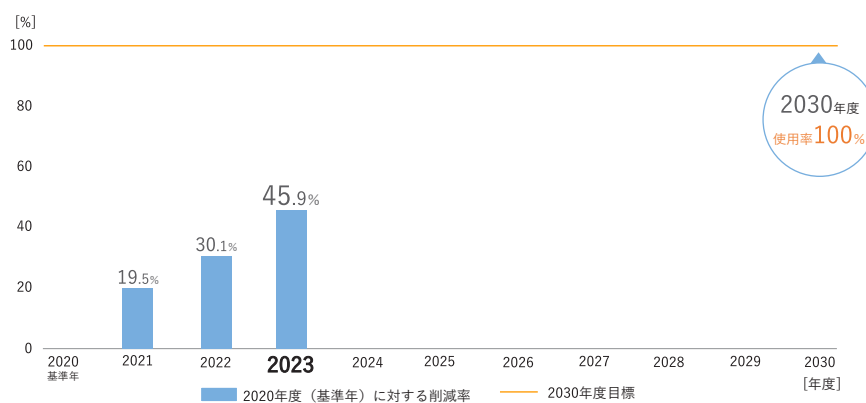
進捗状況

温室効果ガス実質排出量削減率



(注)温室効果ガス実質排出量：2021年度 Scope1（エネルギー起源）+ Scope2（ロケーション基準）
2022年度以降 Scope1 + Scope2（マーケット基準）

再生可能エネルギー使用率



活動内容は「気候変動」(P33) 参照



資源循環

目標

	2030年度	2050年度
廃棄物	基準年度(2020年度)排出量の 50% 相当分削減	最小化
水使用量	基準年度(2020年度)使用量の 5% 相当分削減	最小化

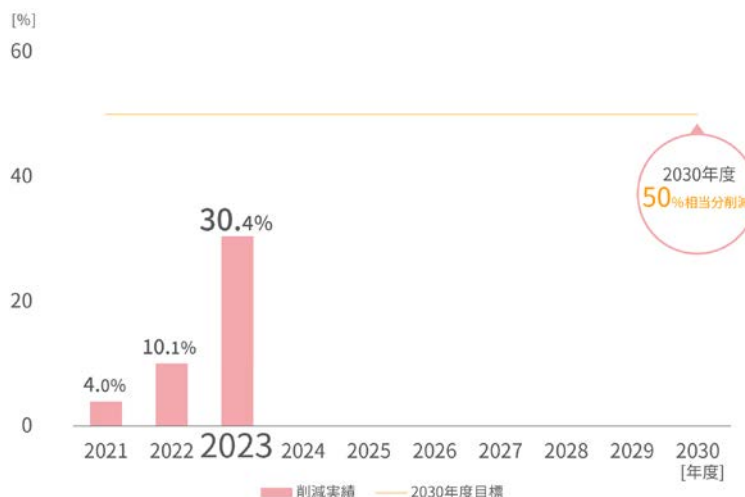
対象：新光電気グループ（国内）

※2030年度目標数値

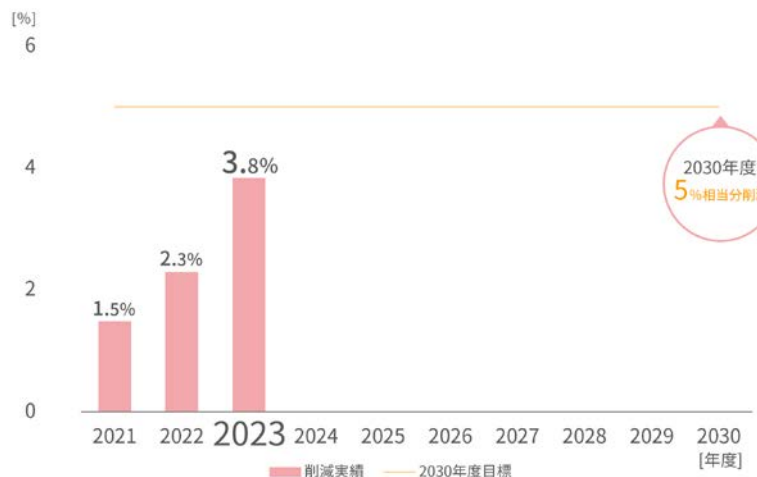
- ・廃棄物目標は、基準年度である2020年度排出量の50%相当分の廃棄物量を削減する目標
- ・水使用量目標は、基準年度である2020年度使用量の5%相当分の水使用量を削減する目標

進捗状況

廃棄物削減



水使用量削減



活動内容は「資源循環」(P40) 参照



自然共生

■ 目標

	2030年度	2050年度
地域社会	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献
社内緑地	栗田総合センターの生態系を健全に保全する	栗田総合センターを含む各工場の生態系を健全に保全する
社員	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる

対象：新光電気グループ（国内）

■ 進捗状況

	2030年度目標	指 標	単年度 目 標	実績		
				2021年度	2022年度	2023年度
地域社会	地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続による貢献	森林保全活動	2回/年	2回	2回	2回
社内緑地	栗田総合センターの生態系を健全に保全する	自然環境調査	調査	○	○	○
		指標選定 (2021年度)	選定	○	—	—
		効果測定 (2022年度～)	測定	—	○	○
社員	社員一人ひとりの生物多様性に対する意識の向上をはかる	環境教育	3回/年	3回	3回	3回
		啓発活動	2回/年	3回	2回	2回

活動内容は「自然共生」(P47) 参照

環境行動計画

新光電気グループ(国内)は、「中長期環境目標」を実現するための短期目標である「環境行動計画」を定めています。環境行動計画では、中長期環境目標の達成に向けた具体的な活動を定め、実績や効果を評価しています。

第11期環境行動計画

「第11期環境行動計画」は、2023～2025年度の3年間で達成すべき具体的な環境目標です。「資源循環」では新たにプラスチックの削減に関する活動を開始しました。また、「自然共生」では、生態系に対する負の影響を低減するため、事業活動における環境負荷低減活動が自然共生分野にも貢献するという認識のもと活動を推進しています。

この環境行動計画を達成するために、年度ごとの目標を設定し活動を行っています。

2023年度目標は、すべての項目で目標を達成することができました。

第 11 期 環 境 行 動 計 画			2023年度	
			目 標	実 績
気候変動	温室効果ガス 排出量削減	国内全事業所におけるCO ₂ 排出量を 2020年度排出量の 28 % 以上削減	16.8 %以上削減	29.4 %削減
		再生可能エネルギー使用率を 毎年 4 % 以上拡大	再エネ使用率 34.1 %以上	45.9 %
資源循環	廃棄物削減	施策による削減量を、2020年度廃棄物排出量の 23 % (1,375 t) 以上積み上げる	970 t 以上削減	1,218 t 削減
		プラスチック材使用量 および 廃プラスチックの削減施策推進	施策推進	予定どおり実施
	水使用量削減	施策による削減量を、2020年度水使用量の 3 % (114,810m ³) 以上積み上げる	38,270 m ³ 以上削減	59,166 m ³ 削減
自然共生	生物多様性の 保全	長野県 飯綱町における町有林整備	2 回	2 回実施
		栗田総合センターにおける生物多様性保全	外来種駆除 希少種保護 モニタリング調査	外来種駆除の実施 希少種保護の実施 モニタリング調査の実施
		生物多様性に関する教育 および 啓発	教育 3 回 啓発 2 回	教育 3 回実施 啓発 2 回実施
	生態系に対する 負の影響を低減	気候変動 および 資源循環の取り組み推進	取り組み推進	予定どおり実施
化学物質適正管理		適正管理	予定どおり実施	
サプライ チェーン	グリーン調達活動の 推進	サプライチェーン上流における CO ₂ 排出量削減の取り組みの推進 サプライチェーン上流における 水資源保全意識の強化	対象取引先に対する 環境調査	対象 100% 実施

対象：新光電気グループ（国内）

第11期より、中長期環境目標の活動範囲に合わせて、第10期までは対象外であった新光開発センターを含め、新光電気グループ(国内)全拠点を対象としています。

環境マネジメント

新光電気グループでは、社会的ニーズ・環境課題とバランスをとりながら事業活動を展開するための枠組みとして、国際規格ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境経営を推進しています。PDCAサイクルを回すことにより、継続的改善と環境パフォーマンスの向上に努めています。

新光電気グループ ISO14001取得事業所割合(P105)参照

報告範囲：新光電気グループ（国内）

環境活動推進体系

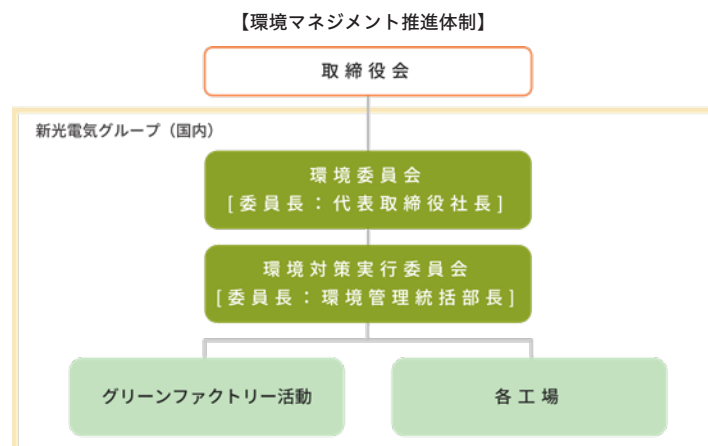
環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、グループの基本理念であるSHINKO Wayに基づき構築した推進体系のもと、環境保全活動に取り組んでいます。



環境マネジメント推進体制

環境経営を推進するため、代表取締役社長を委員長とした「環境委員会」を設けています。同委員会は、環境対策に関わる最高審議機関として、中長期的な課題の検討や方針の策定、「気候変動」「資源循環」「自然共生」などによる事業リスク・機会への対策をはじめとした環境経営に関する事項の立案・審議・決定を行っています。これらの結果を取締役に報告し、取締役会が環境活動について監督する体制を構築しています。

また、環境委員会の下部組織として「環境対策実行委員会」を設置し、環境目標達成のため、活動の進捗等の審議を行っています。このような推進体制を構築してガバナンスの強化をはかり、環境マネジメントシステムの維持・向上を推進しています。



環境課題の把握

「パリ協定^{※1}」や「持続可能な開発目標（SDGs）」など国際的に持続可能な社会の実現に向けた動きが加速しており、日本においても「2050年にカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指す」ことが宣言されています。また気候変動とあわせ、サーキュラーエコノミー^{※2}への移行、海洋プラスチック問題、水資源やネイチャーポジティブ^{※3}実現に向けた取り組みなど、さまざまな社会課題の解決に向けた動きもグローバルで加速しています。

このような状況をふまえ、事業活動が環境に与える要素の特定、環境に関連する課題とステークホルダーからの要求事項、リスクと機会などを明確にし、重要性・緊急性などを考慮して、その年に取り組むべき環境課題を決定しています。それら環境課題は、環境マネジメントシステムの活動に反映させ、解決に向けた取り組みを展開しています。

- ※1 パリ協定：2015年にパリで開かれた第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で合意された地球温暖化防止の国際的な枠組み。
- ※2 サーキュラーエコノミー：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」を前提とした経済システムに代わり、モノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費と廃棄物発生を最小化した循環経済システムのこと。
- ※3 ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること。自然再興。

【主な環境課題に関するリスク・機会】

■ 気候変動

気候変動（P33）参照

■ 資源循環

	リスク	機会
廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物関連法規制強化による対応コスト増加 ■ 廃棄物関連法規制に違反した場合の企業価値低下 ■ 産業廃棄物処理業者の不適正処理・不法投棄等による原状回復費用等の負担および行政指導・処分による操業への影響 ■ 自然災害に起因した廃棄物運搬・処理の遅延や停止、それに伴う工場停止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造工程における投入資材、および廃棄物排出量削減によるコスト削減と環境負荷低減 ■ 再資源化、プラスチック廃棄物のリサイクル率向上および代替素材への変更などの推進による資源循環の実現
水資源	<ul style="list-style-type: none"> ■ 取水量の制限や、排水などの環境基準強化による対応コスト増 ■ 関連法令への違反による企業価値低下 ■ 地下水の不適切な取水による渇水・地盤沈下の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造プロセス・製造設備における水使用の効率化およびリサイクル水の利用による、取水量・コストの削減 ■ 適切な取水・排水管理による生態系の保全、および水ストレスの低減

水リスク・水ストレス評価（P44）参照

■ 自然共生

	リスク	機会
生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然資本の採取・利用や、土地の利用・変更の制限、および違反による企業価値低下 ■ 自然資本・生物多様性への対応遅れによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴う企業価値低下 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の保全・回復活動や侵略的外来種の定着率削減 ■ 再資源化や処理技術の向上などによる生産コストの削減 ■ 自然資本の減少・劣化の影響を受けにくいサプライチェーンの構築
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化学物質に関する国内外の法規制強化への対応コスト増 ■ 化学物質に関する法規制等に違反した場合の企業価値低下 ■ 化学物質の使用量増加によるステークホルダーからのネガティブ評価および企業価値低下 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 化学物質の使用量削減による、コスト削減および生態系への影響低減 ■ 環境負荷の低い化学物質への切り替えによる、生態系への影響低減
環境汚染	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法規制強化による対応コスト増 ■ 法規制に違反した場合の企業価値低下 ■ 汚染発生による企業価値の低下、原状回復費用のコスト増、工場停止 ■ 薬液などの不適正使用・管理による健康被害や生態系破壊 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 漏洩等に対する対応訓練の実施による敷地外への汚染拡大防止および健康被害や生態系破壊の防止 ■ 汚染防止のための設備等の導入による汚染リスクの低減

生物多様性リスク評価（P47）参照

■ サプライチェーン

	リスク	機会
調達	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源の枯渇、紛争、貿易摩擦、特定資源の使用禁止等による原材料不足および調達コスト増 ■ 自然災害に起因したサプライチェーンの分断による原材料・出荷の遅延、工場停止 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原材料の使用量削減・再資源化などによる調達コスト削減 ■ 調達リスクの少ない代替材料への変更および調達先の複数化による、安定した調達 ■ サプライチェーンとの協働による資源循環型調達の実現

サプライチェーンによる社会的責任の推進 事業継続マネジメント（BCM）（P75）参照

環境リスクへの対応

新光電気グループでは、環境マネジメントシステムを通じて環境リスクの未然防止と最小化に向け継続的な改善をはかるとともに、災害発生時の被害を最小限にとどめるよう備えています。

環境汚染防止への対応

■ 大気汚染防止

以下のような対策で、徹底した管理を行っています。

● ボイラー燃料

化石燃料の中でもCO₂排出量をもっとも少なく、燃焼時に発生するばい煙に含まれる環境に有害な物質（ばいじん・硫黄酸化物・窒素酸化物）の発生量も少ない天然ガスを使用しています。

● ばい煙測定

国および県の排出基準値より厳しい自主管理基準値を定めて、定期的にはばい煙測定を実施しています。2023年度の自主管理基準値および排出基準値の超過はありませんでした。

● 排気処理

製造装置や排水処理設備から発生する一部の排気には、有害物質が含まれています。これらが含まれた排気を「スクラバー」という装置に通して有害物質を除去し、大気に放出しています。

■ 『フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律』への対応

● 機器の管理

フロン類の使用機器は、1台ずつ台帳に登録して機器IDを付与し、当該IDを記載したラベルを機器に貼付して、点検記録や廃棄等を管理しています。

● 点検

3か月毎の点検等により、フロン類の漏洩防止および漏洩の早期発見に努めています。当該点検等の結果、機器の不具合が発見された場合は早急に修理を行っています。

■ 水質汚濁防止

工場から出る排水は無害化処理を行い徹底した管理のもと下水道または河川へ放流しています。

放流する水は、水質汚濁防止法・下水道法で規制されていますが、国および県の排水基準値より厳しい自主管理基準値を定めて定期的に水質測定を行い、排水管理を徹底しています。

2023年度の自主管理基準値および排水基準値の超過はありませんでした。

■薬液・廃液による汚染防止

●保管

薬液・廃液の保管については、漏洩防止を徹底しています。保管するタンクは、材質や内容物により更新年数を定めて計画的に更新をしているほか、タンクには防液堤を設置し敷地内外への漏洩対策をしています。

●点検

防液堤やタンク・配管等の劣化や異常を早期に発見できるよう定期的に点検を実施し、漏洩の未然防止につなげています。

●訓練

漏洩を想定した実践的な対応訓練・保護具装着訓練を実施し、環境リスク最小化に向け備えています。

2023年度の漏洩はありませんでした。

■土壌・地下水汚染防止

土壌汚染対策法や条例等に基づく項目について、法令等の基準値より厳しい自主管理基準値を定め定期的に調査しています。2023年度においても土壌汚染や地下水汚染がないことを確認しました。

■工場の安全点検

各工場の施設管理部門では、法令順守・環境保全・事故の未然防止の観点から、各設備等について年2回安全総点検を実施し、不具合への早期対応をはかっています。点検結果については、必要に応じて横展開を行い、安全性向上に努めています。

災害への対応

「全社防災ガイドライン」および「事業継続マネジメント（BCM）」に基づき、自然災害などの発生に備え、不測の事態が発生しても環境に関するリスクが最小限になるよう対策・訓練を実施しています。

[リスクマネジメント（P86）参照](#)

気候変動への適応策

[気候変動（P33）参照](#)

水害対策

近年の豪雨や台風による水害の多発を受け、ハザードマップも参考にした浸水対策を実施しています。屋内への浸水対策として防水止水板を設置しています。また、屋外設備には、かさ上げのため架台を設置し、水害が発生した場合でも被害が最小限にとどめられるよう備えています。

新たに開設した千曲工場（長野県千曲市）では止水扉や止水シャッターを設置し、浸水対策を強化しています。

地震対策

旧耐震基準で建てられた建物に対する耐震補強工事は全工場で終了し、現在は、屋上設備（配管・ダクト）の耐震工事を順次進めています。

大規模停電への備え

事業継続計画の一環として事故や災害等による大規模停電の発生に備えて、各工場に非常用発電機を設置しています。停電時にも、照明・火災報知設備等、必要な電源を確保することができます。

環境教育と啓発

企業活動を行ううえでも、社会人として生活するうえでも、一人ひとりが常に環境に配慮した行動をするよう、国内のすべての社員を対象とした環境教育を年1回以上行っています。

2023年度は、環境マネジメントシステムのしくみや、法規制を順守することの重要性などを、教育資料に改めて盛り込み、教育を行いました。

その他、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を社内に発信しています。6月の環境月間では、持続可能な地球環境について考える機会とし、工場周辺美化活動をはじめ、環境クイズなどの行事を行い、地域への貢献と環境意識の向上をはかっています。

【2023年度 環境に関する教育実績（新光電気グループ（国内））】

研修名	受講者数
環境一般教育	5,240人
環境業務従事者教育	3,693人
階層別教育	240人

環境監査

毎年、社内および富士通グループによる内部環境監査を行い、ISO14001への適合性、マネジメントシステムの有効性と法令順守状況の確認を実施しています。

監査の結果、不適合事項が発生した場合は、多角的に原因を分析し速やかに改善を行っています。また、適合事項も含め監査結果を全社に展開し、マネジメントシステムの継続的改善をはかっています。

2023年度は、法令等の順守やそれに関する社内基準の認識度を重点チェック項目に追加し実施しました。

指摘事項については、すべて是正を行いました。

環境関連法規制への対応

環境関連法令・縣市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。

2023年度においては、法規制遵守義務違反1件が発生しておりますが、適切に対応し是正しました。

なお、環境関連の法令違反による訴訟問題・罰金・科料はなく、環境に重大な影響を与える事故の発生もありませんでした。また、海外生産拠点においても同様に、訴訟問題・罰金・科料および重大事故の発生はありませんでした。

【環境関連法規制等違反 および 苦情発生件数】 (単位：件)

項目	2021年度	2022年度	2023年度
水質	0	0	0
大気	0	0	0
騒音	0	0	1
悪臭	0	0	0
廃棄物	0	0	0
その他(許認可・届出など)	1	2	0
苦情	2	4	0

範囲：新光電気グループ（国内）



気候変動

新光電気グループは、ものづくりを行う企業の責務として、さまざまな環境負荷低減活動に取り組んでいますが、なかでも気候変動への対応を最優先で取り組むべき課題と位置づけ、全社において活動を展開しています。

パリ協定等の国際的な枠組みやグローバルな規制強化、炭素税の適用拡大等を背景として、脱炭素化の流れが世界各国において一層加速する状況にあって、新光電気グループは、環境方針や環境ビジョン2050により目指す姿を明確化し、中長期環境目標を設定のうえ、気候変動への対応に取り組んでいます。カーボンニュートラルの早期達成をはかり、脱炭素社会の実現に貢献するべく、活動のさらなる強化を進めてまいります。

TCFD提言に沿った情報開示



新光電気グループは、気候変動に関わる金融市場の不安定化リスク低減を目的として、金融安定理事会（FSB）により設立された気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）が2017年に公表した提言に対応し、提言に沿った開示に努めるとともに、新光電気として、2022年5月にTCFD提言への賛同を表明しました。

当社グループは、投資家をはじめとするさまざまなステークホルダーに対し気候変動に関する積極的な情報開示に取り組んでいます。

ガバナンス・推進体制

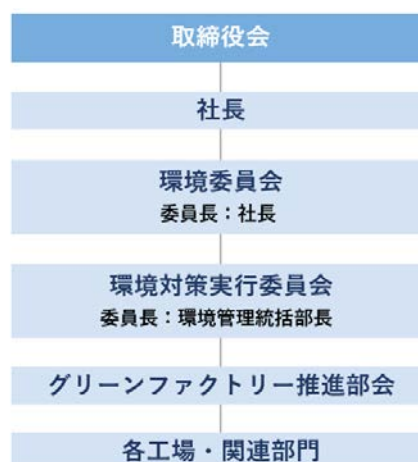
環境経営推進体制として、代表取締役社長を委員長とした環境委員会およびその傘下に環境対策実行委員会を設置し、環境方針や具体的な環境目標、環境マネジメントシステム（気候変動による事業リスク・機会の評価や監視・管理を含む）等についての検討、気候変動をはじめとする環境課題への取り組みの共有や進捗管理を行っています。さらに、国内各工場においては、事業部門と関連部門で構成されるグリーンファクトリー推進部会を設置し、製造工程や工場ユーティリティ設備において省エネルギー化の推進や高効率設備の導入をはじめとする具体的な気候変動対策を展開しています。それらの結果については、環境委員会より定期的（年2回）に取締役会へ報告を行い、取締役会による適切な監督がはかれる体制となっています。

また、海外の製造子会社においても、各社におけるサステナビリティ推進体制の下、気候変動をはじめ環境負荷低減の取り組みを進めています。

気候変動リスクへの対応を含め全社レベルのリスクマネジメント体制として、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクマネジメントを推進しています。気候変動を含め事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスク分析と対応を行っています。抽出・分析・評価された重要リスクについては、定期的に取り締役に報告を行っています。

また、当社グループはISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築しており、その活動結果については、取締役会に報告を行っています。

【気候変動に関する推進体制図（国内）】



戦略

■ リスク・機会の重要度評価

シナリオ分析を始めるにあたって、現在および将来に想定される、当社グループが直面する気候変動リスクと機会を抽出し、事業に与えるインパクトの大きさにより、重要度を評価しています。

【リスクの重要度評価】

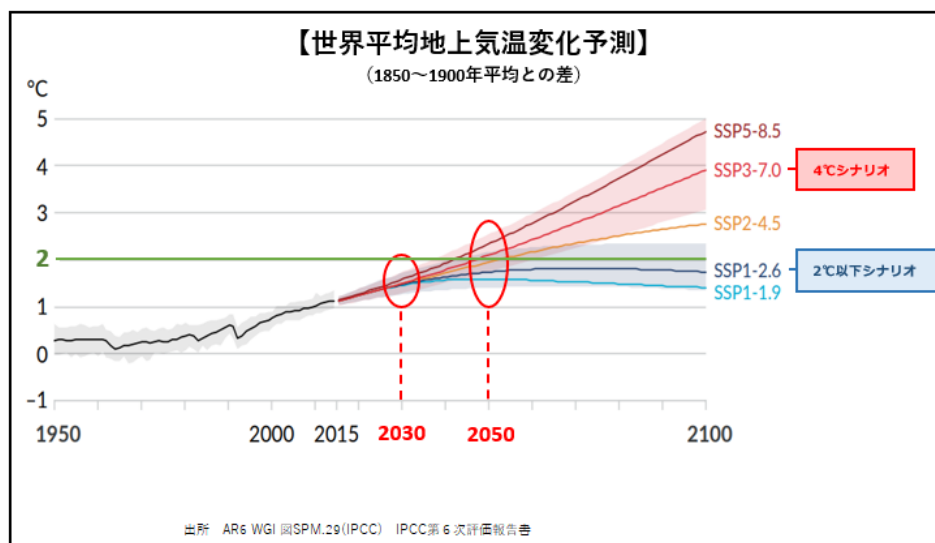
区分	大分類	小分類	対象期間			内 容	重要度
			短期	中期	長期		
			~2025	~2030	~2050		
移行	政策・法規制 リスク	炭素価格の導入		→		炭素税導入による原材料調達コストの増加	大
		排出量削減目標の未達	→			気候変動への対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値低下	中
	市場リスク	エネルギー・原材料価格の上昇	→			再生可能エネルギー推進（投資等）などによるエネルギー価格の上昇、低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大等に伴い、原材料調達コストが上昇	大
		顧客の行動変化	→			低炭素製品・環境に配慮したサービスの需要拡大への対応遅れによりビジネス機会を逸失	大
	評判リスク	排出量削減目標の未達		→		気候変動への対応遅れなどによるステークホルダーからのネガティブ評価に伴い、企業価値低下	中
物理	物理的リスク	気候変動による災害激甚化	→			風水害・洪水などの災害発生による操業停止等のリスク、取引先の被災やサプライチェーンの分断による部材調達・出荷遅延	大

【機会の重要度評価】

区分	大分類	小分類	対象期間			内 容	重要度
			短期	中期	長期		
			~2025	~2030	~2050		
移行	資源効率 の機会	高効率製造プロセスの実現 エネルギー使用削減	→			製造プロセスの効率化、製造設備の省エネ設計推進、ユーティリティ設備の高効率化などによるエネルギーの削減、および再生可能エネルギーの導入・創出などによる低炭素製造工程の実現	大
	製品および サービスの 機会	省エネ製品の開発・製造 顧客の行動変化	→			市場ニーズにマッチした環境価値の高い製品・サービスの提供による売上増、省電力化等に貢献する半導体パッケージなどの省エネ製品の提供による売上増	大

シナリオ群の定義

新光電気グループは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した第6次評価報告書を元に「2℃以下シナリオ」および「4℃シナリオ」を設定しています。IEA（International Energy Agency：国際エネルギー機関）のSTEPS（Stated Policies Scenario）やAPS（Announced Pledges Scenario）およびNZE（Net Zero Emissions by 2050 Scenario）などの外部情報を参考にし、2050年までのシナリオを考慮しています。



2℃以下シナリオでは炭素税導入等の規制の強化、電力価格や金属等の原材料価格上昇のリスクが想定される一方、市場・顧客における脱炭素化のニーズにマッチする製造設備の高効率化や再生可能エネルギーの創出に伴うコストの安定化などによる低炭素・省エネ製品の売上拡大という機会も期待できます。4℃シナリオでは、異常気象による災害激化に起因し、風水害や洪水などの災害発生頻度および規模増大による物理的リスクが大きくなることが想定されます。

事業インパクト評価

シナリオ分析に基づく、2℃以下シナリオの移行リスクの事業インパクト評価は以下の通りです。

2℃以下シナリオでは、2050年において、炭素価格の導入による財務的影響が大きい結果となりました。

これらの結果をふまえ、将来のリスクに対応するための対策をはかってまいります。

4℃シナリオおよびその他のリスク・機会については、今後評価を進めていく予定です。

2℃以下シナリオ					
区分	大分類	小分類	算出内容	事業インパクト	
				2030年	2050年
移行	政策・法規制リスク	炭素価格の導入	炭素税の導入による年間コスト増加額	中	大
			電力価格上昇による年間コスト増加額	中	中
	市場リスク	エネルギー・原材料価格の上昇	再生可能エネルギー発電促進賦課金上昇による年間コスト増加額	小	—

【評価基準および前提条件】

- (1) 事業インパクトは、小：10億円未満、中：10億円～50億円未満、大：50億円以上とする
- (2) 2022年度実績を基準として算定
- (3) 予想炭素価格は「IEA WEO2022」より参照
- (4) 予想電力価格は「IEA WEO2018」より参照
- (5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の予想価格は「電力中央研究所」より参照
- (6) 2050年の再生可能エネルギー発電促進賦課金の予想価格データがないため割愛

これらの評価・分析をふまえたリスク対応や機会の実現をはかるため、2021年に策定した「中長期環境目標」に沿い、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいます。

リスク管理

■ リスク管理プロセス

新光電気グループは、気候変動を含め当社グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握・対応するため、グループ全体のリスクの識別・評価・管理を実施しています。全社共通のリスクアセスメントの定期的な実施にあたり、各部門およびグループ会社は、リスクの脅威に関し、影響度および発生可能性、対策状況等の項目について、アセスメントを実施しています。気候変動関連リスクについては、全社から収集した情報を用い、政策、評判、自然災害、サプライチェーン、製品・サービス等の観点よりアセスメントを実施しています。各部門が回答したアセスメントの結果は、一元的に、影響度および発生可能性の2側面でマトリクス分析され、全社レベルでの優先順位の高いリスクが抽出されます。なお、このリスクアセスメントの結果については、取締役会に報告を行っています。また、環境委員会において、気候変動による事業リスク・機会や対策を共有し、進捗管理を行っています。さらに、当社グループはISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築しており、この体制の下で、法令遵守等のリスクのモニタリングを行っています。

■ 気候変動への適応

気候変動への適応策として、異常気象による台風や水害の激甚化や頻発化をふまえ、社内における対策の強化をはかっています。具体的には各拠点におけるハザードマップ等を参考とした事前対策に加え、災害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を各拠点、部門において策定するとともに継続的に訓練を実施することなどにより、被害の最小化に努めています。

指標と目標

新光電気グループは、気候関連のリスク対応において、温室効果ガス実質排出量の削減および再生可能エネルギーの導入が重要であるとの認識のもと、温室効果ガス実質排出量および再生可能エネルギー使用率を指標としています。温室効果ガス実質排出量の削減については、2050年度に実質排出量ゼロのカーボンニュートラル達成を目指すとともに、そこからバックキャストした2030年度目標を設定のうえ、活動を展開しています。再生可能エネルギーの使用率については、2030年度目標に使用率100%を掲げ、取り組みを進めています。また、年度ごとの目標も設定のうえ、指標のモニタリング、戦略の進捗管理およびリスク管理を実施しています。

※目標の対象は国内における全事業所のScope1とScope2

【中長期環境目標】

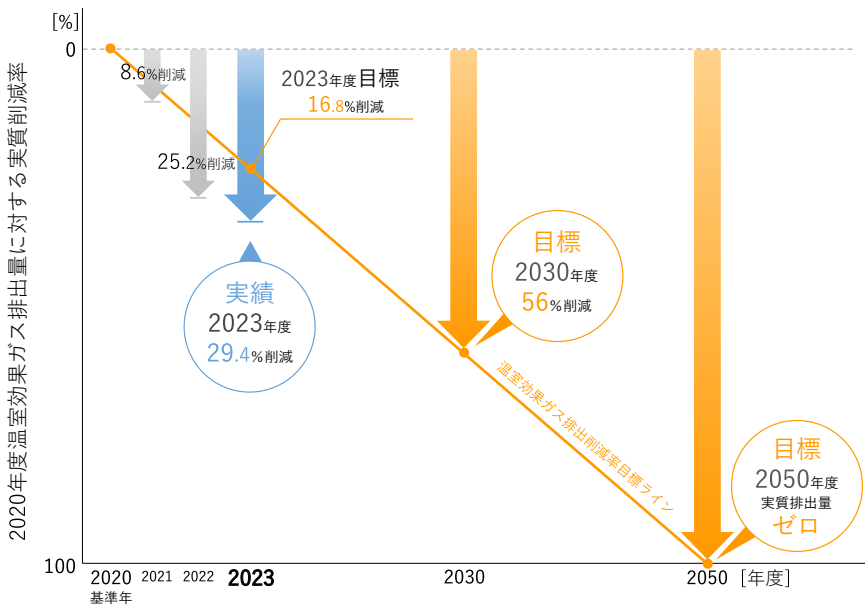
目標項目	2030年度	2050年度
温室効果ガス実質排出量 (基準年：2020年度)	56%削減	実質排出量 ゼロ
再生可能エネルギー使用	100%	100%維持

■ 実績

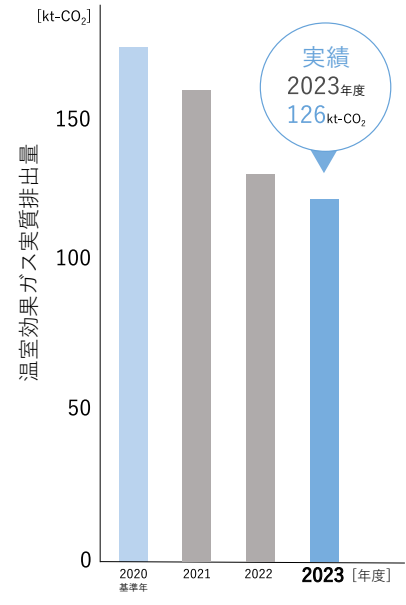
【年度目標・実績】

目標項目	2021年度		2022年度		2023年度	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
温室効果ガス実質排出量 (基準年：2020年度)	4.2%削減	8.6%削減	11.2%削減	25.2%削減	16.8%削減	29.4%削減
再生可能エネルギー使用	4.0%以上	19.5%	8.0%以上	30.1%	34.1%以上	45.9%

【温室効果ガス排出量の実質削減率】



【温室効果ガス実質排出量】



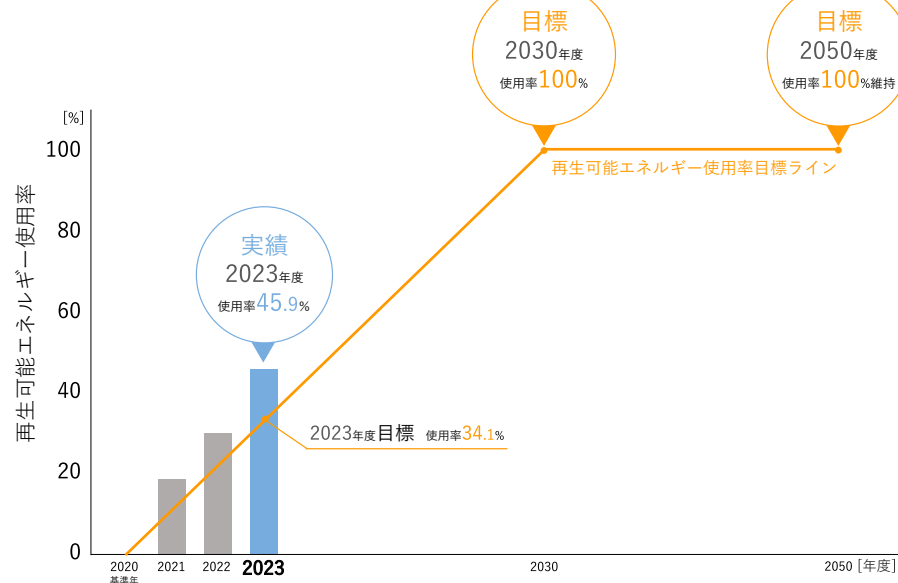
【2030年度までの主な課題】

- ・追加性を考慮した再生可能エネルギーの導入（PPA等）
- ・高効率設備の導入や設備の電化
- ・省エネルギーのさらなる推進

【2050年度までの主な課題】

- ・燃料の転換（水素・メタネーション等）
- ・二酸化炭素の吸収・貯留
- ・クレジットの活用

【再生可能エネルギー利用率】



活動内容

省エネルギー推進・効率化によるCO₂排出量削減

各工場において、すべての事業部と施設管理部門、関連部門が参加する「グリーンファクトリー推進部会」を中心に、製造設備やユーティリティ設備等の省エネルギー化・エネルギー効率化等によるCO₂排出量削減を進めています。国内工場において、装置の集約や待機電力削減、照明のLED化をはじめとする各種施策を実施することを通じて、効率的なエネルギー利用による低炭素製造工程・施設の実現に向けて全社で取り組みを強化しています。また、設備投資によるCO₂排出量を金額換算し、投資判断の材料とする、インターナル・カーボンプライシング(ICP)[※]の考え方も導入し、CO₂排出量削減に活用しています。

今後、生産体制強化に伴う工場および建屋の新設や生産設備増設等により、エネルギー使用量の増加が見込まれますが、各種施策のさらなる強化等により、CO₂排出量削減をはかってまいります。

※インターナル・カーボンプライシング（ICP）：企業内で独自にCO₂排出量に価格を付け投資判断などに活用するしくみ

<活動事例>

高丘工場（長野県中野市）・新井工場（新潟県妙高市）では、電気炉工程において常時、数百℃の熱排気が発生していました。そこでエネルギーロス削減の取り組みとして、この排気の一部を電気炉内部に戻し、加熱に再利用できるシステムを採用しました。

これにより加熱に必要な電力を大幅に軽減でき、CO₂排出量の削減およびコスト削減につながりました。

【電気炉の排熱利用に伴う効果（2023年度）】

- ・削減電力：218 MWh
- ・CO₂削減量：92 t-CO₂
- ・削減コスト：5.7 百万円



（電気炉の排熱利用設備）

再生可能エネルギーの創出・導入

新光電気グループの事業活動を通して排出されるCO₂の内、外部より購入する電力のCO₂が大きな比率を占めており、従前より事業所内における太陽光発電設備の設置を進め、再生可能エネルギーの利用拡大をはかっています。2023年度は、2023年12月に新設した千曲工場（長野県千曲市）において、太陽光発電設備を屋上に設置し、当該工場で使用する電力の一部に充当しています。

また、電力会社からのCO₂フリー電力購入および非化石証書の活用により、約149 GWhの再生可能エネルギー調達の結果、使用率は45.9%となり目標を大きく上回る実績を達成することができました。これに伴い、CO₂排出量を約69,000 t-CO₂削減することができました。

再生可能エネルギー使用率100%達成を目指し、今後も既存工場および新たに建設を進める工場や建屋における太陽光発電設備の設置拡充をはかるとともに、CO₂フリー電力購入および非化石証書の活用拡大により、引き続き再生可能エネルギーの創出および導入に注力してまいります。

今後も、全社における各種取り組みを強化・加速することにより、カーボンニュートラルの達成および脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

トピックス

新設した千曲工場における環境負荷低減対策

2023年12月、長野県千曲市に国内6番目の工場として千曲工場を新たに開設しました。

当該工場は、環境配慮型工場として環境負荷を低減するための設備の導入や施策を実施しています。



再生可能エネルギー100%工場

当該工場で使用する電力は、太陽光発電設備による発電や電力会社からのCO₂フリー電力購入および非化石証書の活用により、使用する電力を100%再生可能エネルギーでまかない、電力によるCO₂排出量が実質ゼロの工場となります。



(屋上の太陽光発電設備)

資源循環

千曲工場の水のリサイクル率は既存工場の1.3倍となる見込みです。また、廃水の分別回収化により、業者回収となる廃液発生量は水使用量の約1%となり、廃棄物の削減にも大きく貢献できます。



(廃水処理エリア)

照明設備 全LED化

照明設備はすべてLED照明を使用しています。また、人感センサー設置等により省エネ化をはかっています。

LED台数：約5,000台

CO₂削減量：211 t-CO₂/年(蛍光灯比較)



(製造エリア)

排熱利用

装置の熱排気を捨てずに再利用することで環境負荷低減をはかっています。

CO₂削減量：167 t-CO₂/年(見込み)



(排熱利用フロー図)

資源循環

新光電気グループのものづくりには、原材料や水などの資源は欠くことのできないものであり、持続可能な社会の形成と事業継続のリスク低減のために、資源循環が新光電気グループの重要課題にもなっています。そこで「廃棄物削減」と「水使用量削減」について中長期環境目標を設定し、資源の有効活用・リサイクルの最大化をはかり、循環型社会の実現を目指した活動を推進しています。

廃棄物削減

新光電気グループでは、廃棄物も貴重な資源として捉え、そこから資源を回収またはエネルギー源として利用する取り組みを継続しています。

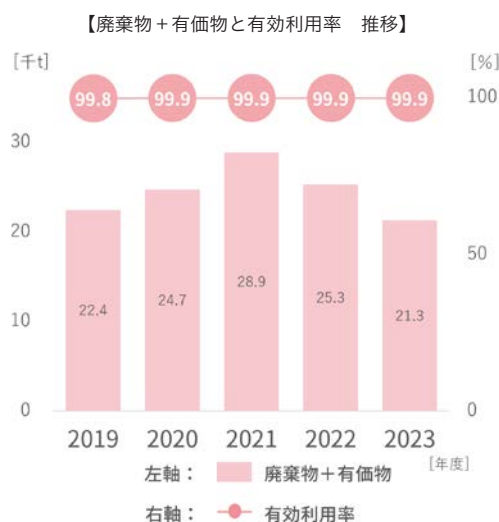
循環型社会形成推進基本法で定められている①発生抑制 ②再使用 ③再生利用 ④熱回収に従って、廃棄物削減や再資源化などを積極的に進めています。

報告範囲：新光電気グループ（国内）

廃棄物の有効利用

新光電気グループ（国内）では循環型社会形成のため、廃棄物を有効利用し、埋立処分や単純焼却（焼却時の排熱や焼却後の残渣物を有効利用しない処理方法）をゼロにするゼロエミッションを2003年度に達成しています。それ以降廃棄物の有効利用率はほぼ100%に近い水準で推移しており、現在もゼロエミッションを維持しています。

（注）有効利用方法がない廃棄物および有効利用していない自治体処分場への搬入分（事業系一般廃棄物）はゼロエミッションの活動（算定）対象外のため、有効利用率は100%になりません。



廃棄物の適正処理

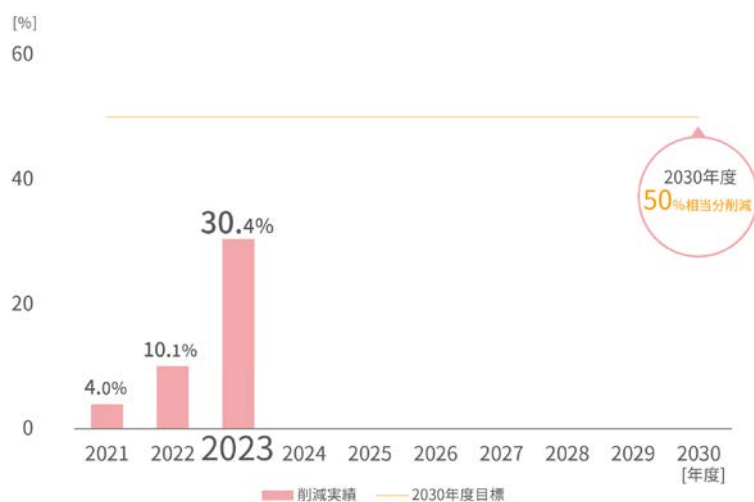
『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、産業廃棄物処理業者へ適正な処理委託を行うとともに年1回、委託先について現地確認等により適正処理を確認しています。2023年度に実施した委託先について、不適正処理はありませんでした。また、新光電気グループ（国内）保有のPCB使用機器は、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』に基づき、適正に処理を行っています。

活動実績

2023年度から、事業部門と施設管理部門に分け、それぞれ取り組み対象を明確にし、活動を実施しています。事業部門では主に固形廃棄物の分別徹底による有価物化促進、施設管理部門では生産に伴う廃液の社内処理化による廃棄物削減を行いました。これらにより中長期環境目標の基準年である2020年度の排出量の20.3%相当分（1,218 t）の廃棄物を削減しました。

この結果、中長期環境目標（2030年度）の基準年排出量の50%相当分削減に対し、2021年度からの取り組みの3年度累計で30.4%相当分の廃棄物を削減することができました。

【中長期環境目標 廃棄物削減実績累計】



【廃棄物量と原単位^{※1}の推移】



※1 原単位：売上高1億円当たりの廃棄物量

廃棄物削減活動事例

1. 分別徹底による廃棄物の有価物化の促進
2. 廃液の社内処理化
3. 洗浄液・めっき液等の延命化、廃液の再利用
4. 再生、リユースの促進
5. 含水率低減による重量低減
6. プロセス改善による端材や廃棄品の削減

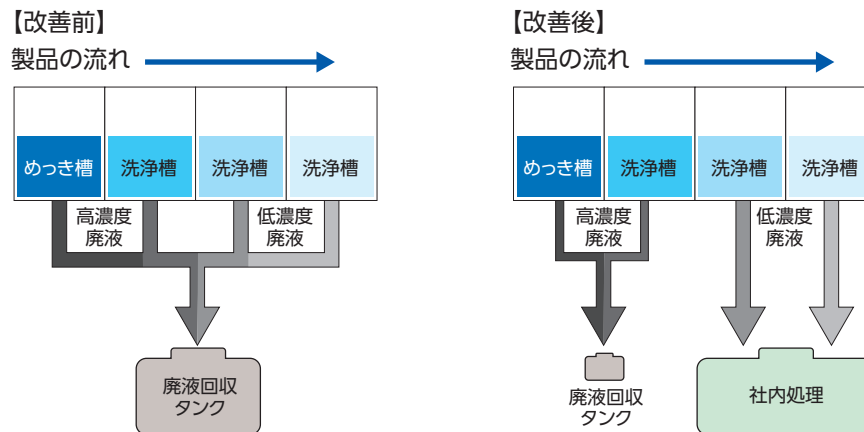
● 廃液の社内処理化による廃棄物削減

社内処理されない工程廃液は、廃棄物として排出されることとなりますが、当社では、可能な限り工程廃液の社内処理化をはかるため、工程を分析のうえ、対策を検討・実施しています。

社内処理するには、廃液が低濃度である必要がありますが、今回対策を行った工程では、異なる濃度の廃液が、すべて同じタンクに回収されていたため、回収した廃液の濃度が上がっていました。

そこで、社内処理可能な低濃度の廃液と、高濃度の廃液を配管で分別回収することで、排出される約9割の廃液について社内処理化を実現しました。

これにより、廃棄物を838 t（2023年度）削減することができました。



● プラスチック資源循環法への対応

プラスチックはその有用性から幅広く利用されている素材ですが、一方で海洋プラスチックごみ、気候変動、廃棄物などさまざまな問題の要因としても挙げられています。世界的なこのような状況に対応するため、国内においても2021年6月に『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』が制定されました。当社はこの法律に定める多量排出事業者として、プラスチックに関する課題解決に貢献するため、第11期環境行動計画に「プラスチック材使用量および廃プラスチックの削減施策推進」を新たに設け、取り組みを開始しました。

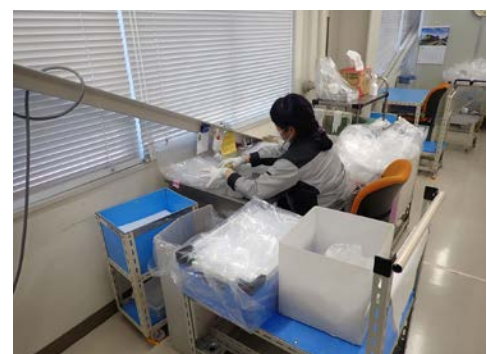
2023年度の活動実績

取り組み	実績	主な取り組み内容
プラスチック材使用量削減	0.17 t 削減	・ 製品の梱包テープを、プラスチック製から紙製へ切り替え
廃プラスチックの削減	74.8 t 削減	・ 分別徹底による廃プラスチックの有価物化 ・ 製造プロセスの工夫によるプラスチック部品の延命化

今後もプラスチック材使用量と廃プラスチックの削減に努めてまいります。

● 廃プラスチック有価物化のための分別作業

当社のグループ会社である新光テクノサーブ株式会社（以下、STS）が廃プラスチック有価物化のための分別作業を担っています。廃プラスチックを有価物化（再資源化）するには、ラベルなどの異物除去や分別のために多くの工数を必要とします。また、工場単位では少量過ぎて有価物にならないような廃プラスチックを各工場から集めてまとまった量とし、有価物化しています。手間のかかる作業となりますが、廃棄物削減とともにプラスチックの再資源化に貢献しています。



（STSによるラベル除去作業）

●フィルム芯の有価物化

フィルム材使用後に残る芯の部分は、有価回収可能な材質であるものの、芯にフィルムが残ってしまうため、廃棄物になっていました。有価物化には芯とフィルムの分別が必要ですが、フィルムの一部が細かく飛び散るうえに静電気によって周りや作業者に付着してしまうため、手作業での分別は非効率かつ困難でした。

そこでSTSは、芯とフィルムの分別のための装置を、廃材を使用しながら製作しました。この装置により、芯とフィルムの分別が容易となり、以下のとおりの大きな成果を上げることができました。

より効率的に分別ができるよう今後も装置に改良を加えていきます。

【分別による効果（2023年度）】

- ・ 廃プラスチック削減およびプラスチック材の原料化： 26 t
- ・ コストダウン： 3,191千円/年



(芯とフィルムの分別装置)

水使用量削減

世界人口の増加、開発途上国の経済成長、気候変動などにより、世界的な水不足リスクが拡大しています。製造工程において多くの水を使用する新光電気グループにとっても、水資源の重要性は事業継続上の重要課題と認識し、水使用量の削減と循環利用を推進しています。

水リスクへの対応

世界的に深刻化する水不足や水質汚染、洪水や渇水、水資源の競合など、水リスクによる影響が顕在化しています。新光電気グループでは、水リスクに関するグローバルな評価ツールの1つである世界資源研究所（WRI）のAqueduct（アキダクト）を用いて、国内および海外の生産拠点における物理的リスク、規制および評判リスクなどの水リスク評価を実施し、生産拠点の状況を確認しています。

評価の結果、水リスクおよび水ストレスにおいて「高（High）」「極めて高い（Extremely High）」のレベルに該当する生産拠点はありませんでした。したがって評価時点において、水ストレス「高（High）」「極めて高い（Extremely High）」に該当する地域での取水や排水はありません。

【生産拠点^{※2}の水リスク・水ストレス評価（2023年度）】 (生産拠点数/割合)

リスクレベル ^{※3}	水リスク ^{※4}				水ストレス ^{※5}			
	日本	アジア	計	割合	日本	アジア	計	割合
低 Low	4	0	4	57%	3	1	4	57%
低～中 Low-Medium	1	2	3	43%	2	0	2	29%
中～高 Medium-High	0	0	0	0%	0	1	1	14%
高 High	0	0	0	0%	0	0	0	0%
極めて高い Extremely high	0	0	0	0%	0	0	0	0%
合計	5	2	7	100%	5	2	7	100%

※2 生産拠点 日本：更北・若穂・高丘・新井・京ヶ瀬工場
アジア：KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

※3 Aqueduct3.0の評価基準

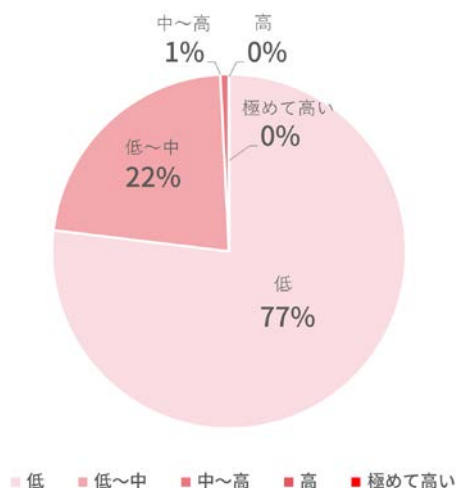
※4 Aqueduct3.0の評価指標であるOverall Water Risk

※5 Aqueduct3.0の評価指標であるBaseline Water Stress

なお、取水の量としては、下記の円グラフのとおり水ストレスレベル「低～中（Low-Medium）」以下の地域からが99%を占めています。

しかし、水リスク・水ストレスの状況は刻々と変化していくことを踏まえ、引き続き水使用量削減および水のリサイクル率向上をはかり、資源循環の最大化に取り組んでいきます。

【水ストレスレベル^{※6}別取水量割合(2023年度 生産拠点実績)】



※6 Aqueduct3.0が定義した水ストレスレベル

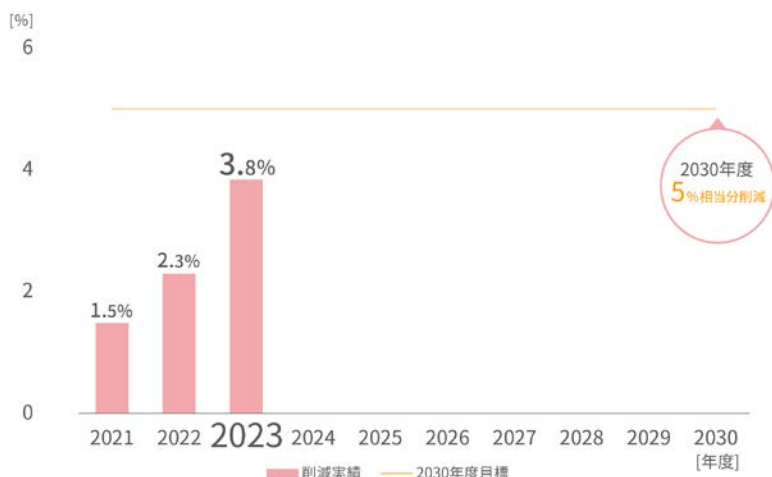
活動実績

報告範囲：新光電気グループ(国内)

2023年度は、「2020年度の水使用量の1.0%（38,270m³）以上削減する」という目標に対し、それを大きく上回る1.5%分（59,166m³）を削減し、目標を達成しました。資源投入の視点では、59,166m³分の新たな水資源の投入を回避することができました。この結果、中長期環境目標の活動を開始した2021年度からの3年間で3.8%分（146,811m³）を削減し、2030年度中長期環境目標の5%分削減に対し、順調な進捗となっております。

今後も新工場立ち上げや増産により水使用量の増加が見込まれるため、さらなる水使用量削減の取り組みを推進してまいります。

【中長期環境目標 水使用量削減実績累計】



【総取水量と原単位^{※7}の推移】



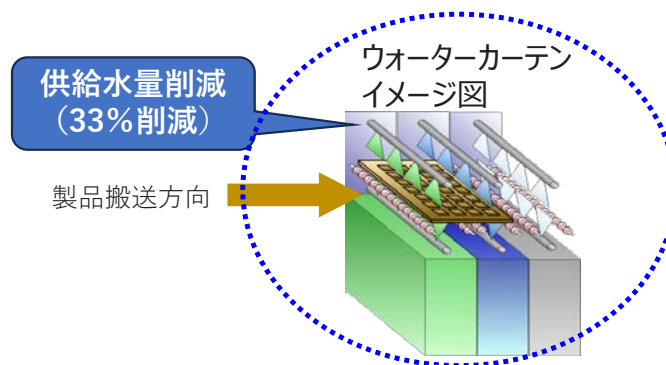
※7 原単位：売上高1億円当たりの取水量

水使用量削減活動事例

水使用量削減活動は、設備とプロセスの両面からアプローチを行い、水の再利用、製品洗浄等に使用する水の供給量見直し、および生産ラインの合理化を中心に行っています。

●プロセス見直しによる水削減

高丘工場（長野県中野市）では、既存設備の使用方法の見直しにより水使用量の削減を実施しました。めっき工程の薬品を含んだ空気が装置の外に漏れださないように散水するウォーターカーテンを設置している装置について、ウォーターカーテン用の供給水量を約33%カットしても影響がないことを確認しました。他の装置にも横展開を行い、合計2,310m³の水使用量を削減することができました。



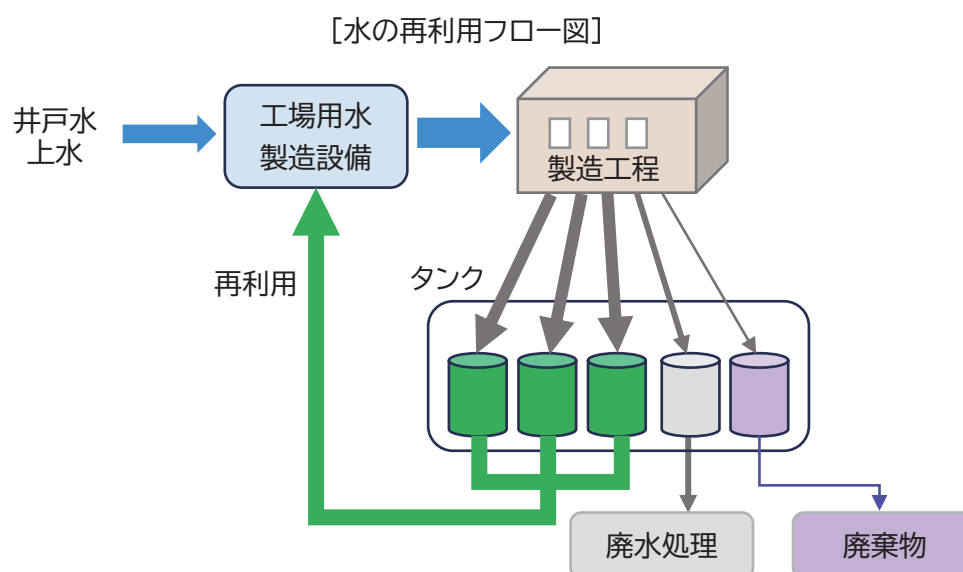
■ 製造工程からの廃水の再利用

以前より製造工程から排出される廃水をきれいな水に戻し、再度製造工程で利用する水のリサイクルに取り組んでいます。全工場平均の水のリサイクル率は40%以上を維持し、新たな取水の削減に貢献しています。

● 廃水の分別回収による水のリサイクル率向上

2023年12月に竣工した千曲工場（長野県千曲市）では、さらなる水の有効利用を目指し、製造工程から排出される廃水について細かく分別回収する廃水処理フローを、工場建設時の設計から採用しました。これにより、多くの水を再利用することが可能となりました。

今後、工場建設時に想定された稼働率に達すると、千曲工場の水のリサイクル率は従来工場の1.3倍となる見込みです。





自然共生

新光電気グループでは、環境方針に「気候変動対策や資源の有効利用、生物多様性保全により豊かな社会づくりに貢献する」と掲げています。「事業活動が生物多様性からの恵みを受け、また影響を与えている」との認識のもと、中長期環境目標を定め取り組んでいます。世界的にも生物多様性の損失は、気候変動と並ぶ喫緊の課題となっています。生物多様性の損失を止め、持続可能な社会にするために、事業活動における生態系に対する負の影響の低減と生物多様性の保全活動を推進していきます。

生物多様性の保全

生物多様性への依存・影響を鑑み、持続可能で豊かな社会の基盤となる生物多様性の保全を目指し、社会と連携をとりながら人と自然のあるべき姿を追求し行動するために、生物多様性行動指針を定めています。

生物多様性行動指針

1. 自らの事業活動における生物多様性の保全と持続可能な利用の実践
2. 生物多様性保全を実現する社会づくりへの貢献
3. 生物多様性保全を通じた人材育成

生物多様性リスクへの対応

■ ネイチャーポジティブの考え方

世界経済フォーラム（WEF）の「Global Risks Report 2024」には、今後10年で深刻度の高いグローバルリスクの3位に「生物多様性の喪失と生態系の崩壊」、4位に「天然資源不足」が挙がっています。この2つのリスクは、どちらも2023年度から順位を上げており、この1年の間に深刻度を増しています。「G7 2030年自然協約（Nature Compact）」でも、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」という、「自然を回復軌道に乗せるために、2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる」目標が合意されており、今後、「カーボンニュートラル（温室効果ガス実質排出ゼロ）」のみならず、「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けた統合的対応が重要と考えられています。

■ リスク評価

新光電気グループでは、事業活動と生物多様性の影響を評価するため、世界自然保護基金（WWF）の生物多様性リスクフィルター（Biodiversity Risk Filter）を用いて、国内および海外の生産拠点における物理的リスクおよび評判リスクなどの生物多様性リスク評価を実施しています。

評価の結果、物理的リスクおよび評判リスクにおいて、「High」「Very High」のレベルに該当する生産拠点は確認されていません。

また、あわせて生物多様性総合評価ツールIBAT（Integrated Biodiversity Assessment Tool）を用い、新光電気グループの各生産拠点の半径3km以内に自然保護地域^{※1}がないことを確認しました。その他、生態系への影響を考慮し、水リスク・水ストレス評価を実施しています。 [水リスクへの対応（P44）参照](#)

今後も事業活動による生態系への負の影響を低減し、自然共生社会の実現を目指して活動していきます。

※1 自然保護地域 IBATの評価指標としている生物多様性の重要度の高い地域(IUCNマネジメント(Ia, ~III)ラムサール条約湿地、ユネスコパーク、IBA (Important Bird and Biodiversity Areas)、Alliance For Zero Extinction Sites、KBA (Key Biodiversity Area))

【生産拠点^{※2}の生物多様性リスク評価（2023年度）】 （生産拠点数/割合）

WWF生物多様性 リスクフィルターレベル ^{※3}	物理的リスク ^{※4}				評判リスク ^{※5}			
	日本	アジア	計	割合	日本	アジア	計	割合
Very low (1.0-1.8)	0	0	0	0%	0	0	0	0%
Low (1.8-2.6)	5	1	6	86%	2	0	2	29%
Medium (2.6-3.4)	0	1	1	14%	3	2	5	71%
High (3.4-4.2)	0	0	0	0%	0	0	0	0%
Very high (4.2-5.0)	0	0	0	0%	0	0	0	0%
合計	5	2	7	100%	5	2	7	100%

※2 生産拠点 日本：更北・若穂・高丘・新井・京ヶ瀬工場
 アジア：KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

※3 WWF「Biodiversity Risk Filter」の基準

※4 WWFのリスクタイプであるScape Physical Risk

※5 WWFのリスクタイプであるScape Reputational Risk

活動実績

報告範囲：新光電気グループ(国内)

■長野県「森林（もり）の里親促進事業」の実施

当社および新光電気労働組合は、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」に参画しています。毎年社員やその家族が参加し、飯綱町霊仙寺湖周辺の町有林の整備を実施しています。

2023年度目標	実績
町有林整備 2回	2回実施



(参加者の集合写真)



(苗木植樹の様子)

また、2021年度から長野県森林CO₂吸収評価認証制度を活用し、整備した森林における1年間のCO₂吸収量を見える化（数値化）しています。

認証年度	2021年度	2022年度	2023年度
二酸化炭素(CO ₂)吸収量	0.1 t-CO ₂ /年	0.2 t-CO ₂ /年 ^{※6}	0.5 t-CO ₂ /年 ^{※6}
整備面積	0.19 ha(ヘクタール)	0.32 ha(ヘクタール) ^{※7}	0.72 ha(ヘクタール) ^{※7}

※6 ※7のエリアで生育する樹木が当年度に吸収したCO₂量

※7 当該年度新規認証分+過去認証分の整備面積

これらの活動を通じて、地域社会と連携した生物多様性保全活動の継続と貢献に努めます。

栗田総合センター（長野市）における生物多様性保全活動

長野駅からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。ここでは継続的に「自然環境調査」を行っています。

2023年度の自然環境調査では植物152種、陸上昆虫93種、水生生物22種が生息し、その多くが在来種であると確認できました。しかし、栗田総合センターや周辺の生態系を脅かすとされる外来種もわずかですが見つかっています。これらを指標種として駆除およびモニタリングを行っています。引き続き栗田総合センターの生物多様性の向上に向け活動していきます。



（栗田総合センターのいきものたち）

2023年度目標	実績
外来種駆除	外来種駆除の実施
希少種保護	希少種保護の実施
モニタリング調査	モニタリング調査の実施

生物多様性意識の醸成のための環境教育および啓発活動の実施

社員一人ひとりが生物多様性の重要性と事業活動との関係性を理解し、各自の業務や日常生活などにおいて、身近なことから行動できるよう、生物多様性に関する教育や啓発活動の強化をはかっています。

2023年度目標	実績
教育 3回	教育 3回実施
啓発 2回	啓発 2回実施

化学物質管理

化学物質は、人々の生活を便利にする反面、人の健康や生態系に大きな影響を与えるおそれがあります。一方で、電子部品等の製造には化学物質は必要不可欠です。新光電気グループ(国内)では、人や生態系に対する負の影響を低減するため、「化学物質等管理基準」を定め、化学物質を適正に管理・使用しています。あわせて、化学物質の使用量および排出量の削減にも取り組んでいます。

化学物質管理

製品の開発や製造で使用する化学物質は、PRTR制度^{※8}に基づき取り扱い量や環境（大気、水、土壌）への排出量・移動量を管理しています。また、新たな化学物質を使用する際は、リスクアセスメントを実施し、環境への影響などのリスクを特定した上で適正な使用に努めています。

※8 『特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律』で化学物質を扱う事業者課せられた、化学物質の排出量・移動量を集計・公表する制度

製品含有化学物質管理

購入品の含有化学物質情報は、chemSHERPA^{®※9}を用いて管理し、お客様からのご要求や、各種法規制に対応できる体制を構築しています。また、当社製品に有害物質を「入れない」対策として、部材系の主要お取引先を対象に製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いするとともに、管理状況を確認する監査を定期的実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と支援を行っています。

[製品含有化学物質の管理（P76）参照](#)

※9 原材料の調達から完成品になるまでに関わる事業者全体で、製品に含有する化学物質情報を把握・伝達するためのデータ作成ツール

環境汚染防止対策の徹底

化学物質が自然環境上へ流出し環境汚染を引き起こすことがないように、薬液等の漏洩防止対策や環境関連法規制・公害防止協定等の順守のための管理を徹底しています。

[環境リスクへの対応（P30）参照](#)

化学物質使用量削減の取り組み

● 純水製造装置における薬品使用量削減

更北工場（長野市）では「連続再生純水装置」を導入し、薬品使用量の削減に取り組みました。

従来の純水製造装置では、取り除いた不要な成分が純水製造装置内のイオン交換樹脂に残るため、薬品を用いてそれを除去し、廃液として排出する必要がありました。「連続再生純水装置」では、イオン交換膜と電気を利用することで不要な成分を取り除くため、薬品を使用する必要がなくなりました。その結果、純水製造装置内の不要成分除去のための薬品や、廃液処理のための薬品も不要となりました。また薬品の使用量削減とともに、この装置からの廃液をゼロにすることができました。

【「連続再生式純水装置」導入による化学物質使用量削減効果（2023年度）】

- ・イオン交換樹脂再生時の薬品削減 薬品使用量：280 t/年→ゼロ
- ・廃液の廃水処理のための薬品削減 薬品使用量：72.6 t/年→ゼロ

海外拠点の取り組み

新光電気グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。環境負荷低減に取り組み事業を持続的に行うため、国際規格ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、環境負荷低減活動や環境教育の実施、工場周辺の美化活動などを行っています。



■ KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

	2023年度目標	2023年度実績
エネルギー削減	エネルギー消費CO ₂ 排出量を、年間7.60 t-CO ₂ /億ウォン(売上高原単位)以下に抑える	8.89 t-CO ₂ /億ウォン 【活動事例】 ・洗浄塔稼働時間および空調機稼働時間短縮等
廃棄物削減 ・リサイクル	廃棄物発生量を2022年度比2%削減し、年間0.109 t/億ウォン(売上高原単位)以下にする	0.174 t/億ウォン 【活動事例】 ・間材の寿命延長および再利用率向上 ・再生可能廃棄物の分別
水使用量削減	水使用量を2022年度比2%削減し、月当たり355.3 t/百万個(生産個数原単位)以下にする	302.5 t/百万個 【活動事例】 ・めっき工程での純水および循環水の供給量削減 ・洗面所用水の供給量削減



■ SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

	2023年度目標	2023年度実績
エネルギー削減	空調用電力使用量を2022年度比2%削減し、3,383 MWh/年以下にする	3,314 MWh/年 【活動事例】 ・高効率機器使用による電力使用量削減
	空気圧縮機の電力使用量を2022年度比2%削減し、4,602 MWh/年以下にする	4,085 MWh/年 【活動事例】 ・高効率機器使用による電力使用量削減
	重油使用量を2022年度比2%削減し、1,008 千L/年以下にする	840.9 千L/年 【活動事例】 ・ボイラー機器更新による重油使用量削減
廃棄物削減 ・リサイクル	使用する層間紙全体に占めるリユース品の使用率を21%以上にする	29% 【活動事例】 ・前工程で使用した層間紙を巻き戻して回収し、後工程で層間紙として再利用
水使用量削減	水使用量を月当たり44.7 m ³ /百万個(生産個数原単位)以下にする	64.36 m ³ /百万個 【活動事例】 ・装置への給水量管理による水使用量削減

Social

社会課題への 取り組み

人権の尊重

ダイバーシティの尊重

活力ある企業風土づくり

人材の育成と活用

労働安全衛生

地域社会への貢献

品質による信頼性の向上・お客様への貢献

サプライチェーンによる社会的責任の推進



人権の尊重

SHINKO Wayでは、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

基本方針

SHINKO Wayの行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards)を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。また、「新光電気グループ雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向けて組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKOは、雇用における機会均等に努めます。

SHINKOは、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKOは、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKOは、強制労働をさせません。

SHINKOは、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKOは、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全社員向けのe-Learning、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。

■ SHINKO Way教育

全社員向けに実施しているSHINKO Way教育では、人権に関わるハラスメントや、育児・介護・治療（不妊治療を含む）と仕事の両立を目的とする社内制度について取り上げ、多様な働き方の実現に向け理解を深めました。この教育は休職者を除く全社員（派遣社員を含む）が修了しています。

■ 階層別研修

新任管理職・リーダー層向け研修をはじめとした階層別研修では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠/出産/育児/介護に関するハラスメントを中心に、事例を用いたハラスメント防止教育を実施しました。また、新任管理職研修では、部下からハラスメントに関する相談を受けた場合の対応についての教育も実施しています。

■ 人権週間

12月の人権週間では、全社員向けにe-Learning「多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて」を実施しました。障がいや性の多様性についての理解・関心を深め、一人ひとりの人権意識の向上をはかりました。

引き続き、人権に関する教育や啓発を通し、誰もが能力を十分に発揮しやすい組織風土づくりを推進します。

2023年度 人権に関する教育実績〔新光電気グループ（国内）〕

研修名	受講人数
SHINKO Way教育	5,794人
多様な人材が活躍できる環境づくりに向けて	5,653人
階層別研修	471人

人権相談への対応

■ 各種相談窓口の整備

新光電気グループでは、国内においては人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン（社内／社外相談窓口）」を設置しています。特に、セクシュアルハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも多言語対応の内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

■ 相談・通報時の対応

人権相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益な取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。人権に関する相談・通報が企業倫理ヘルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が対応し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

なお、2023年度、当社グループ内部通報制度において、労働者の権利を侵害する深刻な事例はありませんでした。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、SHINKO Way教育において周知を行うなどして人権相談窓口の利用を促進してまいります。

ダイバーシティの尊重

SHINKO Wayの企業指針において、「社員の多様性を尊重し成長を支援します」と定めており、さまざまな個性や考え方をを持った社員がその能力を結集することにより、企業価値が高まると認識しています。企業指針に基づき社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努め、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

女性の活躍推進に向けた取り組み

■女性活躍推進法に基づく第二期行動計画

女性活躍推進法に基づき長野労働局に届出している第二期行動計画（期間：2020年4月1日～2025年3月31日）のもと、女性リーダー育成のための研修や若年層や育児事情を抱える社員向けの研修を毎年実施しています。

●目標

- (1) 2025年3月末人員における女性管理職比率を2020年3月末比2倍にする。
- (2) 計画期間を通じ、月平均時間外労働時間について30時間以下を維持する。

●取り組み内容

<ワークライフバランスセミナー>

2023年度も、育児事情を持つ男女社員を対象にした「ワークライフバランスセミナー」を実施しました。育児経験のある管理職の体験談や、働く親と子供の健康管理など、仕事と育児の両立実現や中長期的なキャリア形成の意識づけを行いました。

<若年層向けのキャリア形成支援研修>

入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援研修」では、今後のキャリア形成意識と男女共同参画の基礎を重点的に学びました。

<女性リーダー研修>

女性リーダーの育成を目的として、女性リーダー層を対象とした「女性リーダー研修」を実施しています。リーダーシップの多様なスタイルや周囲からの期待を理解することで、仕事へのモチベーション向上をはかりました。

<女性リーダー育成研修>

同じく女性リーダーの育成を目的として、女性リーダー研修の受講者の上長を対象とした「女性リーダー育成研修」を実施しました。抱えている課題を共有しながら、女性リーダー育成の重要性と、育成を支援するためのコミュニケーションスキルを学びました。



〔若年層向けのキャリア形成支援研修〕

そのほかにも、階層別教育や中途入社時導入教育においてもダイバーシティ推進の観点から研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。

●目標進捗

女性活躍推進法に基づく第二期行動計画に掲げる女性管理職比率について、2025年3月末における目標値6.6%に対し、2024年3月時点の実績値は6.0%となっています。また、2023年度における月平均時間外労働時間は、2.2時間*となり、目標の30時間以下を維持しています。

今後も継続的な取り組みを通して、女性の活躍推進をはかり、目標の達成を目指します。

※厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に公開している、一月当たりの労働者の平均法定外時間

■男女の賃金差異（2023年度実績）

女性活躍推進法の規定に基づき算出した、「男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金の割合」は以下の通りです。男女間において、同一労働の賃金に差はなく、職責（資格）レベル毎の人数構成の差によるものですが、継続的な研修による人材育成や、仕事と育児の両立支援を通じて、さらなる差異縮小を目指しています。

区分	男性労働者の賃金に対する女性労働者の賃金割合
全労働者	81.7%
（うち正規雇用労働者）	81.4%
（うち非正規雇用労働者）	83.3%

・賃金は、基本給、賞与、各種手当等の労働の対償として期間中に労働者に支払ったものとしています。（ただし、通勤手当および退職手当は除いています。）

外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グループの海外拠点で働く人材を受け入れています。また、これまでに受け入れた技能実習生の多くが特定技能に移行し、活躍しています。海外留学生については、入社後の日本語研修の提供と人事担当者との定期面談を実施しており、異なる文化や言語を持つ人材が活躍できるよう支援しています。管理職として活躍する外国籍社員も1名在籍しており、今後においても現状以上とするように努めてまいります。

キャリア採用社員が活躍できる環境

当社は、将来の成長に向けて積極的な投資を行っており、キャリア採用を継続的に行っています。当社では、従来から管理職登用に関し、キャリア採用社員および新卒採用社員に分け隔てなく機会を提供しており、管理職におけるキャリア採用社員の比率は17.6%を占めています。今後も管理職登用において、等しく機会を提供することにより現状水準を維持していくことに努めてまいります。

シニア層人材の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術・技能を活かすため、「定年後再雇用制度」を導入しており、2024年6月時点で547名の社員がこの制度を利用しています。2022年には、働く意欲のある社員が年齢に関わらずその能力を十分に発揮し活躍できるよう制度の見直しを行い、会社ニーズと本人の意欲やスキルが合致する場合は65歳以降も継続して勤務することが可能となっています。同時に、定年後再雇用制度を利用して就業する全員が働きがい・やりがいを持って会社に貢献していけるように、60歳以降の報酬基準の見直しを行いました。

障がい者雇用の促進

当社は、2023年4月に特例子会社の認定を受けた新光テクノサーブ株式会社を中心として、障がい者雇用の拡大をはかっています。障がいに応じた作業環境の構築、バリアフリートイレやスロープの設置といった設備面の整備とともに、管理職・リーダー層向けの階層別教育等を通じて、社員の障がいに対する理解を高め、適切な職場風土作りにつなげています。今後も、新光電気グループ全体で障がい者雇用に取り組み、障がいのある社員が一層活躍できる職場作りに努めてまいります。

多様な社員が働きやすい環境づくり

当社のユニフォームは、多様性やジェンダーレスを考慮した男女の性差がないデザインを採用しています。また、各工場には車椅子用転回スペースや手すり、オストメイト用水洗設備などの機能を備えたバリアフリートイレの整備を進めています。このような取り組みを通して多様な社員が安心して働くことのできる職場環境づくりを行っています。

活力ある企業風土づくり

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げ、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでいます。年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化などの取り組みに加え、育児・介護・治療（不妊治療を含む）と仕事の両立を目的とする諸制度の拡充等を進め、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。

これらの取り組みが評価され、2022年12月15日付で次世代育成支援対策推進法に基づく「プラチナくるみんプラス」認定を、長野県で初めて取得しました。同認定は、「子育てサポート企業」として高い水準の取り組みを行っていることに加え、不妊治療と仕事の両立に向けた職場環境整備に取り組む、一定の要件を満たした企業に対して与えられるものです。

また、さまざまな取り組みにより、当社では2024年3月末における女性の平均勤続年数が21.6年で男性（17.6年）を上回っています。これは、同業種の全国平均※（15.8年）と比較しても高い水準となっています。

※厚生労働省「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定制度に係る基準における「平均値」について」（2023年5月31日付）より



■仕事と家庭の両立支援に関する主な制度

事 情	制 度	概 要
育児	育児休職	子が1歳を迎えるまで取得可能。また、保育所の事情により子の2歳の誕生日以降最初の4月20日までを最長とする必要な期間に延長可能
	出生時育児休職（産後パパ育休）	子の出生後8週間以内に合計4週間(28日間)まで取得可能
	短期育児休職(有給)	育児休職や出生時育児休職(産後パパ育休)が1ヶ月以内である場合、保有する多目的休暇の残日数の範囲で有給にすることが可能
	育児短時間勤務	子が小学校1年生の3月31日まで利用可能。また、会社が定める事由に該当する場合は、小学校6年生3月31日まで利用可能
	所定労働時間外勤務の免除	小学校卒業時までの子どもを持つ場合に所定労働時間を超える労働の免除可能
	出産育児サポート休暇	配偶者の産前産後8週以内に20日間取得することが可能
介護	介護休職	対象家族につき1年を最長に取得可能
	介護短時間勤務	介護の事由が消滅するまで取得可能
	所定労働時間外勤務の免除	要介護状態にある対象家族を介護する場合に、所定労働時間を超える労働の免除可能
退職	育児・介護・配偶者の転勤による再雇用	育児、介護、配偶者の転勤に伴い本人の希望で退職しても、退職前に登録した場合は再雇用可能
治療	休職(不妊治療)	会社が必要と認めた期間について取得可能(最長で1年)
	短時間勤務	ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病の罹患者や不妊治療を行っている社員が希望する場合は、治療プランに応じた短時間勤務が可能
多目的	積立休暇	年5日支給され20日を上限として積立てることができる多目的の休暇。以下の事由のいずれかに該当する場合に取得可能(1日または1時間単位) ①連続3日以上私傷病の療養 ②公的機関へのボランティア活動 ③子の看護 ④子の養育 ⑤家族の介護 ⑥妊娠中の諸症状 ⑦不妊治療 ⑧ガン、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、腎不全および厚生労働省の指定難病に関わる治療

今後もさまざまな事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を投入してまいります。

働きやすい職場環境の提供～働き方改革～

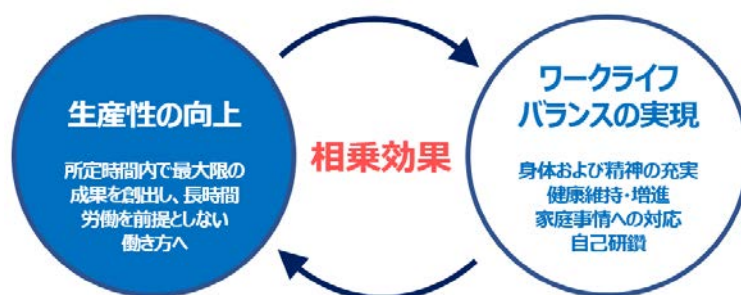
当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」に取り組んでいます。

■働き方改革労使会議

2017年に各事業部長をはじめとする会社側代表者と労働組合代表者をメンバーとする「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、以下の方針に基づき「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。

「働き方改革労使会議」方針

- 会社の発展・成長と従業員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向け、従来の慣行にとらわれず全社員が意識を変えて「働き方改革」に取り組む。
- 「働き方改革」の実行にあたっては、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から取り組み、活力ある企業風土の構築と多様性をもって誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指す。
- 「働き方改革」を経営の最重要課題の1つに位置づけ、労使一体となって取り組む。



■労働時間削減に向けた取り組み

- ・時間外労働の上限時間の引き下げ
- ・週労働時間の上限設定と管理
- ・連続勤務日数の上限設定と管理
- ・定時退社日（毎週水曜日および第2・4金曜日）の徹底
- ・勤務間インターバル制度による休息時間の確保
- ・管理職も含めた労働時間の把握 など

■休暇の取得促進に向けた取り組み

- ・年次休暇取得促進に向けた具体的な数値目標を労使で設定
- ・年次休暇の一斉取得日を設定
- ・半日年次休暇の上限回数を撤廃
- ・多目的休暇制度の整備（時間単位取得や中抜けが可能） など

■「多様で柔軟な働き方」の実現に向けた勤務制度の整備

- ・育児、介護、治療と仕事の両立支援に関する各種勤務制度の整備
- ・在宅勤務制度
- ・コアタイムのないフレックスタイム勤務制度 など

■在宅勤務制度

当社は、一人ひとりの生産性向上とチームとしての成果の最大化を目的に、2020年8月、在宅勤務制度を導入しました。子育てや介護などの多様な事情を抱える社員も活躍し続けやすい働き方であることに加え、災害時等においても事業継続性を確保するための有効な手段となります。社内会議、社内研修等の各イベントのオンライン開催が定着し、紙資料のデジタル化などのさらなる効率化に向けた業務改善も進んでいます。

今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」を推進し、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は91.7%※となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては相互に相手方の立場を尊重し、健全な労使関係をもとに、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

賃金水準や各種制度に関する交渉をはじめ、働き方に関する課題解決に向けた「働き方改革労使協議会」、各事業所における安全・快適な職場づくりを目的に労使で組織する「安全衛生委員会」など、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に向けた取り組みを労使一体となって行っています。

そのほかにも、長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」には労使共同で参画し、労使が協力して環境保全活動・社会貢献活動を展開しています。今後も継続的にさまざまな取り組みを展開してまいります。

※労働組合員比率：91.7%は、正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率。

人材の育成と活用

社員は新光電気グループの最大の財産であるとの認識のもと、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援することをSHINKO Wayの中で企業指針の一つとして定めています。

また、当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

人材育成方針

2022年2月に教育実施部門と事業部門で構成する教育推進委員会を設置し、人材育成方針に沿って人材基盤強化に向けた教育施策のさらなる充実、事業部門のサポート強化をはかっています。

人材育成方針

社員は新光電気グループの最大の財産です。新光電気グループは、SHINKO Wayの理念に基づき、社員が仕事を通じてその能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう支援します。

プロフェッショナル

仕事に誇りを持ちそれぞれの専門分野において常に進化を追求する人材の育成

自律・挑戦

新たな価値創造のために自己成長に挑み続ける人材の育成

誠実・信頼

健全な倫理観と誠実さをもってステークホルダーと信頼関係を築ける人材の育成

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

教育体系

人材育成のさらなる推進を目的として、人材育成方針のもと教育体系を整備し、教育プログラムの充実と個々の研修の向上をはかっています。階層別研修や次世代リーダーの育成を目的とする選抜型研修等をはじめとする体系的な教育と、各職場における「OJT（On-the-Job-Training）」を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。

教育体系							
	階層別	選択型	選抜型	テーマ別	グローバル		
管理職	階層別 マネジメント研修 新任管理職研修	ビジネススキル eラーニング	選抜型 マネジメント 研修	SHINKO Way 教育 安全衛生 教育 ほか	職場 マネジメント	各種英語 講座 社内TOEIC 海外赴任前 研修	
中堅社員	管理職候補研修 階層別リーダー 研修 キャリア形成支援 研修 中途入社者教育		選抜型 中堅 社員 研修		女性 リーダー 研修		ワーク ライフ バランス セミナー
新入社員	OJT教育 新入社員 導入教育		新入社員向け eラーニング				
	社外派遣 大学等研究機関 社外セミナー 法定資格試験 法定講習会		専門教育 統計教育 品質システム教育 環境教育 情報教育		技能・知識強化 新光テクノアカデミー 生産士 技能検定 部門内教育		

教育・研修の取り組み

■ グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。外国語通信教育講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講料を会社が補助しています。社内TOEICにオンライン方式を導入して3か月ごとに実施しており、受験機会の拡大をはかっています。

2023年度は、受講者のニーズをもとにビジネス外国語講座のコース拡充を行い、各人がコースの選択をしやすいよう情報提供を強化しました。また、新入社員向けに「英語学習法セミナー」を開催し、学習のモチベーション向上をはかりました。今後も、社員のグローバルなビジネス能力の向上に向けた環境整備を、積極的にはかかってまいります。

■ 選択型教育の実施

社員の職責に応じたビジネススキル強化を目的とする「ビジネススキルeラーニング」を開設し、多くの社員が業務遂行に必要となるスキル・知識を多様なコースから自ら選択することで、自律的に学ぶ機会を提供しています。

選択コース例：「マネジメント」、「財務会計」、「問題解決」、「リーダーシップ」、「マーケティング」等

■ 製造現場向け教育

製造現場で働く社員の知識を高め、技能を磨く社内教育機関として、「新光テクノアカデミー」を2021年に設立し、運営を行っています。2023年度は、新卒・中途入社者を中心に317名が技能実践教育や危険体感教育を受講するとともに、製造現場のリーダー向け研修の対象層を拡大しました。

新光テクノアカデミー 技能実践教育プログラム例：

「安全衛生」、「薬品の基礎」、「ものづくり基本実習」等（14科目88時間）

人材育成方針のもと、高度化する半導体市場のニーズに対応し、優れた人材を育成するべく、今後も継続的に教育プログラムの充実と個々の研修の向上をはかっています。

2023年度の社員一人当たり平均の教育費用は13.3千円、教育時間は25.7時間となりました。

	2021年度	2022年度	2023年度
一人当たり教育費用(千円)	10.5	12.5	13.3
一人当たり教育時間(時間)	19.2	22.3	25.7

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したときはその成果に適正に報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、各期の評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

管理職登用予定者には登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるよう取り組んでいます。また、当社は、法令に定める同一労働同一賃金の原則に基づき、雇用形態の異なる社員間の各種労働条件について確認を行っており、不合理な待遇差は認めていません。

製造現場の改善につなげる表彰制度

製造現場におけるさまざまな気づきを吸い上げ、製品の不良や製造工程における障害・事故リスクの低減につなげることを目的とした表彰制度を導入しています。毎月、社員による価値ある気づきが「Good Job賞」として表彰されており、表彰内容はイントラサイトで共有され、高いものづくり意識に基づく行動が社内に広がっています。

労働安全衛生

新光電気グループは、SHINKO Wayの企業理念に「温かさ」を掲げ、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供することを企業指針とし、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。

全社安全衛生・防火防災基本方針

当社では、「全社安全衛生・防火防災基本方針」を策定し、安全衛生・防火防災活動を推進しています。

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、全ての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。そして以下の方針に基づき、全員参加で安全衛生・防火防災活動を積極的かつ継続的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

1. 法令遵守
労働安全衛生・防火防災関連諸法令をはじめ、社内規程・基準・ルールならびに要求事項を遵守する。
2. リスク低減活動
本質的な安全に向け、職場の危険・有害要因を特定・分析・評価し、継続的なリスク低減活動を推進することにより、労働災害・事故の未然防止ならびに再発防止をはかる。
3. 不注意・不安全行動の撲滅
労働災害発生の原因となる不注意・不安全行動(ながら歩行・保護具未着用・ルールの逸脱等)は行わない。
4. 教育・訓練
災害・事故の撲滅を目指し、社員に対し必要かつ十分な教育・訓練を継続して実施することにより、安全意識ならびに管理水準の向上をはかる。
5. 健康管理
社員の健康管理意識の向上をはかるとともに、心身ともに健康でいきいきと働くことができる職場環境づくりを推進する。
6. 防火防災管理体制の確立
「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、災害への備えおよび発生時の人命救助・被害拡大防止・復旧の各対策について、継続した見直しと訓練を行い、被害の最小化ならびに対応力の強化をはかる。
7. 経営資源の投入
上記の実行にあたっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を実施する。

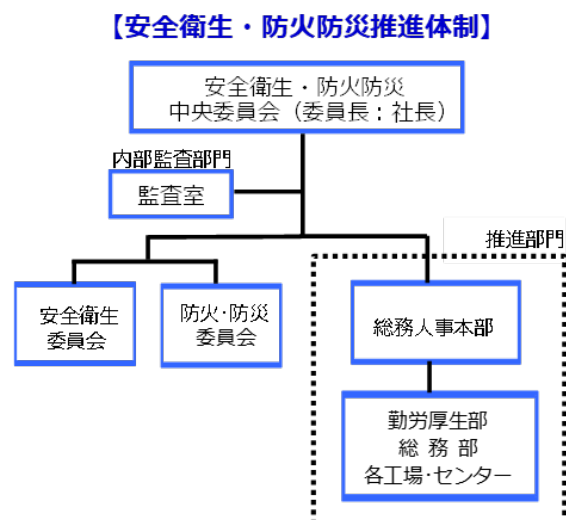
新光電気工業株式会社
代表取締役社長

安全衛生・防火防災推進体制

■安全衛生・防火防災活動推進体制

社長を委員長とする「安全衛生・防火防災中央委員会」を設置し、各工場の活動を総括するとともに、発生した災害の分析、安全衛生・防火防災に関する全社的な施策・目標の策定、施策の進捗管理、施策の効果検証・改善によるPDCAサイクルを回し、安全衛生水準の向上をはかっています。

また、各工場に「安全衛生委員会」、「防火・防災委員会」、ならびに派遣・請負会社との「安全衛生連絡会」を設置し、毎月工場別の取り組みを審議・実行するほか、社内発生した災害や対策について工場・会社間で情報共有し、類似災害の防止の取り組みを行っています。



■ リスクアセスメントの実施

「リスクアセスメント運用基準」を制定し、作業方法変更時や新規設備導入時のほか、年1回全作業を対象としたリスクアセスメントを実施し、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。抽出されたリスクは、計画的にリスク低減できるよう、各工場では是正状況の進捗管理を行い、「安全衛生・防火防災中央委員会」で報告しています。

社員の安全衛生意識向上への取り組み

■ 教育・訓練

日常の安全指導のほか、製造現場で働く新卒者・中途入社者を対象とした技能実践教育、年1回の安全衛生に関する全員教育、階層別研修での安全衛生教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。

なお、2023年度も作業者の危険感受性の向上を目的として、専用の装置を使用して労働災害を疑似体験する「危険体感教育」を実施し、合計119名が受講しました。

■ 全国安全週間・全国労働衛生週間の取り組み

全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、安全衛生意識の向上をはかっています。

2023年度 安全衛生教育実績（新光電気グループ（国内））

研修名	受講人数
入社者技能実践教育	198人
安全衛生一般教育	5,687人
階層別研修	471人
危険体感教育	119人
交通安全講習	716人



〔危険感受性の向上を目的とした「危険体感教育」〕

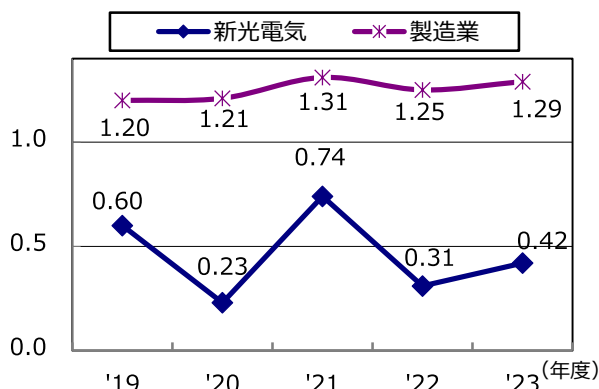
労働災害の発生状況

労働災害度数率（災害発生率）は、全国製造業平均を下回る水準で推移しており、2023年度は死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害は発生していません。

事故の型別では、前年に引き続き、「転倒災害」が最も多く、5件の発生となりました。

2024年度についても、死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の発生ゼロを目標とし、各種安全衛生活動を推進してまいります。

【度数率（災害発生率）推移】（新光電気）



※度数率：労働災害の発生頻度を表す指標で、100万延べ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数（休業1日以上および身体の一部又は機能を失うもの）にて算出するもの

衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み

当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）のほか、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

■健康診断・保健指導

法定の一般・特殊健康診断のほか、年齢に応じて特定健康診査を実施し（受診率100%）、結果に基づき特定保健指導に取り組んでいます。特定保健指導は、国の目標値（45%）を上回る対象者の75%の実施を目標として取り組み、2023年度は、82.8%の指導が完了しました。

■健康増進に関する情報提供

健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。

■各種費用負担・補助

早期発見・早期治療を目的とした「婦人科健診」・「脳ドック」・「肺ドック」の費用補助のほか、感染症対策として季節性インフルエンザ予防接種の社内実施・費用補助を行い、2023年度は希望者2,123名が社内にて接種を受けました。また、社内の休憩エリアには「健康測定コーナー」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しのほか、体組成計・血圧計の設置など、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

その他にもスマートフォンアプリを活用したウォーキングイベント、禁煙推進イベントなどの健康増進活動を実施しているほか、社員食堂では、健康に資する要素を含む栄養バランスのとれた「スマートミール」や「食育の日（毎月19日）」に健康テーマに合わせたメニューを提供するなど、健康保険組合や社員食堂等と協働し社員の健康維持・増進に努めています。



（社員食堂メニュー：スマートミールの提供）

メンタルヘルスケア

■相談窓口

社内の窓口は、各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。社外の窓口は、当社が委託している独立した第三者機関の相談センターや健康健保組合の相談窓口が設けられており、臨床心理士等のプロフェッショナルなカウンセラーを通して相談ができる体制を整えています。

■未然防止の取り組み

メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。また、リーダークラスを対象とした職場環境改善・コミュニケーション向上のためのスキル開発研修も実施しています。そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施しています。ストレスチェックの分析結果は各部門責任者へ適切にフィードバックし積極的な職場環境改善活動を推進しています。

「健康経営優良法人2024」に認定

当社は、2024年3月、経済産業省と日本健康会議が選ぶ「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に6年連続で認定されました。当社では、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、各種取り組みを行うとともに、その効果を検証・評価することで、実態に合わせたより効果的な施策となるよう今後も継続的な改善をはかってまいります。



地域社会への貢献

新光電気グループは、SHINKO Wayの企業理念に「温かさ」を掲げ、社会に貢献し地球環境を守ることを企業指針としています。

また、世界中のさまざまな国や地域において、社会と密接にかかわりながら事業活動を行っていることを念頭におき、常に社会・環境に目を向け、一人ひとりが行動してまいります。

地域に根差した貢献

地域との共生

新光電気グループは事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。

今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

栗田総合センター

かつての本社工場であった栗田工場は、昭和32年（1957年）の開設以来約半世紀にわたり、主力工場として数々の製品を市場に送り出してきました。工場開設当時は、周囲一面に水田が広がるのどかな環境でしたが、その後急速に開発が進み、住宅等が立ち並ぶ環境へと大きく変貌を遂げたことに伴い、地域社会との共生をはかるため、工場をすべて取り壊し、豊かな緑に包まれた「栗田総合センター」として再整備されました。

栗田総合センターは、春の桜や秋の紅葉等、道行く人々が四季折々の自然の息吹を感じることができる地域における憩いの場となっています。



（栗田総合センター）

交通安全の街頭啓発活動

「全国交通安全運動」に合わせて、交通安全の街頭啓発活動を実施しています。特に、地域の小学生が安全に登校できるように、声を掛けながら見守り活動を行い、子供の交通事故防止に取り組んでいます。今後も交通事故ゼロ社会の実現に向け、地域の皆様と一丸となって、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践に取り組んでまいります。



（交通安全街頭啓発活動）

工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、工場周辺においてゴミ拾い等の美化活動を行っています。今後も工場周辺地域の美しい環境が次世代に引き継がれるよう、地道に活動を行ってまいります。



(工場近隣の清掃活動 (更北工場))

地域環境保全活動

森林(もり)の里親促進事業

長野県が推進する「森林(もり)の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めています。2014年10月に「森林の里親契約」の締結以来、毎年労働組合との共催でさまざまなかたちでの森林整備を行っており、2023年度は、6月と10月に苗木の植樹や下草刈りを行いました。今後も地域の皆様と連携して、持続的な森林づくり活動による豊かな自然資源の保護に努めます。



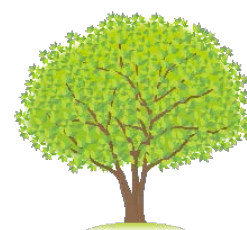
(植樹活動 (6月))



(下草刈り (10月))

切手の回収・寄付

当社では切手を回収し、植林活動のための基金に寄付を行っています。過去にはプリペイドカードや書き損じはがき等の寄付も行っており、2005年7月から始まった寄付活動により、2023年度末までに1,039本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



青少年育成支援活動

工場見学、インターンシップの受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2023年度は、更北工場（長野市）、高丘工場（長野県中野市）、新井工場（新潟県妙高市）にて地元学生の工場見学を受け入れ、実際の「ものづくり」を目で見て体感してもらいました。

また、当社では次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、インターンシップの受け入れも行っています。

教育機関への授業支援

産業界で活躍できる人材育成やキャリア教育を目的とし社員が高校や大学にて講義を行っています。

社員が卒業した母校を訪れて、製造業界の仕事内容や会社概要を説明するとともに、自身の経験を紹介することなどにより、今後の進路選択に役立てていただける機会となっています。



（高校生のキャリア教育支援活動）

公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまで延べ602名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。



トピックス

令和6年能登半島地震被災地支援

当社では、社会の一員としての責任を果たすべく、従前より、大きな災害が発生した際には、寄付等の支援を行ってまいりました。

2024年1月に発生した令和6年能登半島地震で被災された方々への復興支援に役立てていただくため、当社では、同年1月に日本赤十字社への義援金の寄付を行いました。

海外拠点における活動

■ KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

KSM（韓国）では、工場が所在する工業団地周辺道路の清掃活動を毎年実施しています。清掃活動と併せて、ごみの無断投棄防止のための啓発活動も行っています。



(工場周辺の清掃活動)

■ SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

SEM（マレーシア）では、孤児院への寄付活動を実施しています。2023年度はSEMの社員が孤児院を訪問し、子どもたちと交流を深めました。



(孤児院訪問の様子)

品質による信頼性の向上・お客様への貢献

新光電気グループは、SHINKO Wayの企業理念に「技術力」「ものづくり」を掲げ、品質によりお客様と社会の信頼を支えることを企業指針としています。さらに、お客様起点で考え、誠意をもって行動することを、行動指針としています。当社グループでは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。当社グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、価値の高い製品とサービスで、お客様と社会から信頼される企業であり続けます。

品質方針

新光電気工業グループは、SHINKO Wayの企業理念に基づき、品質でお客様と社会の信頼を支え、お客様が期待するレベルの製品とサービスを誠実に提供する企業であり続けます。これを達成するため、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

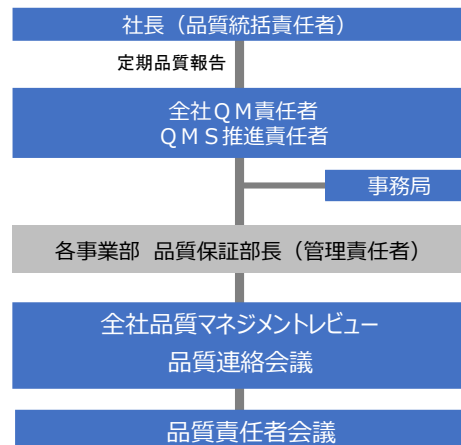
1. お客様第一優先に徹した品質追求
2. 変化を先取りした品質づくり
3. 社会的責任を果たす品質の確保
4. 五ゲン主義（現場、現物、現実、原理、原則）による継続的な品質改善
5. 品質を考える人づくり

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

品質マネジメント体制

代表取締役社長が品質統括責任者を務め、品質マネジメント体制のもと、内部品質監査および全社品質マネジメントレビューを年2回行い、マネジメントシステムがISO/IATF規格要求事項に適合しているか、マネジメントシステムが有効に機能しているか確認し、継続的な品質改善に取り組み、品質問題の未然防止に努めています。

<品質マネジメント体制>



品質コンプライアンス教育

全社員の品質コンプライアンスに対するマインドの醸成と定着を目的とし、毎年11月の『品質月間（日本科学技術連盟・日本規格協会・日本生産性本部などが主催）』にあわせ、『品質コンプライアンス教育』を実施しています。

この教育は、全社員を対象として実施するもので、2020年からは中途入社者、2021年からは外国人技能実習生にも対象を広げて実施しています。こうした施策を通じて、当社では、お客様に提出するデータも製品・サービスの一部として品質重視の視点に立ち、ものづくりに携わる社員が一丸となって品質コンプライアンス問題に向き合うための取組みを継続的に行っています。

2023年度は、品質コンプライアンスの基本である5S^{*}を中心にe-learningによる教育を実施しました。

2023年度 品質コンプライアンスに関する教育実績 [新光電気グループ (国内)]

研修名	受講人数
品質コンプライアンス教育	5,591人

今後も品質コンプライアンス教育を通じ、お客様から信頼されている重みを全社員に再確認する機会を提供し、当社の大切な製品とサービスを安心・安全・誠実に届け続けていけるように取り組んでまいります。

※5S：整理、整頓、清掃、清潔、躰

品質マネジメントシステム認証取得

新光電気グループは、当社グループの製品をお客様が安心して採用いただけるよう、積極的な品質マネジメントシステムの認証取得に取り組んでいます。品質マネジメントシステムの国際規格であるISO9001については海外を含むすべての製造拠点で認証を取得しています。また近年、市場のニーズ拡大が期待される車載製品に対しては、自動車産業向けの品質マネジメントシステム国際規格であるIATF16949の認証取得品種の拡大を進めています。

品質マネジメントシステム認証取得状況

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえるため、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展をこれまで継続的に実施してきました。2023年度は開発中の製品を中心に下記の展示会への出展を実施しました。

No.	日時	展示会名	出展製品
①	2023年8月25日	第1回 産学みらいフォーラム	センシングエッジデバイス 光導波路付き基板 粗面化めっき技術
②	2023年9月13日 ～9月15日	SENSOR EXPO JAPAN 2023	センシングエッジデバイス
③	2023年11月15日 ～11月17日	第12回 IEEE CPMT Symposium Japan	2.3次元パッケージ用基板 (i-THOP®) パワー半導体用パッケージ (POL) 光電融合パッケージ
④	2023年12月13日 ～12月15日	APCS (Advanced Packaging and Chiplet Summit) 2023	2.3次元パッケージ用基板 (i-THOP®) 光導波路付き基板 カーボンナノチューブ高熱伝導シート 他

(注) いずれも開発中の製品

【展示会出展の様子】



【出展製品の紹介（一部）】



※i-THOPは新光電気工業(株)の登録商標です。

お客様への対応

新型コロナウイルスの感染拡大を機に各国、お客様においては働き方改革が浸透しリモートワーク等での対応が定着しつつあります。当社ではお客様のワークケースに応じた臨機応変な手段でコミュニケーションの強化をはかり、ご要望にお応えしています。さらには新型コロナウイルス感染症に限らず、昨今における大規模自然災害等の発生、パンデミックにも備えるべく、BCM（Business Continuity Management）のさらなる強化をはかり、事業の継続とお客様への供給不安の回避にむけた取り組みをお客様とともに進めてまいります。

安全と信頼への取り組み

安全保障輸出管理について

当社は、安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定し、適切な安全保障輸出管理を実施しています。また、新入社員や新任管理職、輸出製品に携わる社員への定期的な教育を通じ、法令遵守の意識を高めています。

なお、海外製造子会社も管理対象としており、同様の教育を実施しています。

AEO事業者認定

AEO（Authorized Economic Operator）制度とは各国税関が連携した世界の枠組みです。この制度の認定を取得することにより、輸出品を扱う企業としての信頼性向上と迅速な通関手続きが可能となっています。

当社は、AEO事業者として2008年に認定を取得しています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループは、SHINKO Wayにおける企業指針や経営方針等の要素をふまえ、お取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、4つの方針に沿った調達活動を展開しています。

調達基本方針

1. お取引先との共存共栄
お取引先との相互の切磋琢磨を積み重ねることにより、緊密な連携・長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し共に繁栄・存続してゆく、共存共栄の関係を目指します。
2. 公正な商取引(公正・公明・公平な評価・選定)
公正・透明・自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引は行いません。新規にお取引をご希望される企業様に対してオープンでフェアな参入機会を提供します。お取引先の選定は、企業としての信頼性、技術力、調達品の品質・価格・納期等、環境保全への取り組み状況などの観点から総合的な評価により行います。
3. 法令および社会規範の遵守
当社の調達活動において適用される法令・社会規範を遵守し、お取引先とともにサプライチェーンにおける社会への責任を果たしていきます。
4. 地球環境保全
地球環境保全のため、お取引先に対しては環境マネジメントシステム構築や含有化学物質管理などを要請し、サプライチェーン全体にわたるグリーン調達活動を推進します

企業の社会的責任に配慮した調達活動

調達指針

当社では、社会的責任に配慮した調達活動を自社において推進するとともに、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、SHINKO Wayおよび「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を定めています。当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。また、当社では、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守(コンプライアンス)
 - ・国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

調達指針の共有のために～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめています。

また、「調達基本方針」「調達指針」「お取引先の皆様へ」を掲載した資材調達ウェブサイト、継続的に取引のあるすべてのお取引先に対して、毎年ご案内しています。

2023年度も、国内709社、海外20社、計729社に対し

ご案内し、資材調達ウェブサイト掲載の当社方針等のご理解とご協力をお願いしました。

また、新規のお取引先にも「調達基本方針」「調達指針」等の周知を行うことに加え、CSR取り組み状況を調査表により確認し評価するためのしくみを構築し、取引開始の段階で相互の取り組み状況の理解およびCSRに配慮した調達活動の推進をはかっています。

「お取引先の皆様へ」項目

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画(BCP)について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 「責任ある鉱物調達」の取り組み
5. 企業の社会的責任について

※「お取引先の皆様へ」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/activities/>

お取引先との対話

■お取引先へのCSR調査の概要

当社では、主要なお取引先に、RBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任(CSR)に関する調査」を毎年実施しています。この調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野でのRBA行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくもので、継続的に各お取引先における状況を確認しています。

■CSR調査の実施状況・結果

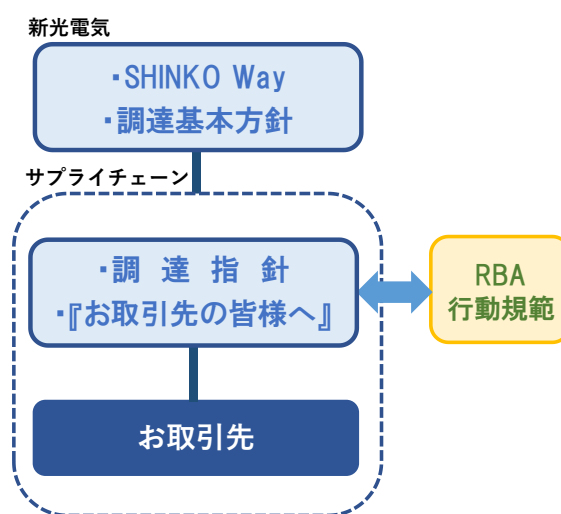
2023年度は、生産用材購入額の上位80%以上のお取引先33社（海外のお取引先を含む）に調査を実施しました。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先9社についても、この調査を毎年実施しており、加えて

調査の結果に基づき、作業現場等の状況に問題がないか、毎年実地監査を実施し、必要に応じて改善要請を行っています。2023年度の実地監査においても、RBA行動規範および関係法令上、問題のないことを確認しています。

今後も、調査や実地監査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



サプライチェーンにおける人権問題

近年、サプライチェーンにおける人権問題への取り組みがより重要視されています。当社では、当社共通の価値観を示す「SHINKO Way」の行動規範に“人権を尊重します”と掲げています。この理念に基づき、調達指針にも、人権尊重に関する項目を掲げ、当社自ら遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

具体的には、当社ではRBA行動規範を尊重し、取り組んでおり、このRBA行動規範に準拠した「企業の社会的責任(CSR)に関する調査」を通じて、主要お取引先の状況を確認しています。また当社工場内の工程委託等のお取引先には、この調査に加えて、作業現場等の実地監査を、毎年行っています。これらの活動を通じて、2023年度も、RBA行動規範および関係法令上、問題のないことを確認しています。

「責任ある鉱物調達」の取り組み

当社では、調達活動におけるサプライチェーンの透明性の確保と責任ある鉱物調達の取り組みとして、富士通グループ「責任ある鉱物調達対応方針」に基づき、経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」を参考に、デュー・ディリジェンスとして高リスク鉱物の調査を実施しています。調査では、Responsible Materials Initiative(RMI)の「紛争鉱物報告テンプレート(CMRT)」、「拡張鉱物報告テンプレート(EMRT)」を使用しています。

2023年度は、44社について調査を実施し、問題のないことを確認しました。

事業継続マネジメント(BCM)

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)の強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象としてBCMに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

2023年度は、主要購入品293件について調査を実施しました。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、BCPの充実や拠点の分散化等、BCM強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は、富士通グループの一員として、富士通グループ グリーン調達基準を参考に、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の構築をお願いしています。

製品含有化学物質の管理

当社では、購入品に含有される化学物質について、各種規制や法令を遵守し、環境影響の低減化をはかることを目的に「取引先環境管理物質管理マニュアル」を随時改定しお取引先へ配付し、製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いしています。また、購入品の化学物質の含有状況などの調査を実施するとともにお取引先の管理状況を確認するため、部材系の主要お取引先27社を対象に、定期的に監査を実施しています。その結果、不十分な点がある場合は、是正の要請と改善の支援を行っています。こうした活動を通じて、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

お取引先とのCO₂排出量削減および水資源保全活動の推進

当社は、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先にCO₂排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第11期環境行動計画（2023～2025年度）では、サプライチェーン上流におけるCO₂排出量削減および、水資源保全の取り組み推進を具体的な目標に掲げ、二次お取引先への展開も含めた活動の推進を、各社に要請しています。

2023年度では、各社の活動状況を確認するため、31社の主要なお取引先に対し、「第11期富士通グループ環境調査票」による調査を実施しました。

調査結果では、9社のお取引先でCO₂排出量削減を2,674社の二次お取引先に要請いただき、水資源保全については、7社のお取引先が2,524社の二次お取引先に活動実施を要請いただいていることを確認しました。

また、調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各お取引先への活動展開を依頼しました。

今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減および水資源保全の取り組みがはかられるよう、引き続き取り組んでまいります。

調達活動におけるコンプライアンスの徹底

お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

※「お取引先コンプライアンスライン」

<https://www.shinko.co.jp/corporate/procurement/complianceline/terms/index.php>

調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」、および下請法や派遣法等調達業務に関連する法令等について周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、調達活動におけるコンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。



Governance

ガバナンス

コーポレート・ガバナンス

コンプライアンス

リスクマネジメント

知的財産

コーポレート・ガバナンス

環境変化の激しい半導体産業にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

※詳細につきましては、当社「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」をご覧ください。

<https://www.shinko.co.jp/corporate/governance/>

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。当社は、経営の透明性を確保し、業務執行の公正性を監督する機能を強化するため、社外取締役を3名選任しています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

■ 取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。取締役会は、代表取締役会長を議長とし、監査等委員でない取締役5名、監査等委員である取締役3名で構成されています。

※当社は、取締役会の実効性を分析・評価するため、取締役全員に対し、毎年、取締役会の構成・運営面についてアンケートを実施し、取締役会の実効性向上をはかっています。

■ 監査等委員会

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員でない取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。監査等委員会は、常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名の3名で構成されています。なお、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

■ 指名・報酬委員会

指名・報酬委員会は、取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し、取締役会に答申することを役割としています。指名・報酬委員会の委員は取締役会決議で選定され、代表取締役会長、監査等委員でない独立社外取締役および監査等委員である取締役をもって構成されています。

■ 特別委員会

特別委員会は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議し、取締役会に答申することを役割としています。特別委員会の委員は取締役会決議で選定され、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成されています。

■ 経営会議

経営会議は、経営上の重要案件および課題について検討、審議、報告および進捗管理を行い、経営層による自由闊達な議論を行うことを目的として、おおむね月3回開催しています。経営会議は、代表取締役、執行役員を兼務する取締役および事業・営業・経理部門等を担当する執行役員で構成されています。

■ 執行役員会議

執行役員会議は、各部門およびグループ会社の状況、コンプライアンスやリスク管理に関する取り組み状況をはじめ、経営全般に関する審議、報告を目的として毎月開催しています。執行役員会議は、代表取締役社長を議長とし、すべての執行役員で構成されています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、担当執行役員および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

社外取締役

当社の社外取締役は3名で、監査等委員でない取締役1名および監査等委員である取締役2名です。

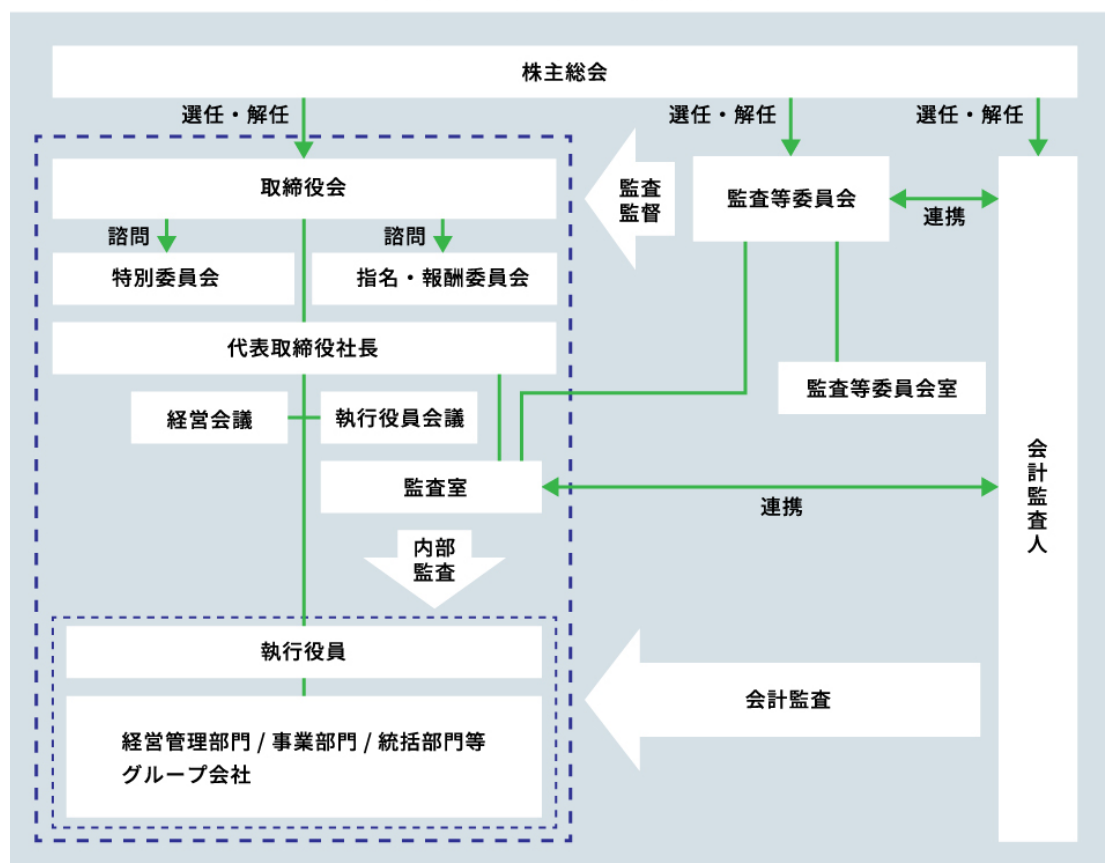
当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、「社外取締役の独立性判断基準」を定めていますが、社外取締役3名はこの基準の要件を満たしています。当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、当社における業務全般について、制度および業務の遂行状況を検討・評価することによって各業務が適切かつ効率的に実施されることに寄与するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しています。内部監査の結果の概要は、定期的また随時、取締役会に報告しています。監査室は、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果について、定期的に、また随時に監査等委員会に報告し、また、監査等委員会から当該報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。経営管理部門は、監査室に対し、必要に応じて報告および資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施されるよう協力しています。

また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制監査を受けています。

コーポレート・ガバナンス体制図



役員報酬について

役員報酬決定にあたっての方針と手続

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。なお、本決定方針の決議に際しては、あらかじめ独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および特段の異論がない旨の意見決定を経ていきます。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、取締役報酬について、当社グループの経営を担う優秀な人材を登用し、企業価値の向上をはかるインセンティブとして適切な水準・構成とするとともに、各取締役の報酬額の算定および決定において客観性・透明性を確保することを基本方針とします。

■ 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等について

取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会において承認決議された報酬枠の範囲内で、本決定方針に基づいて算定され、指名・報酬委員会の審議ならびに監査等委員会の検討および意見決定を経て、取締役会が決定します。

取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く）の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データの同業かつ類似した規模の他社水準を基礎として、職責・役位に応じて支給される基本報酬（固定報酬）とインセンティブ報酬（変動報酬）で構成し、変動報酬は業績連動賞与（短期インセンティブ）と譲渡制限付株式（中長期インセンティブ）の2種類を組み合わせるものとしています。報酬構成割合は、全社一体的な経営視点のもと、毎期の着実な業績成長と中長期的な企業価値の向上に向けた実効性のあるインセンティブと

して機能するよう、「基本報酬：変動報酬＝5：5」かつ「基本報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式＝5：3：2」としています。業績連動賞与は、評価指標として当社グループの成長・規模拡大を目指す観点から連結売上高、収益性の利益指標として特に重要視している連結経常利益、資本効率性を意識した経営の観点からROIC（連結経常利益÷投下資本（純資産および有利子負債の期中平均））の3つを使用するものとし、それぞれの評価ウエイトは均等としています。なお、連結純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が赤字の場合は、業績連動賞与は支給しません。譲渡制限付株式は、企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えると同時に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、職責や役位等に基づき対象取締役（監査等委員である取締役および監査等委員でない社外取締役を除く。以下同じ）に割り当て、対象取締役が当社の取締役、執行役員および使用人のいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとし、また、当社に損害を与え、もしくは当社の社会的な信用または企業価値を棄損する行為を行い、当社から懲戒またはそれに類する処分を受けた場合等には当社が全部または一部を当然に無償取得するものとしています。ただし、J I C C - 0 4 株式会社が当社株式に対する公開買付けおよびその後予定された一連の手続により、当社株式のすべてを取得することを企図していること、および当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としていることをふまえ、2024年6月26日開催の取締役会にて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の変更を決議し、譲渡制限付株式の割り当てを行わないこととしています。この場合、上記の報酬構成割合は、「基本報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式＝5：5：0」とします。監査等委員でない社外取締役については、業務執行より独立した客観的な立場から経営を監督するという役割・職務に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとし、業績連動賞与および譲渡制限付株式の対象外としています。基本報酬の水準は、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎に、その職責等に応じて決定します。

■ 監査等委員である取締役の報酬等について

監査等委員である取締役の報酬等は、業務執行より独立した客観的な立場から経営を監査・監督するという役割に鑑みて、基本報酬（固定報酬）のみとし、業績連動賞与および譲渡制限付株式の対象外としています。基本報酬の水準は、外部調査機関による役員報酬調査データの同業他社の一定水準を基礎に、その職責等に応じて決定します。なお、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会において承認決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員会において定める内規に基づき、所定の算定方法に基づく監査等委員の協議により決定し、支給します。

コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組むとともに、当社で推進状況を毎年確認することにより、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動ができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準であるGlobal Business Standards (GBS) ^{※1}です。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるように、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

※1 Global Business Standards (GBS)

<https://www.shinko.co.jp/assets/pdf/gbs.pdf>

Global Business Standards(GBS)項目

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権を尊重します <ol style="list-style-type: none"> 1.1 人権の尊重 1.2 差別行為またはハラスメント 1.3 健全な職場環境 2. 法令を遵守します <ol style="list-style-type: none"> 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守 2.2 財務報告および社内記録 2.3 環境と製品 2.4 健康と安全 2.5 国際貿易 2.6 マネーロンダリング 3. 公正な商取引を行います <ol style="list-style-type: none"> 3.1 公正な競争 3.2 贈収賄 3.3 政府との対応 3.4 公正かつ倫理的な購買 3.5 マーケティングと広告 3.6 政治およびメディア活動 | <ol style="list-style-type: none"> 4. 知的財産を守り尊重します <ol style="list-style-type: none"> 4.1 知的財産権の保護 4.2 第三者の知的財産権の尊重 5. 機密を保持します <ol style="list-style-type: none"> 5.1 一般原則 5.2 秘密情報の保護 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護 5.4 個人情報の取扱い 6. 業務上の立場を私的に利用しません <ol style="list-style-type: none"> 6.1 一般原則 6.2 利益の相反 6.3 贈答および接待 6.4 インサイダー取引 6.5 会社資産の保護 |
|--|---|

関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」を制定したうえで、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐败、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

また、利益相反行為による損失の発生を回避、軽減、管理することを目的に「利益相反規程」を制定し、必要な対応等を定めています。

なお、規程、細則およびガイドラインについては、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、適宜制定、改定しています。

コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特に、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等のビジネス上のリスクが高い分野については、新光電気グループにおける関係者全員を対象に定期的・反復的に教育を実施し、リスクの軽減をはかっています。

2023年度の国内社員向けの教育としては、カルテル・談合防止、反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するe-Learning等に加え、前年度に引き続き品質コンプライアンスに関する教育も実施しました。海外社員向けにも、全拠点において、コンプライアンス全般に関する教育を、e-learningまたは集合教育の形式で実施しました。

2023年度 コンプライアンス教育実績（新光電気グループ）

	受講人数
国内社員向け教育※ ²	5,794
海外社員向け教育※ ³	943

※² 国内グループ会社含む ※³ 海外グループ会社

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員がコンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載したカードの配付等により周知をはかっています。

企業倫理ヘルプラインとは

新光電気グループは、内部通報規程に基づき、企業倫理ヘルプライン（内部通報・相談窓口）を設けています。

企業倫理ヘルプラインは、法令違反行為、社内規程違反行為はもとより、人権の尊重等SHINKO Wayの「行動規範」に定められた、個々の従業員がいかに行動すべきかという基本ルールに関して、業務を通じて判断に迷うようなことがあった場合に、安心して相談していただくための窓口です。

各国の競争法や贈収賄等の法令違反行為、および品質不正等についても、本窓口にて通報・相談を受け付けています。通報・相談したことや、通報・相談内容等に関する調査に協力したことを理由として、通報者・相談者や調査に協力した人に対して不利益な取り扱いをすることは禁止されています。また、誰が通報したのかや通報の内容については、秘密保持を徹底し、情報の取扱いには細心の注意を払っています。

（イントラネットの周知）

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正（懲戒処分を含む）を実施するとともに、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応することを経営における重要な課題と位置づけ、グループ全体のリスク管理体制を構築し、リスク管理の実践と継続的改善に取り組んでいます。

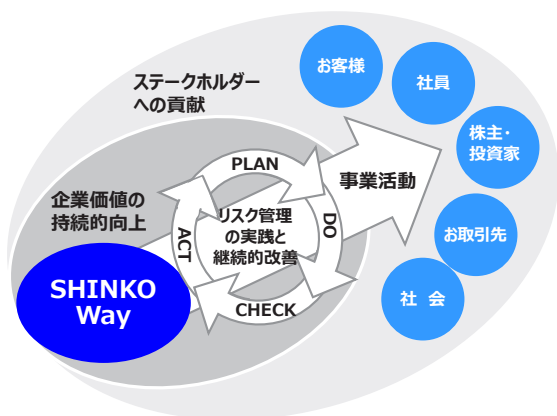
リスクマネジメント推進体制

新光電気グループは、グループ全体におけるリスクマネジメント推進のため、取締役会によって承認された「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会を設置し、グループ内におけるリスク管理の状況に関する情報の共有化やリスク管理方針・施策の徹底をはかっています。

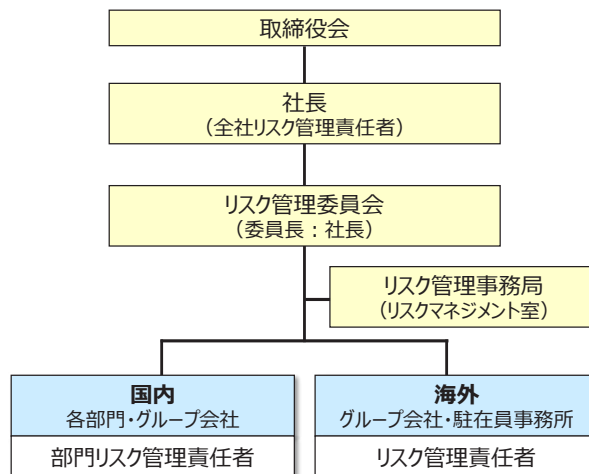
リスクマネジメント推進にあたり、代表取締役社長が、当社グループ全体のリスク管理における責任と権限を有し、リスク管理を推進する全社リスク管理責任者を務めるとともに、リスク管理委員会の委員長を務める体制を構築しています。さらに、グループ全体の全社横断的なリスク管理強化・推進を目的としてリスクマネジメント室を設置し、全社リスク管理責任者の職務の補佐やリスク管理委員会の事務局等の役割を担っています。

また、各部門および国内・海外グループ会社におけるリスク管理強化のため、部門・グループ会社ごとにリスク管理責任者を選任し、全社リスク管理責任者やリスクマネジメント室と連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制としています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



【事業等のリスク(※)】

1. 経済や金融市場の動向に関するリスク(主要市場における景気動向、為替動向および資本市場の動向)
2. 製品やサービスの欠陥や瑕疵に関するリスク
3. 調達先等に関するリスク
4. 自然災害や突発的事象発生リスク
5. 競合・業界に関するリスク
6. 知的財産に関するリスク
7. 情報セキュリティに関するリスク
8. 環境・気候変動に関するリスク
9. お客様に関するリスク
10. 多額な設備投資に関するリスク
11. 公的規制、政策、税務に関するリスク
12. コンプライアンスに関するリスク
13. 人材に関するリスク

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

リスクマネジメントプロセス

新光電気グループでは、グループの事業活動に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、グループ全体のリスクの識別・評価・管理を実施しています。当社グループにおける全部門・グループ会社を対象に潜在リスク調査を定期的実施し、各部門・各グループ会社において発生可能性のある潜在リスクを抽出・分析・評価したうえで、発生の回避・軽減・移転・保有および発生した場合の対策を立案・実施しています。各部門・グループ会社より抽出された潜在リスクについては、グループ全体のリスクを集約のうえ、影響度および発生可能性の2側面でマトリクス分析し、重要性の高いリスクの抽出を行っています。

また、万が一リスクが顕在化した場合には、適時にリスク管理事務局であるリスクマネジメント室が中心となって関係部門と情報を共有化し、各部門と連携して適切な対応をはかり、影響の極小化に努めています。

なお、潜在リスク調査の結果として抽出された重要リスクの分析結果や対策状況等については定期的に、また、顕在化した重要リスクの状況等については随時、取締役会に報告を行っています。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

また、台風や水害などの進行型災害に備え、大型台風や大規模水害の発生が予想される場合の行動基準・行動概要を定めた「台風・水害タイムライン」を策定し、社員一人ひとりが災害発生前に適切な対策や避難行動をとることで、社員の安全を確保し、被害を最小限にとどめる対策を実施しています。

【台風・水害タイムライン(イメージ)】

事象	フェーズⅠ タイムライン 発動/ 動向注視	フェーズⅡ 災害警戒	フェーズⅢ 稼働判断	フェーズⅣ 帰宅対応 工場立下	フェーズⅤ 災害対応
台風 (特別警報級)	台風が事業所地域に接近見込み	48H以内に台風が事業所地域に接近	24H以内に台風が事業所地域に接近	特別警報・避難指示発令	事業所が暴風域内にある場合
	平均風速20m以上の暴風が予想される場合、従業員の出社・帰宅を禁止				
洪水 (河川の氾濫)	事業所地域の水害が予想される場合	河川水位に警戒が必要な場合	河川氾濫の危険性がある場合	特別警報・避難指示発令	「緊急安全確保」発令中
従業員の基本行動	安全を最優先した行動			出社禁止/工場待機(垂直避難)	
各対策本部活動	タイムライン発動 対策メンバー待機	対策本部立上	工場停止対応	帰宅困難者対応	

災害・事故対応訓練等の取り組み

当社では、災害発生時の安全確保、人的・物的被害の最小化と二次災害防止をはかることに加え、防災体制の実効性検証や対応力強化を目的として、毎年さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーションや訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練を実施しています。

また、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについての自主点検や、全社員を対象とした安否確認システムによる安否報告・確認訓練を毎年実施しています。海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。



〔防災訓練における避難訓練の様子〕



〔防災訓練における救助訓練の様子〕

トピックス

外部機関による災害リスク調査の実施

2023年度は、気候変動に伴う台風・水害等の自然災害の激甚化や、大規模地震発生可能性の高まりといった昨今の状況もふまえて、生産拠点を中心に外部専門家による地震・火災・水災リスクの実地点検を行い、高リスク箇所の洗い出しを行いました。

本点検結果をふまえて、今後も継続してリスクの未然防止策・低減策の実行に努めてまいります。



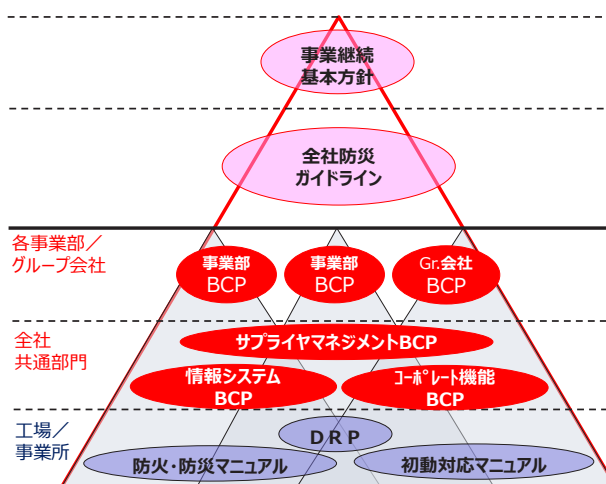
〔調査時の様子〕

事業継続マネジメント(BCM)

新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社BCMの基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。今後も、BCPにおける対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



新光電気グループ事業継続基本方針

■基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針(平常時)】

- ・各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- ・不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- ・事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針(不測の事態発生時)】

- ・社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- ・公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ・ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

リスクマネジメント教育・防災意識啓発

当社では、全社員を対象としたリスクマネジメント教育として、防災と事業継続に関するe-learningを実施し、社員一人ひとりが「自らの命は自らが守る」を基本原則とした意識の向上をはかっています。2023年度は新光電気グループ（国内）において5,635人（派遣社員を含む）が受講しました。さらに2023年度は、マネジメント層・リーダー層向けにリスク意識・リスク感度向上を目的とした研修を新たに実施し、791名が受講しました。

そのほか、社員の災害対応力および防災意識の向上を目的として、全社員にポケットサイズの「防災カード」を配付し、災害発生時等に備えて携行することを推奨しています。

【防災カード】



情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけており、SHINKO Wayに基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定するとともに、「個人情報保護ポリシー」および「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの維持・向上に取り組んでいます。このような取り組みの一環として、2023年度には、「携帯電話・スマートフォンの取扱いガイドライン」を制定しました。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Wayに示す「お客様のかけがえないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1) 新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2) 新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3) 新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

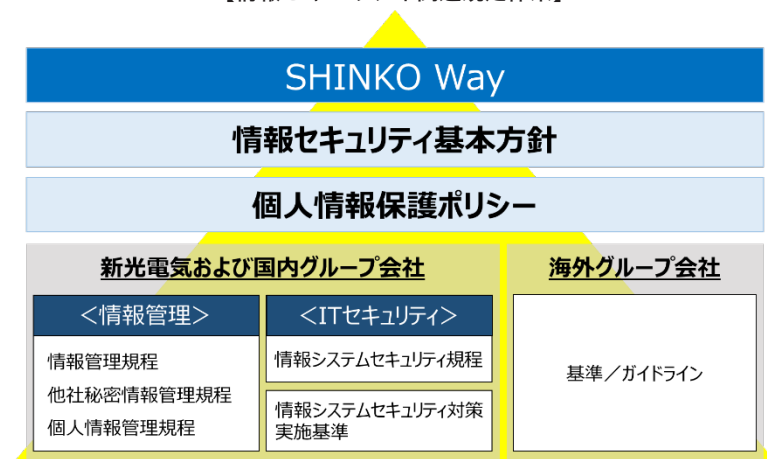
新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1) 取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2) 情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3) 情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4) 情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5) 情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勧奨します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



情報の適切な管理

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」、お客様や他社から入手した情報に関する取り扱いのルールとして「他社秘密情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

情報保護マネジメントシステムによる情報の保護

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、業務上取り扱う情報について、適切な管理を設定し現場での自律した情報保護の取り組みと、内部監査の実施により、取り組み状況を確認する「情報保護マネジメントシステム」を構築し、情報保護の強化に努めています。

【情報保護／個人情報保護マネジメントシステム】



情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策の一環として、国内および海外の当社グループ全社員を対象に、e-Learningや集合教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。

個人情報の保護

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことを企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するなど、個人情報保護の強化をはかっています。

当社における情報の分類

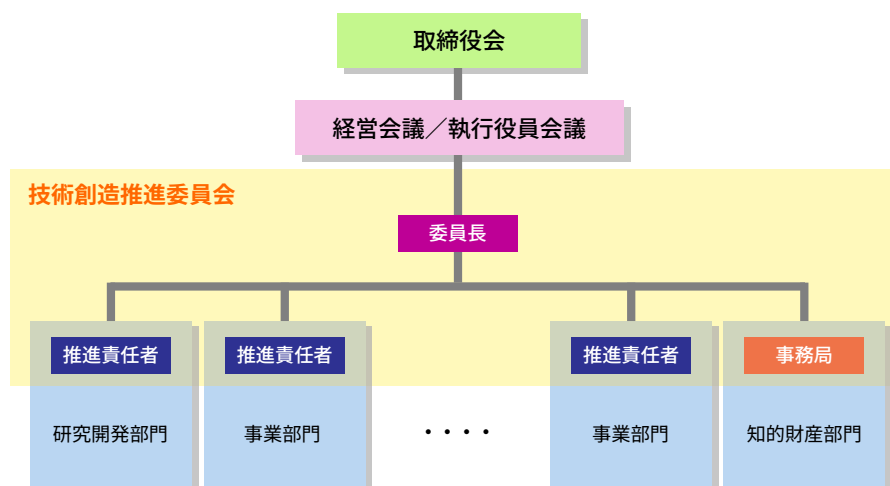
秘密情報	他社秘密情報		内容を問わず他社から当社に開示・提供された秘密情報	個人情報	個人に関する情報のうち、特定の個人を識別できる事項を含むもの
	当社の秘密情報	関係者外秘情報	特定の案件にかかわる関係者以外には知られてはならない情報		
		社外秘情報	関係者外秘情報以外の秘密情報		
公開情報			一般に公開されている情報		

知的財産

新光電気グループは、SHINKO Wayの企業理念に「技術力」「ものづくり」「発展性」を掲げ、「技術」を大切に、新たな価値を創造し続けることを企業指針としています。また、知的財産の尊重をSHINKO Way行動規範の一つとして定めています。それらに基づき、会社の重要な経営資源である知的財産の取得・保護・活用に取り組んでいます。

技術創造活動

当社では、「技術開発力の強化をはかり、新製品を創出して事業の発展に結びつける」ことを目的とした技術創造に、長年にわたって全社的な活動として取り組んでいます。この活動は、社長から任命された委員長および研究開発部門と事業部門の推進責任者からなる技術創造推進委員会のもとに、複数の活動グループを組織し、発明創出などの活動を継続的に実施しています。技術創造運動の活動方針および成果は、執行役員会議にて定期的に報告するとともに、取締役会においても、知的財産への取り組みとして報告を行っており、取締役会が適切に知的財産活動への投資等を監督する体制を構築しています。



技術創造の取り組み

知的財産の権利化と秘匿化

研究開発活動の成果として得られる知的財産を、特許として権利化をはかり、一方では秘匿すべき技術を公開せずに保護しています。ビジネスのグローバル化に伴い、国内のみならず海外の主要な市場国等においても特許出願を行い、知的財産の保護に努めています。また他者の知的財産を尊重し、侵害しないよう徹底をはかっています。

知的財産教育

当社では、技術者に対して特許関連を中心とした教育を定期的を実施し、知的財産に関する理解を深めています。以下のように多様なコースを設け、技術者のスキルや関心に応じて選択できるようにしています。これら教育により、技術者の発明創出へのモチベーションを高め、発明を深く読み取る力の育成や、質の高い発明を生み出すきっかけになると考えています。また技術者だけでなく知的財産部門も外部研修等を活用し、実務スキル向上に努めています。

■教育コースの例

- ・特許制度の概要
- ・特許公報の読み方
- ・発明発掘
- ・特許検索ツールの操作方法
- 等

研究開発成果発表会

「研究開発成果発表会」などを毎年開催し、技術者間の技術交流の活性化、技術情報の共有化による効率的な新技術・製品の開発や発明創出につなげています。

発明報奨

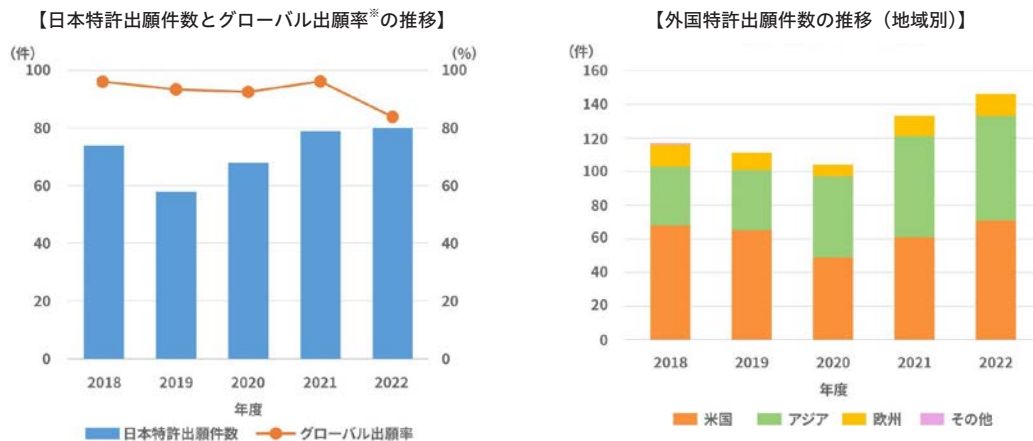
当社では、職務発明をした者に対して報奨金を支給する社内制度を設けています。報奨金の支給は特許出願時だけでなく、取得した特許権に係る製品の売上げ等に基づき実績報奨等として支給しています。実績報奨等に関しては、発明考案審査会議にて審議のうえ、その結果を発明者に通知するとともに、異議申し立ての期間を設けて審議し、結果の公正性を担保しています。

知的財産の源泉である研究開発活動は、新光電気グループの永続的な成長のために不可欠なものと考えています。技術開発力の強化をはかり、新製品を創出して事業の発展に結びつけることを目的とした技術創造を、全社的な活動として今後も取り組んでまいります。

知的財産関連データ

特許出願件数

特許にかかわる製品が流通する地域に適切に外国出願をして知的財産保護に努めています。

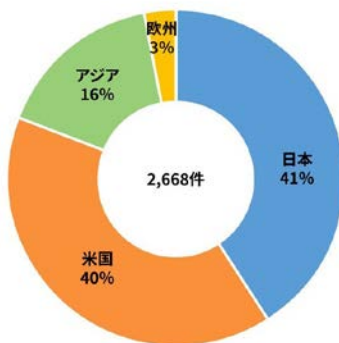


※グローバル出願率：国内出願のうち海外にも出願した件数の比率

特許保有件数

事業戦略、特許価値の評価、費用対効果など、総合的に判断して適正な特許の権利維持に努めています。

【2023年度末 地域別の保有特許の割合】





Data

財務・非財務 データ

業績・財務データ(連結)

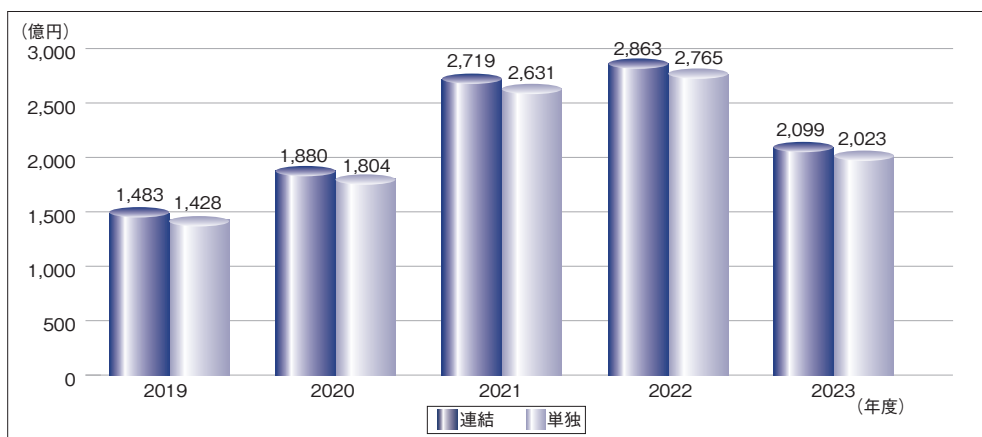
社員関連データ

ガバナンス関連データ

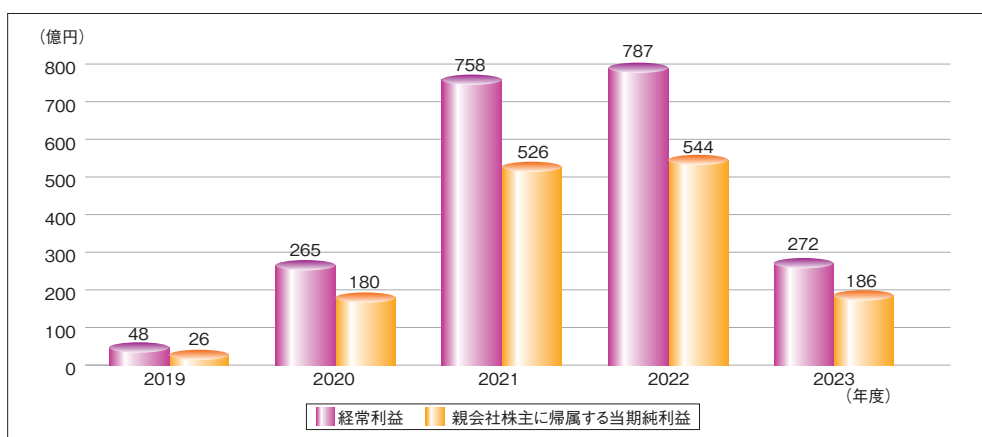
環境データ

業績・財務データ(連結)

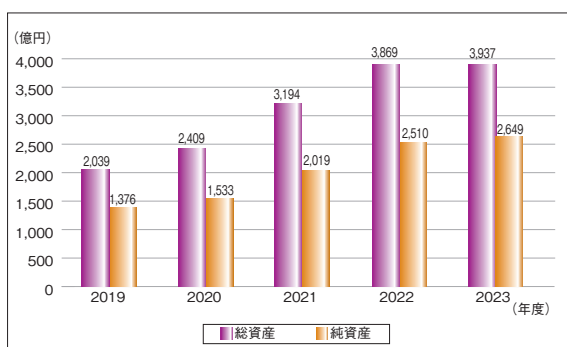
【売上高推移】



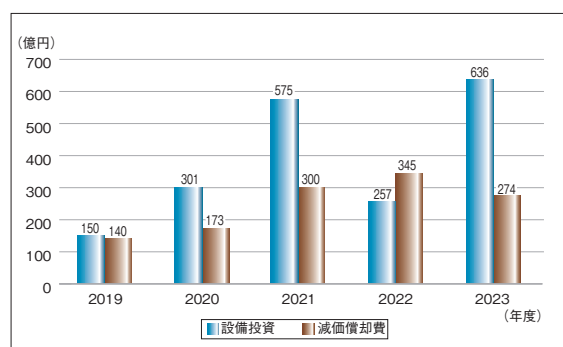
【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



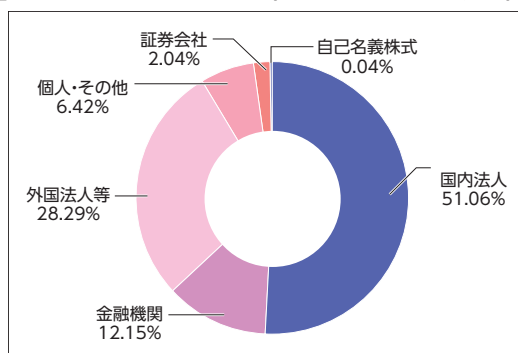
【総資産／純資産】



【設備投資／減価償却費】



【所有者別株式分布状況 (2024年3月31日現在)】



社員関連データ

■地域別社員数

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
地域別社員数(人)	合計	新光電気グループ(連結)正規	5,352	5,596	5,553
	日本		4,647	4,884	4,845
	アジア		670	674	669
	米州		35	38	39

■社員構成

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)		2022年度 (2023年3月期)		2023年度 (2024年3月期)	
			新光電気	グループ会社(連結)	新光電気	グループ会社(連結)	新光電気	グループ会社(連結)
雇用形態別社員数(人)	正規		4,608	744	4,848	748	4,808	745
	非正規 ^{※1}		445	51	501	51	568	63

※1 嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない

■多様性

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
社員数(人)	合計	新光電気(単体)正規	4,608	4,848	4,808
平均年齢(歳)			43.2	42.4	42.0
平均勤続年数(年)	全平均		20.1	18.8	18.4
	男性		19.2	18.0	17.6
	女性		23.4	22.3	21.6
男女別社員数(人)	男性		3,671	3,868	3,835
	女性		937	980	973
女性社員比率(%)			20.3%	20.2%	20.2%
女性管理職比率(%)			5.3%	5.9%	6.0%
外国人社員数(人)			新光電気(単体) ^{※2}	53	53
障がい者雇用率(%) (毎年6月集計)		新光電気グループ(国内)正規・非正規	2.31%	2.31%	2.56%

※2 グループ会社からの出向者および非正規を含む

■雇用状況

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
新卒採用(人)	合計	新光電気(単体)正規	128	148	205
	男性		96	116	164
	女性		32	32	41
キャリア採用(人)	合計		351	305	38
	男性		304	257	33
	女性		47	48	5
離職者数(人) ^{※3}	合計		76	105	130
離職率(%) ^{※3}			1.7%	2.2%	2.7%

※3 離職：定年退職者を含む

■制度利用

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
有給休暇平均取得日数(日)		新光電気(単体)正規	12.7	14.4	14.1
育児休職 利用者数(人)	合計		14	33	44
	男性		6	22	36
	女性		8	11	8
男性社員の育児目的休暇 利用者数(人)			87	108	136
男性社員の育児休職等 取得率(%) ^{※4}			98%	121%	142%
男性社員の育児休職平均取得日数(日)			53	29	26
育児休職後の復職率(%)			100%	100%	100%
育児休職後の定着率(%) ^{※5}			100%	100%	97%
介護休職 利用者数(人)	合計		3	2	2
	男性		3	1	1
	女性		0	1	1
介護休職後の復職率(%)			100%	100%	75%
介護休職後の定着率(%) ^{※5}			100%	100%	100%

※4 育児休職および育児目的休暇の取得割合を算出。

なお、該当事業年度以前に子が産まれた男性社員で該当事業年度中に休職または育児目的休暇を取得した人も含むため、取得割合は100%を超過する場合があります。

※5 育児休職後/介護休職後の定着率：復職後12か月の時点で在籍している社員の比率

■その他

		社員区分	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)
死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害の発生(件)		新光電気(単体)正規・非正規	0	0	0
度数率【災害発生率】(%)			0.74%	0.31%	0.42%
特定保健指導実施率(%)		新光電気(単体) ^{※6}	70.1%	75.1%	82.8%
組合員比率(%) ^{※7}			90.2%	91.3%	91.7%
一人当たりの平均学習時間(時間)		新光電気(単体)正規	19.2	22.3	25.7
一人当たりの平均教育費用(千円)			10.6	12.5	13.3

※6 対象は富士通健康保険組合加入者

※7 正規社員(管理職を含む)のうち、一般社員の比率

ガバナンス関連データ

■取締役会、監査等委員会、指名・報酬委員会の状況

項目			2021年度	2022年度	2023年度
取締役会	構成	取締役数	8名	8名	8名
		内、女性取締役(比率)	1名 (12.5%)	1名 (12.5%)	1名 (12.5%)
		内、独立社外取締役	3名	3名	3名
	開催回数		14回	15回	17回
監査等委員会	構成	委員数	3名	3名	3名
		内、独立社外取締役	2名	2名	2名
	開催回数		9回	8回	9回
指名・報酬委員会	構成	委員数	5名	5名	5名
		内、独立社外取締役	3名	3名	3名
	開催回数		5回	6回	7回

■取締役の報酬等の額（2023年度）

役員区分	報酬等の総額	対象となる役員の員数
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	219百万円	5名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	25百万円	2名
社外役員	37百万円	3名

■内部通報

	2021年度	2022年度	2023年度
内部通報件数	15件	7件	20件

環境データ

環境データ算出における信頼性向上のため、2023年度実績に対し第三者保証を受けています。[★：第三者保証対象指標]
*第三者保証報告書(PDFリンク)

環境負荷データ

INPUT

		2021年度	2022年度	2023年度
エネルギー消費量	GJ	2,197,942	2,067,582	★ 2,107,997
原単位	GJ/億円	808	722	1,004
電力 総使用量	MWh	361,089	342,676	★ 345,968
再生可能エネルギー由来の電力	MWh	66,149	96,590	★ 149,961
購入電力	MWh	66,118	96,500	149,499
自社による発電 ※1	MWh	31	90	461
非再生可能エネルギー由来の電力	MWh	294,940	246,086	196,008
再生可能エネルギー利用率	%	18	28	★ 43
蒸気	t	-	-	6,400
重油・軽油・ガソリン	千L	1,084	1,087	895
天然ガス・都市ガス	千m ³	19,010	17,597	20,264
LPG・LNG	t	197	174	158
物質	t	31,431	18,079	15,217
原材料 ※2	t	27,471	14,839	13,043
化学物質	t ※3	3,960	3,240	2,174
水資源				
総取水量	千m ³	4,902	4,336	★ 4,368
水源別	千m ³			
上水道	千m ³	1,203	993	941
地下水	千m ³	3,700	3,343	3,428
リサイクル水量	千m ³	3,383	3,305	2,806
リサイクル率	%	41	43	39

集計範囲

2021年度 : 新光電気グループ(国内+海外生産拠点)
(海外生産拠点) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.(SEW)

2022・2023年度: 新光電気グループ(国内+海外生産拠点)
(海外生産拠点) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

端数処理により合計が合わない項目があります

※1: エネルギーの販売は無し

※2: 算定精度向上のため、部材調達品の重量換算係数を適宜見直しています
なお、データ入手の制約により、過年度数値は修正していません

※3: 2021年度値には、VOCが含まれていません

※4: サステナビリティレポート2023において「(最終処分量)」としていたものを
より明瞭な表現へ変更し「埋立て」としました。

OUTPUT

		2021年度	2022年度	2023年度
大気				
Scope1	t-CO ₂	48,076	44,135	★ 45,737
原単位	t-CO ₂ /億円	18	15	22
エネルギー起源	t-CO ₂	45,854	42,453	★ 43,792
非エネルギー起源	t-CO ₂	2,222	1,682	★ 1,945
二酸化炭素(CO ₂)	t-CO ₂	37	40	32
メタン(CH ₄)	t-CO ₂	0	0	6
四フッ化炭素(CF ₄)	t-CO ₂	1,722	1,428	1,110
六フッ化硫黄(SF ₆)	t-CO ₂	74	0	579
三フッ化窒素(NF ₃)	t-CO ₂	0	0	0
一酸化二窒素(N ₂ O)	t-CO ₂	-	-	38
フロン類(HFC)	t-CO ₂	388	215	174
アセチレン(C ₂ H ₂)	t-CO ₂	-	-	5
潤滑油・グリース	t-CO ₂	-	-	0
Scope2	ロケーション基準 t-CO ₂	163,357	153,211	★ 154,882
	マーケット基準 t-CO ₂	122,797	105,620	★ 94,077
原単位(マーケット基準)	t-CO ₂ /億円	45	37	45
電気	ロケーション基準 t-CO ₂	163,357	153,211	153,883
	マーケット基準 t-CO ₂	122,797	105,620	93,079
蒸気	t-CO ₂	-	-	999
NOx	t	28	26	20
SOx	t	0	0	0
化学物質				
PRTR	kg	5,976	5,297	★ 8,442
排出先別	kg			
大気	kg	1,505	1,416	3,898
公共用水域	kg	4,471	3,880	4,544
VOC	t	130	137	119
水域				
総排水量	千m ³	3,996	3,574	3,523
排水先別	千m ³			
河川	千m ³	2,853	2,534	2,549
下水道	千m ³	1,143	1,039	973
水消費量	千m ³	-	-	845
BOD	t	291	213	135
廃棄物+有価物	t	29,382	26,321	★ 22,218
廃棄物	t	7,060	6,427	★ 4,975
有害	t			
有効利用物 サーマル	t	50	136	85
マテリアル	t	1,343	1,540	989
非有効利用物	t	50	6	5
非有害	t			
有効利用物 サーマル	t	192	196	158
マテリアル	t	5,285	4,428	3,651
非有効利用物	t	140	122	87
埋立て(廃棄物の内数) ※4	t	11	25	★ 21
有価物	t	22,322	19,894	★ 17,243
有効利用率	%	99.4	99.5	99.6

サプライチェーン排出量(GHGプロトコルスタンダードに基づく温室効果ガス排出量)

★：第三者保証対象指標

排出項目		排出量 (t-CO ₂)				
		2021年度	2022年度	2023年度		
上流	Scope3	1 購入した製品・サービス ※1	197,317	188,469	★ 163,604	
		2 資本財	97,072	168,971	184,913	
		3 Scope1, 2に含まれない燃料 およびエネルギー関連活動	32,086	30,730	31,969	
		4 輸送・配送	9,555	8,342	7,366	
		5 事業から出る廃棄物	887	840	660	
自社	Scope1	直接排出	48,076	44,135	★ 45,737	
	Scope2	エネルギー起源の間接排出	ロケーション基準	163,357	153,211	★ 154,882
			マーケット基準	122,797	105,620	★ 94,077
	Scope3	6 出張	※2 230	※2 303	310	
7 雇用者の通勤		7,691	8,169	8,460		
8 リース資産		非該当	非該当	非該当		
下流	Scope3	9 輸送・配送	非該当	非該当	非該当	
		10 販売した製品の加工	非該当	非該当	非該当	
		11 販売した製品の使用	非該当	非該当	非該当	
		12 販売した製品の廃棄	非該当	非該当	非該当	
		13 リース資産	非該当	非該当	非該当	
		14 フランチャイズ	非該当	非該当	非該当	
		15 投資	非該当	非該当	非該当	
		Scope1 + Scope2※3	170,873	149,755	139,815	
		Scope3	344,838	405,824	397,282	

集計範囲

2021年度：新光電気グループ(国内+海外生産拠点)
 (海外生産拠点) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)
 SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.(SEW)

2022・2023年度：新光電気グループ(国内+海外生産拠点)
 (海外生産拠点) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.(KSM)
 SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.(SEM)

端数処理により合計が合わない項目があります

※1：算定精度向上のため、部材調達品の重量換算係数を適宜見直しています
 なお、データ入手の制約より、過年度数値は修正していません

※2：算定精度向上のため、過年度数値を遡及して修正

※3：Scope2はマーケット基準により算定した値を集計

環境データ 算定基準

■環境負荷データ

INPUT

指標	単位	算出方法	
エネルギー 消費量	GJ	Σ [電力の年間使用量 + (燃料油、ガスの年間使用量) × エネルギー毎の熱量換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver5.0) (令和6年2月) Σ [蒸気の年間使用量 × 蒸気の比エンタルピー (全熱量)] 比エンタルピー：1999日本機械学会蒸気表	
エネルギー原単位	GJ/億円	エネルギー消費量 / 売上高	
再生可能エネルギー由来の電力	購入電力	MWh	再生可能エネルギー由来の電力購入量(再エネ電力証書の購入を含む)
	自社による発電	MWh	自社により発電し、消費した再生可能エネルギー量
非再生可能エネルギー由来の電力	MWh	化石燃料など枯渇性エネルギー由来の電力購入量	
再生可能エネルギー利用率	%	再生可能エネルギー由来の電力 / 電力 総使用量	
化学物質	t	PRTR制度(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質と、電機・電子4団体の環境自主行動計画にて定めたVOC(揮発性有機化合物) 20物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量100kg以上の物質の取扱量合計 (集計範囲：新光電気グループ(国内))	
水資源 総取水量	千m ³	上水道、地下水の取水量 (ただし消費用の地下水は含まない)	
リサイクル水量	千m ³	工場で使用した水を回収・処理し、再度工場で利用した水の量	
リサイクル水使用率	%	リサイクル水量 / (総取水量 + リサイクル水量)	

OUTPUT

指標	単位	算出方法
Scope1 原単位	t-CO ₂ /億円	Scope1 / 売上高
エネルギー起源	t-CO ₂	重油・ガソリン・軽油・天然ガス・都市ガス・LPG・LNGの使用によるCO ₂ 排出量 Σ [(燃料油、ガスの年間使用量) × エネルギー毎のCO ₂ 換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver5.0) (令和6年2月)
非エネルギー起源	t-CO ₂	非エネルギー起源CO ₂ ・メタン(CH ₄)・四フッ化炭素(CF ₄)・六フッ化硫黄(SF ₆)・三フッ化窒素(NF ₃)・一酸化二窒素(N ₂ O)・フロン類(HFC)・アセチレン・潤滑油・グリースの使用によるCO ₂ 排出量 Σ (各ガスの年間排出量 × ガス毎の地球温暖化係数) 地球温暖化係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver5.0) (令和6年2月)
Scope2 原単位	t-CO ₂ /億円	Scope2(マーケット基準) / 売上高
電気	t-CO ₂	電気の購入によるCO ₂ 排出量 電力購入量 × CO ₂ 換算係数 ロケーション基準 換算係数： 国内 「電気事業低炭素社会協議会」調整後排出係数より 2023年度：0.437t-CO ₂ /MWh(2024年2月6日公表値) 2022年度：0.436t-CO ₂ /MWh 2021年度：0.441t-CO ₂ /MWh 海外 IEA最新値(国別) マーケット基準 換算係数： 国内 電力会社ごとの排出係数(調整後排出係数)を使用 *環境省 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 「電気事業者別排出係数」より 海外 IEA最新値(国別)
蒸気	t-CO ₂	供給された蒸気の製造にかかるCO ₂ 排出量 Σ [供給された蒸気の製造に使用した都市ガスの年間使用量 × CO ₂ 換算係数] 換算係数：環境省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(Ver5.0) (令和6年2月)
NOx	t	工場のボイラーなどから排出された窒素酸化物量 NOx濃度(ppm) × 10 ⁻⁶ × 乾きガス排出ガス量(m ³ N/hr) 運転時間(hr/年) × 46/22.4 × 10 ⁻³
SOx	t	工場のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量 SOx濃度(ppm) × 10 ⁻⁶ × 乾きガス排出ガス量(m ³ N/hr) 運転時間(hr/年) × 64/22.4 × 10 ⁻³

指標		単位	算出方法		
化学物質	PRTR	kg	PRTR制度(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)対象物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量100kg以上の物質(集計範囲：新光電気グループ(国内))		
	VOC	t	電機・電子4団体の環境自主行動計画にて定めたVOC(揮発性有機化合物)20物質のうち、対象1物質あたりの年間取扱量100kg以上の物質の排出量合計(集計範囲：新光電気グループ(国内))		
水域	総排水量	千m ³	公共用水域および下水道への年間排水量(消雪用の地下水は含めない)		
	BOD	t	水質汚濁の程度をはかる指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に必要な酸素量 BOD濃度(mg/l)×排水量(m ³ /年)×10 ⁻⁶		
	水消費量	千m ³	総取水量-総排水量 (GRIサステナビリティ・レポート・スタンダード開示事項303-5による)		
廃棄物+有価物		t	廃棄物および有価物の総排出量		
廃棄物	有害	有効利用物	サーマル	t	各国の法規制で有害廃棄物とされる廃棄物(日本では特別管理廃棄物)のうち、サーマルリサイクル ^{※1} した量
			マテリアル	t	各国の法規制で有害廃棄物とされる廃棄物(日本では特別管理廃棄物)のうち、マテリアルリサイクル ^{※2} した量
		非有効利用	t	各国の法規制で有害廃棄物とされる廃棄物(日本では特別管理廃棄物)のうち、単純焼却もしくは直接埋立てした量	
	非有害	有効利用物	サーマル	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、サーマルリサイクル ^{※1} した量
			マテリアル	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、マテリアルリサイクル ^{※2} した量
		非有効利用	t	有害廃棄物でない廃棄物のうち、単純焼却もしくは埋立てした量	
		埋立て(廃棄物の内数)	t	直接埋立ておよび中間処理後に埋め立てされる残渣物量の合計	
		有価物	t	事業活動から生じた不要物のうち、有償で売却した量	
		有効利用率	%	(廃棄物の内の有効利用物+有価物) / (有価物+廃棄物)	

※1 サーマルリサイクル 焼却の際に生じる熱エネルギーを再利用すること

※2 マテリアルリサイクル 材料・原料として再利用すること

■サプライチェーン排出量 (GHGプロトコルスタンダードに基づく温室効果ガス排出量)

カテゴリ	算出方法
1 購入した製品・サービス	年度内の部材調達量および生産委託金額×調達量当たりの排出原単位 国内の部材調達量は重量ベース、国内の生産委託と海外の部材調達量は金額ベースで集計し、それぞれ上位90%に相当する重量もしくは金額を対象に含む。 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
2 資本財	当該年度の資本財に関する設備投資額×排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4
3 Scope1, 2に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	購入した燃料やガスおよび外部から調達した電力の年間購入量×排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
上流 4 輸送・配送	①+② ①年度内の輸送量(調達額上位90%に相当するサプライヤ対象)×排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4 ・国内の排出原単位データベース ②新光電気グループを荷主とする国内輸送に関わるCO ₂ 排出量 算出方法：「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(省エネ法)に基づく新光電気グループを荷主とする国内輸送に関わるCO ₂ 排出量燃費法(一部車両)および改良トンキロ法(車両、鉄道、航空)
5 事業から出る廃棄物	事業所が排出した廃棄物の種類・処理方法別の年間処理・リサイクル量×年間処理・リサイクル量当たりの排出原単位 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4 ・IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
自社 6 出張	①+② ①(移動手段別)Σ(交通費支給額×排出原単位) 排出原単位：・サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.3.4 ②自家用車 Σ(輸送人・キロ×排出原単位) 排出原単位：IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)
7 雇用者の通勤	Σ(輸送人・キロ×排出原単位) 排出原単位：IDEAv2.3(サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用)

環境測定データ

■水質 単位：水素イオン指数以外 (mg/L)

更北工場（排水先：下水道）

項目	国の基準	県の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	600	600	540	250	122
浮遊物質量	600	600	300	120	32
n-ヘキサン	5	5	4.5	<1	<1
銅	3	3	1	0.40	0.24
亜鉛	2	2	1	0.09	0.05
溶解性鉄	10	10	5	0.12	0.06
水素イオン指数	5.0～9.0	5.0～9.0	5.2～8.8	最小	最大
				6.5	7.7

若穂工場（排水先：下水道）

項目	国の基準	県の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	600	600	540	290	172
浮遊物質量	600	600	200	140	70
n-ヘキサン	5	5	4.5	<1	<1
銅	3	2	1.8	0.36	0.28
亜鉛 ^{*1}	4	3	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	<0.02	<0.02
溶解性マンガン	10	10	4	0.07	0.02
クロム	2	2	0.4	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.0～9.0	5.0～9.0	5.2～8.8	最小	最大
				7.2	8.4

高丘工場（排水先：河川）

項目	国の基準	県の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	30	27	11	4.6
浮遊物質量	200	50	25	23	8
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.23	0.11
亜鉛 ^{*1}	4	3	1.5	0.04	0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.09	0.05
溶解性マンガン	10	10	3	0.05	0.03
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	最小	最大
				6.3	8.1

新井工場（排水先：河川）

項目	国の基準	県の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	25	23	5.3	3.4
浮遊物質量	200	50	32	8	3
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.14	0.05
亜鉛 ^{*1}	4	4	1	0.06	0.06
溶解性鉄	10	10	5	2.60	1.53
溶解性マンガン	10	10	3	0.53	0.41
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.0～8.4	最小	最大
				6.9	7.7

京ヶ瀬工場（排水先：河川）

項目	国の基準	県の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
BOD	160	160	80	8.2	6.1
浮遊物質量	200	200	65	2	1
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.03	0.02
亜鉛 ^{*1}	4	4	1	0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.17	0.13
溶解性マンガン	10	10	3	0.06	0.02
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02
水素イオン指数	5.8～8.6	5.8～8.6	6.2～8.2	最小	最大
				6.3	7.1

※1 国・県の基準値は、2024年12月10日までの暫定基準

環境マネジメントシステム ISO14001

【新光電気グループ ISO14001取得事業所割合】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
国内	100% (1社)	100% (1社)	100% (1社)	100% (1社)	100% (1社)
海外生産拠点	100% (3社)	100% (3社)	100% (3社)	100% (2社)	100% (2社)

国内：富士通グループとして統合認証を取得

海外生産拠点：各社において認証を取得

【ISO14001認証取得一覧】

■国内

新光電気工業株式会社

登録事業所 [新光電気工業株式会社]

本社(更北工場)、若穂工場、高丘工場、新井工場、京ヶ瀬工場、新光開発センター

[国内子会社]

新光テクノサーブ株式会社

認証機関 株式会社日本環境認証機構(JACO)

登録番号 EC98J2005-D601

登録日 1995年9月12日

■海外

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.

認証機関 Bureau Veritas Quality International

登録番号 MY008657

登録日 2000年10月18日

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.

認証機関 Korean Foundation for Quality

登録番号 EAC-0642801

登録日 2003年7月3日

第三者保証報告書

「新光電気グループ サステナビリティレポート2024」では、開示情報の信頼性確保のために、特定の環境パフォーマンス指標の2023年度実績に対してKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けています。

独立した第三者保証報告書

2024年9月27日

新光電気工業株式会社
代表取締役社長 倉嶋 進 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町一丁目9番7号

代表取締役 斎藤 和彦 (印)

当社は、新光電気工業株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成したサステナビリティレポート2024(以下、「レポート」という。)に記載されている2023年4月1日から2024年3月31日までの対象とした★マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

会社が定めた指標の算定・報告規準(以下、「会社の定める規準」という。レポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及びISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主としてレポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- レポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める規準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した高丘工場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

上述の保証手続の結果、レポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性並びにその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質マネジメント基準第1号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準並びに適用される法令及び規則の要件の遵守に関する方針又は手続を含む、品質マネジメントシステムをデザイン、適用及び運用している。

以上

上記は保証報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社及びKPMGあずさサステナビリティ株式会社がそれぞれ別途保管しています。

GRIスタンダード対照表

GRI 2: 一般開示事項 2021		掲載頁	掲載項目
1. 組織と報告実務			
2-1	組織の詳細	5-8	新光電気グループ概要
2-2	組織のサステナビリティ報告の対象となる事業体	2	編集方針
2-3	報告期間、報告頻度、連絡先	2	編集方針・お問い合わせ先
2-4	情報の修正・訂正記述	100-105	環境データ
2-5	外部保証	106	第三者保証報告書
2. 活動と労働者			
2-6	活動、バリューチェーン、その他の取引関係	5-8 73-77	新光電気グループ概要 サプライチェーンによる社会的責任の推進
2-7	従業員	98	社員関連データ
2-8	従業員以外の労働者	-	-
3. ガバナンス			
2-9	ガバナンス構造と構成	79-82 99	コーポレート・ガバナンス ガバナンス関連データ
2-10	最高ガバナンス機関における指名と選出	79-82	コーポレート・ガバナンス
2-11	最高ガバナンス機関の議長	79-82	コーポレート・ガバナンス
2-12	インパクトのマネジメントの監督における最高ガバナンス機関の役割	11 28-32 86-87	サステナビリティ活動推進体制 環境マネジメント リスクマネジメント推進体制・リスクマネジメントプロセス
2-13	インパクトのマネジメントに関する責任の移譲	11 28-32 86	サステナビリティ活動推進体制 環境マネジメント リスクマネジメント推進体制
2-14	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	11	サステナビリティ活動推進体制
2-15	利益相反	-	「コーポレート・ガバナンス報告書」
2-16	重大な懸念事項の伝達	79-81 86-87	コーポレート・ガバナンス体制 リスクマネジメント推進体制・リスクマネジメントプロセス
2-17	最高ガバナンス機関の集会的知見	11-12	サステナビリティマネジメント
2-18	最高ガバナンス機関のパフォーマンス評価	79-81	コーポレート・ガバナンス体制
2-19	報酬方針	81-82 -	役員報酬について 「有価証券報告書【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
2-20	報酬の決定プロセス	81-82 -	役員報酬について 「有価証券報告書【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
2-21	年間報酬総額の比率	-	-
4. 戦略、方針、実務慣行			
2-22	持続可能な発展に向けた戦略に関する声明	3-4	トップメッセージ
2-23	方針声明	9 20 53-54	SHINKO Way RBA行動規範への取り組み 人権の尊重
2-24	方針声明の実践	53-54 73-77 83-85	人権の尊重 サプライチェーンによる社会的責任の推進 コンプライアンス
2-25	マイナスのインパクトの是正プロセス	32 54 62-63 84-85	環境関連法規制への対応 人権相談への対応 安全衛生・防火防災推進体制 内部通報制度の整備
2-26	助言を求める制度および懸念を提起する制度	54 77 84-85	人権相談への対応 調達活動におけるコンプライアンスの徹底 内部通報制度の整備
2-27	法規制遵守	32 63 75	環境関連法規制への対応 労働災害の発生状況 サプライチェーンにおける人権問題
2-28	会員資格を持つ団体	-	※該当なし

GRI 2: 一般開示事項 2021		掲載頁	掲載項目
5. ステークホルダー・エンゲージメント			
2-29	ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ	21 59 65-66 72 73-74	ステークホルダーとのコミュニケーション・外部評価 労使関係 地域に根差した貢献 お客様への対応 企業の社会的責任に配慮した調達活動
2-30	労働協約	59	労使関係

GRI 3: マテリアルな項目 2021		掲載頁	掲載項目
3-1	マテリアルな項目の決定プロセス	12	重要課題
3-2	マテリアルな項目のリスト	12	重要課題
3-3	マテリアルな項目のマネジメント	11 13-17 20 24-26 27 28-32 33-39 53-54 55-56 60-61 62-64 73-77	サステナビリティ活動推進体制 重要課題活動目標 RBA行動規範への取り組み 中長期環境目標 環境行動計画 環境マネジメント 気候変動 人権の尊重 ダイバーシティの尊重 人材の育成と活用 労働安全衛生 サプライチェーンによる社会的責任の推進

		掲載頁	掲載項目
GRI 201: 経済パフォーマンス 2016			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	5-8 97 -	新光電気グループ概要 業績・財務データ(連結) 「有価証券報告書【経理の状況】」
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	33-39 86	気候変動 リスクマネジメント推進体制
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度	-	「有価証券報告書【経理の状況】」
201-4	政府から受けた資金援助	-	-
GRI 202: 地域経済での存在感 2016			
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率(男女別)	-	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-	-
GRI 203: 間接的な経済的インパクト 2016			
203-1	インフラ投資および支援サービス	67	青少年育成支援活動
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	-	-
GRI 204: 調達慣行 2016			
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-	-
GRI 205: 腐敗防止 2016			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	87	リスクマネジメントプロセス
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	73-74 83-85	企業の社会的責任に配慮した調達活動 コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-	※該当なし
GRI 206: 反競争的行為 2016			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置	-	※該当なし
GRI 207: 税金 2019			
207-1	税務へのアプローチ	-	-
207-2	税務ガバナンス、管理、およびリスクマネジメント	86 87	リスクマネジメント推進体制 リスクマネジメントプロセス
207-3	税務に関連するステークホルダー・エンゲージメントおよび懸念への対処	-	-
207-4	国別の報告	-	-
GRI 301: 原材料 2016			
301-1	使用原材料の重量または体積	100-105	環境データ
301-2	使用したリサイクル材料	-	-
301-3	再生利用された製品と梱包材	51	海外拠点の取り組み
GRI 302: エネルギー 2016			
302-1	組織内のエネルギー消費量	100-105	環境データ

		掲載頁	掲載項目
302-2	組織外のエネルギー消費量	-	-
302-3	エネルギー原単位	100-105	環境データ
302-4	エネルギー消費量の削減	33-39 51 100-105	気候変動 海外拠点の取り組み 環境データ
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-	-
GRI 303：水と排水 2018			
303-1	共有資源としての水の相互作用	44-46 76 100-105	水使用量削減 グリーン調達活動 環境データ
303-2	排水に関連するインパクトのマネジメント	100-105	環境データ
303-3	取水	100-105	環境データ
303-4	排水	100-105	環境データ
303-5	水消費	100-105	環境データ
GRI 304：生物多様性2016			
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業拠点	-	※該当なし
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	47-49	生物多様性の保全
304-3	生息地の保護・復元	47-49 66	生物多様性の保全 地域環境保全活動
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-	※該当なし
GRI 305：大気への排出 2016			
305-1	直接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ1)	100-105	環境データ
305-2	間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ2)	100-105	環境データ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス(GHG)排出量(スコープ3)	100-105	環境データ
305-4	温室効果ガス(GHG)排出原単位	100-105	環境データ
305-5	温室効果ガス(GHG)排出量の削減	33-39	気候変動
305-6	オゾン層破壊物質(ODS)の排出量	30 100-105	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」への対応 環境データ
305-7	窒素酸化物(NOx)、硫黄酸化物(SOx)、およびその他の重大な大気排出物	100-105	環境データ
GRI 306：廃棄物 2020			
306-1	廃棄物の発生と廃棄物関連の著しいインパクト	40-43 100-105	廃棄物削減 環境データ
306-2	廃棄物関連の著しいインパクトの管理	40-43 100-105	廃棄物削減 環境データ
306-3	発生した廃棄物	40-43 100-105	廃棄物削減 環境データ
306-4	処分されなかった廃棄物	40-43 100-105	廃棄物削減 環境データ
306-5	処分された廃棄物	40-43 100-105	廃棄物削減 環境データ
GRI 308：サプライヤーの環境面のアセスメント 2016			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	73-74 76	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
GRI 401：雇用 2016			
401-1	従業員の新規雇用と離職	98	社員関連データ
401-2	フルタイム従業員には支給され、有期雇用の従業員やパートタイム従業員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	98	社員関連データ
GRI 402：労使関係 2016			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
GRI 403：労働安全衛生 2018			
403-1	労働安全衛生マネジメントシステム	62-64	労働安全衛生
403-2	危険性(ハザード)の特定、リスク評価、事故調査	62-64	労働安全衛生
403-3	労働衛生サービス	62-64	労働安全衛生
403-4	労働安全衛生における労働者の参加、協議、コミュニケーション	59 62-64	労使関係 労働安全衛生

		掲載頁	掲載項目
403-5	労働安全衛生に関する労働者研修	62-64	労働安全衛生
403-6	労働者の健康増進	62-64	労働安全衛生
403-7	ビジネス上の関係で直接結びついた労働安全衛生の影響の防止と緩和	62-63	安全衛生・防火防災推進体制
403-8	労働安全衛生マネジメントシステムの対象となる労働者	62-64	労働安全衛生
403-9	労働関連の傷害	62-64 98	労働安全衛生 社員関連データ
403-10	労働関連の疾病・体調不良	62-64 98	労働安全衛生 社員関連データ
GRI 404 : 研修と教育 2016			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	61 98	教育・研修の取り組み 社員関連データ
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	55-56 60 61	女性の活躍推進に向けた取り組み 教育体系 教育・研修の取り組み
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	61	公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度
GRI 405 : ダイバーシティと機会均等 2016			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	99 98	ガバナンス関連データ 社員関連データ
405-2	基本給と報酬総額の男女比	55-56	女性の活躍推進に向けた取り組み
GRI 406 : 非差別 2016			
406-1	差別事例と実施した救済措置	54	人権相談への対応
GRI 407 : 結社の自由と団体交渉 2016			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
GRI 408 : 児童労働 2016			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	53-54 73-74	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
GRI 409 : 強制労働 2016			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	53-54 73-74	人権の尊重 企業の社会的責任に配慮した調達活動
GRI 410 : 保安慣行 2016			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
GRI 411 : 先住民族の権利 2016			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例	-	※該当事項なし
GRI 413 : 地域コミュニティ 2016			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	21 47-50 65-68	ステークホルダーとのコミュニケーション 自然共生 地域社会への貢献
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト(顕在化しているもの、潜在的なもの)を及ぼす事業所	-	-
GRI 414 : サプライヤーの社会面のアセスメント 2016			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	-	-
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	73-74 75	企業の社会的責任に配慮した調達活動 「責任ある鉱物調達」の取り組み
GRI 415 : 公共政策 2016			
415-1	政治献金	-	-
GRI 416 : 顧客の安全衛生 2016			
416-1	製品およびサービスのカテゴリに対する安全衛生インパクトの評価	-	-
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	※該当なし
GRI 417 : マーケティングとラベリング 2016			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	※該当なし
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	※該当なし
GRI 418 : 顧客プライバシー 2016			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	91-92	情報セキュリティ
GRI 306 : 排水および廃棄物 2016			
306-3	重大な漏出	28-32	環境マネジメント